

常 滑 市 地 域 防 災 計 画

—地震・津波災害対策計画—

(令和 7 年 2 月修正)

常 滑 市 防 災 会 議

常滑市防災計画 【 地震・津波災害対策計画 】 目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第2章 被害想定及び減災効果	3
第1節 基本的な考え方	
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	
第3章 基本理念及び重点を置くべき事項	13
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第4章 処理すべき事務又は業務の大綱	16
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
第3節 防災組織	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	44
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 建築物等の安全化	49
第1節 建築物の耐震推進	
第2節 交通関係施設等の整備	
第3節 ライフライン関係施設等の整備	
第4節 文化財の保護	
第5節 地震防災施設等の整備計画	
第3章 都市の防災性の向上	61
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	
第3節 建築物の不燃化の促進	
第4節 市街地の面的な整備・改善	
第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	63
第1節 土地利用の適正誘導	
第2節 液状化対策の推進	
第3節 宅地造成の規制誘導	
第4節 土砂災害の防止	
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	
第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	67
第6章 避難行動の促進対策	73
第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	

第2節	避難場所の指定	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	78
第1節	避難所の指定・整備等	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	86
第1節	火災予防対策に関する指導	
第2節	消防力の整備強化	
第3節	危険物施設防災計画	
第4節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第9章	津波等予防対策	89
第1節	津波対策に係る地域の指定等	
第2節	津波防災体制の充実	
第3節	津波防災知識の普及	
第4節	津波等防災事業の推進	
第10章	広域応援・受援体制の整備	94
第1節	広域応援・受援体制の整備	
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節	防災活動拠点の確保等	
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	97
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第12章	震災に関する調査研究の推進	103
 第3編 災害応急対策		
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	104
第1節	災害対策本部の設置・運営	
第2節	非常配備及び非常連絡	
第3節	職員の派遣要請	
第4節	災害救助法の適用	
第2章	避難行動	108
第1節	津波警報等の伝達	
第2節	避難情報	
第3節	住民等の避難誘導等	
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	117
第1節	被害状況等の収集・伝達	
第2節	通信手段の確保	
第3節	広報	

第4章 応援協力・派遣要請	127
第1節 応援協力	
第2節 応援部隊等による広域応援等	
第3節 自衛隊の災害派遣	
第4節 ボランティアの受入	
第5節 防災活動拠点の確保等	
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第5章 救出・救助対策	139
第1節 救出・救助活動	
第2節 航空機の活用	
第6章 消防活動・危険性物質対策	142
第1節 消防活動	
第2節 危険物施設対策計画	
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	155
第1節 医療救護	
第2節 防疫・保健衛生	
第8章 交通の確保・緊急輸送対策	156
第1節 道路交通規制等	
第2節 道路施設対策	
第3節 空港施設対策	
第4節 港湾・漁港施設対策	
第5節 鉄道施設対策	
第6節 緊急輸送手段の確保	
第9章 浸水・津波対策	164
第1節 浸水対策	
第2節 津波対策	
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	166
第1節 避難所の開設・運営	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	171
第1節 給水	
第2節 食品の供給	
第3節 生活必需品の供給	
第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	175
第1節 環境汚染防止対策	
第2節 地域安全対策	
第13章 遺体の取扱い	177
第1節 遺体の搜索	
第2節 遺体の処理	
第3節 遺体の埋火葬	
第14章 ライフライン施設等の応急対策	180
第1節 電力施設対策	

第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道施設対策	
第4節	下水道施設対策	
第5節	通信施設の応急措置	
第6節	郵便業務の応急措置	
第7節	ライフライン施設の応急復旧	
第15章	住宅対策	189
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第16章	学校における対策	195
第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	198
第1節	復興計画等の策定	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	202
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	204
第4章	震災復興都市計画の手続き	206
第1節	第一次建築制限	
第2節	第二次建築制限	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章	被災者等の生活再建等の支援	208
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	金融対策	
第4節	住宅等対策	
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	214
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農林水産業の再建支援	

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	総則	213
------------	-----------	------------

第1節	計画の目的	
第2節	南海トラフ地震に関する情報	
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	
第2章	災害対策本部の設置等	221
第1節	災害対策本部の設置等	
第2節	災害対策本部の組織及び運営	
第3節	災害応急対策要員の参集	
第3章	地震発生時の応急対策等	221
第1節	地震発生時の応急対策	
第2節	資器材、人員等の配備手配	
第3節	他機関に対する応援要請	
第4章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	223
第1節	津波からの防護のための施設の整備等	
第2節	津波に関する情報の伝達等	
第3節	避難対策	
第4節	消防機関等の活動	
第5節	水道、電気、ガス、通信及び放送関係	
第6節	交通対策	
第7節	市が管理又は運営する施設に関する対策	
第8節	迅速な救助	
第5章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	232
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	
第6章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等	237
第7章	防災訓練計画	237
第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	238
第1節	市職員等に対する教育	
第2節	住民等に対する教育	
第3節	児童・生徒等に対する教育	
第4節	防災上重要な施設管理者に対する教育	
第5節	自動車運転者に対する教育	
第6節	地震相談窓口の設置	
(参考1)	南海トラフ巨大地震モデル検討会における震度分布、液状化危険度、浸水想定域を前提とした市町村別試算について	240
(参考2)	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書	242

別紙 地震防災強化計画（東海地震関係）

第1章	総則	1
第1節	強化計画の目的	
第2節	東海地震に関する情報	
第3節	防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱	
第2章	地震災害警戒本部の設置等	4

第1節	地震災害警戒本部の設置等	
第2節	警戒宣言発令時等の情報伝達	
第3節	警戒宣言発令時等の広報	
第4節	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第3章	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	13
第1節	主要食糧、医薬品、住宅等の確保	
第2節	災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
第4章	発災に備えた直前対策	18
第1節	避難対策	
第2節	消防、浸水等対策	
第3節	社会秩序の維持対策	
第4節	道路交通対策	
第5節	鉄道	
第6節	バス	
第7節	海上交通	
第8節	空港	
第9節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
第10節	生活必需品の確保	
第11節	金融対策	
第12節	郵政事業対策	
第13節	病院、診療所	
第14節	百貨店等	
第15節	緊急輸送	
第16節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	
第5章	市が管理又は運営する施設に関する対策	37
第1節	道路	
第2節	河川及び海岸保全施設等	
第3節	農業用施設	
第4節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	
第5節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	
第6節	工事中の建築物等に対する措置	
第6章	他機関に対する応援要請	42
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	
第2節	自衛隊の地震防災派遣	
第3節	消防機関相互の応援体制の整備	
第7章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等	43
第8章	大規模な地震に係る防災訓練計画	44
第9章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	46
(参考)	東海地震等による常滑市への被害予測	49

第1編 総則

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする

第2節 計画の性格

1 地域防災計画―地震・津波災害対策計画―

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、常滑市防災会議が常滑市の地域に係る防災計画として作成する「常滑市地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共の団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 常滑市防災会議は、毎年、愛知県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は、地域防災計画において、

- ①地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- ②東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ③東海地震に係る防災訓練に関する事項
- ④東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の39市町村（平成24年1月4日現在）である。

名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の54市町村（平成26年3月28日現在）である。

4 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ① 人命を最大限守る
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする

5 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等

第2章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測

ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）
- 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(イ) 結果（「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月 愛知県防災会議地震部会）

a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。
 - 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
- 震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強：4市町、**常滑市：震度6強**

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波（30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）
4.4m	58分 ※津波高30cm	約360ha

	項目	県全体	常滑市
建物被害 *1	揺れによる全壊	約47,000棟	約400棟
	液状化による全壊	約16,000棟	約10棟
	津波・浸水による全壊	約8,400棟	約200棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	約20棟
	地震火災による焼失	約23,000棟	約10棟
	合 計	約94,000棟	約500棟
人的被害 *2	建物倒壊等による死者	約2,400人	約80人
	浸水・津波による死者	約3,900人	約80人
	急傾斜地崩壊等による死者	約50人	被害わずか
	地震火災による死者	約90人	被害わずか
	死者数合計	約6,400人	約100人
ライフライン被害	上水道（断水人口）	約7,021,000人	約54,00人
	下水道（機能支障人口）*3	約3,207,000人	約22,000人
	電力（停電軒数）	約3,757,000軒	約28,000人
	固定電話（不通回線数）	約1,205,000回線	約10,000人
	携帯電話（停波基地局率）*3	約81%	約81%
	都市ガス（復旧対象戸数）	約169,000戸	被害わずか
	LPGガス（機能支障世帯）	約162,000世帯	約2,500人

	項目		県全体
の生活への影響	避難者数 *4	避難所	約799,000人
		避難所外	約748,000人

	合 計	約 1,547,000 人
	帰宅困難者数*5	約 858,000～ 約 930,000 人
	飲料水不足*6	約 13,000 トン
	食料不足*6	約 214 万食
	毛布不足	約 45 万枚
	入院対応不足数	約 6,300 人
	外来対応不足数	約 5,100 人
廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約 13,374,000 トン
	津波堆積物	約 6,465,000 トン
	合 計	約 19,839,000 トン
経済被害	直接的経済被害 （復旧に要する費用）	約 13.86 兆円
	間接的経済被害 （生産額の低下）	約 3.00 兆円

- *1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合
 *2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜 5 時の場合
 *3 発災 1 日後の想定
 *4 発災 1 週間後の想定
 *5 平日 12 時
 *6 1～3 日目の計

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定
＜揺れ、液状化＞

- 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。
- 震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。
- 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。
陸側ケース 震度7：32市町村、6強：14市町、6弱：8市町村、**常滑市：7**
東側ケース 震度7：17市町、6強：27市町村、6弱：5市町、5強：4市町、5弱：1村、**常滑市：6強**

＜浸水・津波＞

- 渥美半島の外海では、最短で約5分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
- 津波ケース①の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース⑦の場合に県全体の死者数が最大となる。

【常滑市】陸側ケース

津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）
①	4.3m	55分 ※津波高30cm	約454ha
⑦	4.2m	54分 ※津波高30cm	約286ha

＜被害量の想定結果＞ 【常滑市】

建物被害	揺れによる全壊	約6,000棟	人的被害	建物倒壊等による死者	約400人
	液状化による全壊	約100棟		浸水・津波による死者	約300人
	津波・浸水による全壊	約30棟		急傾斜地崩壊等による死者	若干人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約30棟		地震火災による死者	約100人
	地震火災による焼失	約3,000棟		死者数合計	約800人
*1	合 計	約9,200棟	*2		

*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース⑦）

*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース①）

(ウ) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

＜被害量の想定結果＞（常滑市災害廃棄物処理計画（平成30年1月））

廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約213,000トン
	津波堆積物	約88,000トン
	合 計	約301,000トン

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- 建物の耐震化率100%の達成（現状：約85%）
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成（現状：50%）
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659棟）

イ 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される
- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

(ア) 建物被害（愛知県）

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約47,000棟	約20,000棟 (約6割減)	約242,000棟	約103,000棟 (約6割減)

* 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(イ) 人的被害（愛知県）

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約6,400人	約1,200人 (約8割減)	約29,000人	約11,000人 (約6割減)
うち建物倒壊等による死者	約2,400人	約700人 (約7割減)	約14,000人	約4,900人 (約7割減)
うち浸水・津波による死者	約3,900人	約300人 (約9割減)	約13,000人	約3,500人 (約7割減)
自力脱出困難	約800人	約200人 (約8割減)	約5,500人	約1,500人 (約7割減)
津波からの逃げ遅れ	約3,100人	約200人 (約9割減)	約7,100人	約2,000人 (約7割減)

*1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

*2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(ウ) 経済被害額（過去地震最大モデル）

項 目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約13.86兆円	約11.25兆円（約2割減）

2 東海地震・東南海地震等の被害予測

(1) 調査の目的

平成4年度から3年間かけて実施した調査から、県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しいデータが蓄積されるとともに、平成13年度においては国の中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震に係る想定震源域の見直しや震度分布など、地震に関する最新の知見が示されている。

以上のような状況を踏まえ、県は、海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成14年度及び平成15年度の2年間で実施した。

(2) 調査結果の概要

ア 前提条件

	想定東海地震 予知あり・なし	想定 東南海地震	想定東海・東南海 地震の連動	養老・桑名・ 四日市断層帯
規模	Mw7.96	Mw8.15	Mw8.27	M7.4
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県
震源の深さ	約10～30km			約5～18km
想定ケース	①冬早朝5時 ②春秋昼12時 ③冬夕刻18時			
調査単位	市町村又は500mメッシュ			
調査項目	地震動、液状化、津波、建物崩壊、火災、交通施設・人的被害ほか			

*Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード

イ 結果

ー：わずか

		東海地震＊1	東南海地震	東海・東南海地震連動	養老―桑名―四日市断層帯
地震動・液状化		渥美半島、県東部では、大半が震度5強から6弱、一部6強。豊橋平野、岡崎平野南部において液状化の危険性が極めて高い。	渥美・知多半島の一部で震度6強、山間部を除く大半で6弱。濃尾平野南西部及び岡崎平野南部において液状化の危険性が極めて高い。	渥美・知多半島の多くで震度6強以上、東三河、濃尾平野で6弱以上。液状化については、東海地震・東南海地震を重ね合わせた結果と類似している。	海部地区で震度6弱以上。濃尾平野で5強以上。濃尾平野西部において液状化の危険性が極めて高い。
津波		地震発生後、約30分で伊良湖岬、約90分で名古屋港に第1波が到達する。伊勢湾・三河湾の水位上昇は朔望平均満潮位を含めT.P.(東京湾平均海面)＋2～3mとなる。浸水は、蒲郡市形原漁港、赤羽根町(現田原市)赤羽根漁港、南知多町山海川河口付近等で想定されている。			＊2
建物	揺れ・液状化による全壊棟数(棟)	約12,000	約60,000	約98,000	約9,500
	津波による全壊棟数(棟)	約10	約10	約60	—
	山崖崩れによる全壊戸数(戸)	約990	約2,000	約3,000	約180
火災	出火件数(冬18時)(件)	約170	約780	約1,200	約50
	焼失棟数(棟)	約2,400	約15,000	約49,000	約70
ライフライン	上水道(断水需要家数)(戸)	約340,000	約1,100,000	約1,500,000	約260,000
	都市ガス(供給需要家数)(戸)	約52,000	約490,000	約930,000	約170
	LPガス(要点検需要家数)	約29,000	約92,000	約130,000	約15,000
	電力(停電数)(契約口数)	約140,000	約530,000	約640,000	約180,000
	一般電話(通話機能支障数)(件)	約23,000	約150,000	約220,000	約33,000
	下水道(機能支障人口)(人)	約23,000	約60,000	約80,000	約37,000
人的・生活機能	死者(人)(冬5時)	約270	約1,300	約2,400	約70
	負傷者数(人)	約13,000	約47,000	約66,000	約4,000
	要救助者数(人)	約2,800	約14,000	約23,000	約790
	帰宅困難者数(人)＊3	約980,000(東海地震の警戒宣言発令時約360,000)			
	避難所生活者数(人)＊4	約160,000	約520,000	約780,000	約130,000
	要転院患者数(人)	約1,300	約3,900	約6,100	約1,100
	医療対応不足数(人)	約50	約280	約530	0
	日常受療困難者数(人)	約12,000	約42,000	約69,000	約11,000
	食糧不足数(人分)＊5	—	約400,000	約720,000	—
	給水不足量(トン)＊6	—	約2,100	約6,100	—
経済被害(億円)		約17,000	約63,000	約120,000	約14,000

＊1 予知なしの場合

＊2 養老―桑名―四日市断層帯は、津波が発生しない。

＊3 すべての交通機関が停止すると想定

＊4 発災1日後の想定

＊5・6 食料は不足数が最大になる発災3日目、給水は不足数が最大となる日の想定

3 濃尾地震の再来に係る被害予測結果

(1) 再来地震の内容

明治24年10月28日、岐阜県本巣郡根尾村(現本巣市)を震源として発生した濃尾地震が、今日再び発生したと仮定したもの

想定地震	規模	震源地	震源の深さ	食い違い量	推定地震断層
濃尾地震の再来	マグニチュード 8.0	岐阜県本巣郡 根尾村(現本巣市)	30km	約6m	岐阜一名古屋線 大垣―蟹江線

※ 内陸型大地震の発生の危険性や予知等は困難であるとされているので、内陸型大地震の一つの目安として今日再び濃尾地震が再来した場合の被害予測を行った。

(2) 自然現象の予測結果

ア 地震動の予測結果

地震基盤(第四紀洪積層上面)上での最大加速度は、断層線上で約450ガルを示すが、断層から遠ざかるに従って急速に減衰している。

本県内における地表面最大加速度は、断層から約10km以内では、400ガルを超える地震動と予測される。

イ 液状化危険度の予測結果

(ア) 濃尾平野北西部から南部に達する地区及びその周辺部では、かなり激しい液状化が発生すると予測される。

(イ) 豊田市内、知多半島北部の一部地域で液状化発生の可能性が高いと予測される。

(ウ) 三河地区においても一部の地域で液状化の発生が予測される。

(3) 物的被害の予測結果

ア 振動による木造家屋の被害予測結果

全県の全壊・半壊棟数は、約43万8千棟で、県全体の木造家屋約231万棟の19%が被害を受けると予測される。

全壊被害は、尾張地方の、特に最大加速度400ガル以上になる地域に集中すると予測され、半壊被害の大半は、尾張地方の天白川以西に集中すると予測される。

イ 地震災害による木造家屋の被害予測結果

全県の被害は約1,400棟が焼失すると予測されているが、被害の多くは、名古屋市西部に集中している。

<木造家屋の被害予測結果>

要因	震動			火災
区分	全壊	半壊	計	焼失
被害棟数	132,817(5.8)	305,207(13.2)	439,522(19.1)	1,498(0.065)

※1 木造建物棟総数:2,305,593棟(平成2年1月1日を基準として各市町村から入手したもの)

※2 ()内は、被害率(%)を示す。

(4) 人的被害の予測結果

地震動や建築物の被害予測結果を基に算定すると、本県全体で、死者数は約9千6百人、負傷者数は約4万9千人と予測される。

<人的被害者数>

区分	死者数	負傷者数	計
被害者数	9,604(0.15)	48,810(0.76)	58,414(0.90)

※1 人口:6,455,172人(昭和60年国勢調査報告書による。)

※2 ()内は、被害率(%)を示す。

4 活断層に関する調査研究

活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び最優先順位付けを行うため、平成7年度に直下型大地震対策調査を実施した。これにより、県は平成8年度から活断層調査を行っているが、その結果は、次のとおりである。

(1) 知多北部・衣浦東部地域の活断層調査の結果

ア 大高―大府断層及び高浜撓曲崖

大高―大府断層と高浜撓曲崖は、音波探査や地質構造の結果から同一の断層であることが判明し、大高―高浜断層と称されることになった。この断層の活動間隔は1万年から1万7千年程度、最新活動時期は2千年から3千年程度前と推定される可能性が高いことが判明した。

イ 加木屋断層及び阿久比撓曲

加木屋断層と阿久比撓曲は、地質構造や物理探査の結果から半田市南部の成岩地区まで延びている同一の断層であることが判明し、加木屋―成岩断層と称されることになった。この断層の活動間隔は2万年程度と推定されるが、最新の活動時期の把握は困難であった。

ウ その他の断層

これまで加木屋断層の一部と考えられていた阿久比町から半田市亀崎地区付近に至る断層は、物理探査等の結果から加木屋断層とは連続せず、別の構造であることが判明し、この断層を阿久比東部撓曲と称することになった。この阿久比東部撓曲では、ここ数十万年に活動している証拠は得られなかった。

(2) 尾張西部地域の活断層調査の結果

ア 岐阜―一宮線

大深度反射法探査結果から深さ2,000m程度までの地下地質には、上下変位を示す累積的な構造は認められなかったため、岐阜―一宮線が大きな地震を繰り返し起こしてきた主要起震断層と想定することは困難である。しかし、地層の小規模な不連続は認められることなどから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあるため、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

イ 大藪―津島線及び大垣―今尾線

ボーリング資料解析結果からこれまで断層が存在すると指摘されている付近には、地層の不連続は認められなかった。また、通商産業省地質調査所が平成9年度に実施した大深度反射法探査によって、大藪―津島線及び大垣―今尾線に相当する構造はないことが判明した。

ウ 弥富線及び木曽岬線

長良川河口堰付近で行われた既往の大深度反射法探査結果では、弥富線は存在しない可能性が極めて高いものと考えられる。なお、木曽岬線については、新しい知見は得られなかった。

(3) 尾張北東部・西三河北西部地域の活断層調査の結果

ア 猿投―境川断層

各種調査・探査の結果、猿投―境川断層は、その南西方の高根山撓曲と地形・地質や断層の連続性から判断して、連続する断層の可能性が高い。その場合の長さは両者を合わせて約34kmと推定され、活動度はB級最下位(0.1m/千年程度)であることが確認された。

藤岡町深見地区で実施した詳細調査の結果、猿投―境川断層の最新活動時期は約11,800年前である可能性が高い。この断層の活動間隔は約1.4～3.4万年程度と推定される。活動間隔が相当長い、活動間隔値には誤差もあるため安全とは言い切れず、注意を怠ることはできない。

イ 高根山撓曲

地形・地質や断層の連続性から判断して、猿投一境川断層の一部と考えられる。

ウ 猿投山北断層

平成7～8年度に愛知県建築部が猿投山北断層の詳細な調査を実施し、この結果や既存資料等から断層の位置及び長さ（21 km）が判明している。

この調査によれば、1回の変位量と活動間隔の関係から、右横ずれを主体とした平均変位速度は0.5m／千年程度と推定され、活動度はB級中位である。また、最新活動時期は約1,900年前～3,300年前、活動間隔は約5,000年とされている。このことから、今後数百年以内という近い将来に活動する可能性は、完全に否定できないものの高くはないと考えられている。

エ 笠原断層

空中写真判読の結果、低断層崖の可能性のある地形が見いだされ、活断層の存在が推定された。

(4) 活断層文献調査研究

愛知県とその周辺の活断層に関する各種文献・資料の調査を平成11年度から平成13年度までの3年間かけて実施し、歴史地震一概要と活断層一、現在の地震活動、中部日本南部の主要活断層の長期評価、愛知県とその周辺の活断層についてまとめた。

養老一桑名一四日市断層帯の記述のなかで、地震発生の可能性が指摘された養老断層に近い濃尾平野の西方は軟弱地盤かつ海拔0メートル地帯であるため、有効な地震防災対策を総合的に検討することが急務であると指摘されている。

(参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価

[主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和4年（2022年）1月1日）]

愛知県	屏風山・恵那山－猿投山断層帯 (屏風山断層帯) ^(注5)	びょうぶやま・えなさん－さなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%～0.7%	0.4%～1%	0.8%～2%	不明	4,000～12,000年程度
	屏風山・恵那山－猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明 ^(注3)	不明
	屏風山・恵那山－猿投山断層帯 (恵那山－猿投山北断層帯)		7.7程度	A＊ランク	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～3%	0.001%～6%	0.4～1.1	約7,200～14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前
	屏風山・恵那山－猿投山断層帯 (猿投－高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃
	屏風山・恵那山－猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注5)		7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	いせわんだんそうたい	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03～0.1	10,000年～15,000年程度 概ね1000年前以後～800年前以前
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク	ほぼ0%～0.002%	ほぼ0%～0.004%	ほぼ0%～0.01%	0.2～0.4	5,000年～10,000年程度 概ね2,000年前以後～1,500年前以前
	伊勢湾断層帯 (白子－野間断層)		7.0程度	A＊ランク	0.2%～0.8%	0.3%～1%	0.7%～3%	0.6～0.8	8,000年程度 概ね6,500年前以後～5,000年前以前
	岐阜－一宮断層帯	ぎふ－いちのみやだんそうたい	活断層ではないと判断される。						

注)・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。

- ・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。
- ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。
- ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。
- ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

第3章 防災の基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県及び市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせで一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第2章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災

拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第4章 処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内 容
市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6) 避難の指示を行う。 (7) 被災者の救助を行う。 (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (15) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (17) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (19) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。 (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (21) 救助実施市である名古屋市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。

2 県

機関名	内 容
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (4) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。

	(5) 避難の指示を代行することができる。 (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。 (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (18) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (20) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (24) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。 (25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (27) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。
県警察	(1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することをを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。

	(9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を 行う。 (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。
--	---

3 指定公共機関

機関名	内 容
中部国際空港株式会社	(1) 地震に関する情報を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。 (2) 災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。 (3) 災害による空港施設及び航空保安施設の被害状況を調査し、関係機関に報告する。 (4) 災害に備え、地震防災応急対策用資機材並びに食料、飲料水及び生活用品を確保する。 (5) 災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。 (6) 災害が発生した場合、被災施設及び設備の早期復旧に努める。 (7) 災害が発生した場合、航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を 行う。
中部電力株式会社（※1）、株式会社 J E R A、 関西電力株式会社（※2）、電源開 発 株 式 会 社 （※3）	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 （※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。） （※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。） （※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
東邦瓦斯株式会社（※）	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 （※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、	要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
西日本電信電話株式会社	(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧

	を図る。 (4) 気象等警報を市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
イオン株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
町内会・自治会 コミュニティ	1 災害予警報等情報の収集及び伝達 2 防災用資機材等の点検・確保 3 避難行動要支援者等の確認 4 避難誘導 5 被災者の救助及び応急措置 6 市の実施する給水活動等の協力 7 消防活動及び浸水対策活動
産業経済団体	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
建築関係団体	一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第3節 防災組織

1 常滑市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の事務及び業務を中心に、市の区域内公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法第16条の規定により市長の付属機関として設置されており、常滑市防災会議条例（昭和38年常滑市条例第7号。以下「条例」という。）第3条に定める委員をもって構成し、第2条に定める事務を行う。

（〔資料編〕関係条例、協定書等1 常滑市防災会議条例）

（〔資料編〕関係条例、協定書等2 常滑市防災会議運営要綱）

（〔資料編〕関係条例、協定書等3 常滑市防災会議委員）

2 常滑市災害対策本部

(1) 設置及び廃止

市の地域内に災害が発生又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき、法第23条の2の規定により常滑市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を市役所に設置し、災害発生のおそれが解消又は災害応急対策がおおむね完了したときは、これを廃止する。

ただし、市役所が災害対策本部として機能しない場合は、消防本部に設置する。

ア 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。

- イ 伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
ウ 東海地震注意情報が発表されたとき。
エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
オ 航空機事故が発生し、中部国際空港緊急計画が適用されたとき。

（〔資料編〕関係条例、協定書等4 常滑市災害対策本部条例）

(2) 代替庁舎の特定

市役所の被害が大きく、使用できない場合は、災害対策本部を消防本部に設置する。また、その他の行政機能の代替庁舎は、常滑市体育館（サブアリーナ）を基本とする。

(3) 公表時

市長は、市災害対策本部を設置及び廃止したときは、次の区分により直ちにその旨を県（防災安全局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報及び公表する。

通知及び公表先	方 法	担 当
県 防 災 安 全 局 知 多 県 民 事 務 所 常 滑 警 察 署 ※	電話・高度情報通信ネットワーク	防 災 危 機 管 理 課 又 は 消 防 本 部
中 部 国 際 空 港 海 上 保 安 航 空 隊	電 話	防 災 危 機 管 理 課
各 区 長	防 災 用 携 帯 電 話	防 災 危 機 管 理 課
報 道 機 関	電 話 ・ F A X ・ メ ー ル	秘 書 広 報 課
一般市民	ケーブルテレビ・Webサイト等	秘 書 広 報 課 又 は 防 災 危 機 管 理 課

※常滑警察署は、市対策本部から連絡があった場合は中部空港警察署へ伝達すること。

(4) 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織は、市長を本部長とし、市の全機構を総括する構成とし、所掌事務は水防、災害救助、災害警備その他災害応急対策活動を包括するものとし、常滑市災害対策本部要綱に定める。

（〔資料編〕関係条例、協定書等5 常滑市災害対策本部要）

(5) 首長不在時の代行順位

大規模災害時に、本部長（市長）が不在の場合であっても、迅速かつ適切な意思決定を行うために、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順位を定める。」

○職務代行順位表

本部長（市長）の職務代理者の順序	第1順位	副 市 長
	第2順位	総 務 部 長
	第2順位以下は、常滑市事務分掌 条例第2条（市長直轄組織及び部の設置）の記載順	
各部長職務権限の代理行使者	部・局主管課長	

(6) その他

災害対策本部の設置前において、情報収集等が必要な場合には、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

（災害対策本部組織図.....別表第1）

（災害対策本部業務分担表.....別表第2）

（災害対策本部非常配備基準.....別表第3）

（災害対策本部非常配備職員配置基準.....別表第4）

別表第2

災害対策本部業務分担表

1 本 庁

- 部長及び班長は、不在時等に備え、事前に代理者を指定しておくこと。
- 各班は、下記所掌事務の他、必要に応じて班・部を問わず応援に努めること。

部 名	本 部 員	班 名	班 長	所 掌 事 務
共 通	共 通	共 通	共 通	・連絡調整、被害状況、職員の安否確認の取りまとめに関する こと。
総 務 部	防災危機 管 理 監	本 部 班	防災危機管理 課 長	・災害対策本部に関すること。 ・災害関連情報・被害状況の収集業務に関すること。 ・他機関との連携に関すること。 ・公共交通機関、ライフライン等との連絡調整に関する こと。 ・各部及び支部との連絡調整、取りまとめに関する こと。
		総 務 班	総 務 課 長	・来庁者の安全確保に関すること。 ・文書の授受及び整理に関すること。 ・生活必需品の供給に関すること。 ・緊急物資等の調達・貸借に関すること。 ・物資の輸送に関すること。 ・庁舎内等被害状況の収集、応急復旧に関する こと。 ・庁舎等の管理に関すること。
		財 政 班	財 政 課 長	・災害対応に必要な経費の確保に関する こと。 ・災害救助法に関する こと。 ・応急復旧及び災害復旧の契約に関する こと。
		調 査 班	税 務 課 長	・被害状況の緊急調査、罹災調査に関する こと。 ・税の減免等に関する こと。 ・罹災証明の交付に関する こと。
		施 設 班	施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 長	・保育園、学校等の公共施設の応急復旧に関する こと。 ・被害を受けた公共施設の修繕計画に関する こと。
企 画 部	企画部長 議 会 事 務 局 長	秘 書 班	秘書広報課長	・本部長の秘書に関する こと。
		広 報 班		・広報に関する こと。
		職 員 班	職 員 課 長	・職員の動員・配備に関する こと。
		情 報 政 策 班	情報政策課長	・情報資産に関する こと。
		第 1 協 力 班	企 画 課 長	・国、県等との連携に関する こと。
		第 2 協 力 班	議 事 課 長 監 査 委 員 事 務 局 長	・連絡調整、取りまとめに関する こと。 ・議会との調整に関する こと。
		出 納 班	会 計 課 長	・義援金、見舞金に関する こと。 ・災害対応に係る支払に関する こと。

部 名	本 部 員	班 名	班 長	所 掌 事 務
市民生活 部	市民生活 部 長	市 民 窓 口 班	市民窓口課長	・ 遺体、行方不明者の調査等・埋火葬に関する事。 ・ 情報資産に関する事。 ・ 罹災証明の交付に関する事。
		市 民 協 働 班	市民協働課長	・ 地域交通に関する事。 ・ 防犯・交通安全に関する事。 ・ 地区等との連絡に関する事。 ・ 男女共同参画に関する事。
		衛 生 班	生活環境課長	・ 被害状況の収集、復旧に関する事。 ・ 廃棄物処理の計画に関する事。 ・ 廃棄物の収集・運搬に関する事。 ・ 廃棄物の仮置場に関する事。 ・ 資源回収ステーションに関する事。 ・ 環境汚染防止に関する事。 ・ 遺体及び火葬に関する事。 ・ 仮設トイレ及びごみに関する事。 ・ 被災ペットに関する事。
福 祉 部	福祉部長	福 祉 班	福祉課長	・ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・ 民生委員との連絡調整に関する事。 ・ 災害ボランティアセンターの運営に係る社会福祉協議会との協力に関する事。 ・ 遺体及び埋火葬に関する事。 ・ 炊き出し及び生活必需品の供給に関する事。 ・ 災害見舞金及び義援金等に関する事。 ・ 被災者生活再建支援法に関する事。 ・ 災害復旧事業に関する事。 ・ 障がい福祉サービスの減免に関する事。 ・ 避難行動要支援者支援に関する事。
		高 齢 介 護 班	高齢介護課長	・ 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 ・ 福祉避難所等に関する事。 ・ 介護保険料等の減免に関する事。
		保 険 年 金 班	保険年金課長	・ 救援物資に関する事。
こども健 康 部	こども健 康 部 長	健 康 推 進 班	健康推進課長	・ 救護対策本部の設置及び医療救護に関する事。 ・ 被災者の健康管理対策に関する事。 ・ 感染症予防に関する事。 ・ 医療及び保健衛生関係機関との連携に関する事。
		子 育 て 支 援 班	子育て支援課長	・ 連絡調整、取りまとめ、被害状況、復旧に関する事。 ・ 安否確認に関する事。 ・ 避難所運営に関する事。
		こども保育班	こども保育課長	・ 連絡調整、取りまとめ、被害状況、復旧に関する事。 ・ 園児の避難誘導及び通園路の安全確保に関する事。 ・ 安否確認に関する事。 ・ 避難所運営に関する事。 ・ 保育再開に関する事。

部 名	本 部 員	班 名	班 長	所 掌 事 務
経 済 部	経 済 部 長	経 済 振 興 班	経 済 振 興 課 長	・農地・農業施設に係る応急・復旧に関すること。 ・炊き出しに関すること。 ・他機関等との連携に関すること。
		観 光 戦 略 班	観 光 戦 略 課 長 魅力創造室長	・被害状況の収集、復旧に関すること。
建 設 部	建 設 部 長	都 市 計 画 班	都 市 計 画 課 長	・被害状況の収集、復旧に関すること。 ・指定管理者との連絡調整に関すること。 ・避難所等の応急危険度判定に関すること。 ・市営住宅の被害状況の取りまとめ、応急修理に関すること。 ・被災住宅等の復旧支援に関すること。 ・復興都市計画に関すること。 ・所管施設の応急復旧に関すること。 ・応急仮設住宅等の確保に関すること。
		土 木 班	土 木 課 長	・被害状況の収集、報告に関すること。 ・道路等の機能確保・二次災害防止に関すること。 ・河川等の機能維持・二次災害防止に関すること。 ・他機関との連携に関すること。
		水 道 班	水 道 課 長	・被害状況の収集、復旧に関すること。 ・広報に関すること。 ・応急給水・応急復旧資機材の確保に関すること。 ・受援に関すること。 ・応急給水に関すること。 ・水道の応急復旧に関すること。
		下 水 道 班	下 水 道 課 長	・被害状況の収集、復旧に関すること。 ・広報に関すること。 ・下水道の復旧に関すること。 ・応急・緊急資材の確保に関すること。 ・受援に関すること。
		管 理 班	管 理 課 長	
教 育 部	教 育 部 長	学 校 教 育 課 付 課	学 校 教 育 課 長 学 校 教 育 課 付 課 長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・安否確認等に関すること。 ・教育再開に関すること。 ・避難所運営に関すること。 ・義援金に関すること。 ・育英奨学、就学援助に関すること。

2 警備消防部

部 名	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務
消 防 部	消 防 長	庶 務 班	庶 務 課 長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する - こと。 ・活動資機材の確保に関する - こと。 ・消防団等の連絡に関する - こと。 ・各班の応援に関する - こと。
		協 力 班	予 防 課 長	・災害情報、被害状況の調査・収集に関する - こと。 ・火災原因等の調査に関する - こと。 ・災害防止に関する - こと。 ・各班の応援に関する - こと。
		警 防 班	消 防 課 長	・連絡調整、取りまとめに関する - こと。 ・拠点機能確保に関する - こと。 ・災害及び被害情報収集、記録に関する - こと。 ・知多広域消防指令センターとの調整、消防無線等通信の - 運用及び確保に関する - こと。 ・災害防ぎょに関する - こと。 ・防災応急処置に関する - こと。 ・住民への避難誘導に関する - こと。 ・被災者の救護に関する - こと。 ・災害復旧に関する - こと。
消 防 団	団 長	警 備 班	副 団 長	・消防団の緊急出動に関する - こと。 ・防災応急措置に関する - こと。 ・避難支援に関する - こと。 ・樋門の開閉に関する - こと。

3 支 部

(1) ボートレース事業局 支部長：ボートレース事業局次長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	経営企画課長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する - こと。
業 務 班	開催運営課長	・避難所運営に関する - こと。 ・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する - こと。
	施設警備課長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する - こと。 ・来場者の対応に関する - こと。 ・救護用モーターボートの管理、出動に関する - こと。

(2) 市民病院 支部長：院長

班 名	班 長	所 掌 事 務
災害診療班	副院長	・患者の避難及び保護に関すること。 ・被災者の診療に関すること。 ・医療救護に関すること。 ・感染症予防に関すること。 ・救護班の編成及び出動に関すること。 ・救護班に必要な診療資材及び薬剤の調達及び管理に関すること。 ・各班の応援に関すること。 ・被災者の診療介助に関すること ・入院患者及び被災者の給食に関すること。
災害事務班	管理課長	・本部との連絡に関すること。 ・診療資材及び薬剤の調達及び管理に関すること。 ・病院施設及び機械器具の被害調査及び災害復旧に関すること。 ・各班の応援に関すること。 ・医療救護に必要な書類等の調整に関すること。 ・医療救護費用の算出及び請求に関すること。

(3) とこなめ陶の森 支部長：館長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	館 長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。

(4) 給食センター 支部長：所長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管理班	所 長	・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。 ・炊き出しに関すること。

(5) 公民館 支部長：公民館長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	公 民 館 長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・避難所運営に関すること（中央公民館を除く。）。 ・避難誘導及び安全確保に関すること。 ・遺体収容施設に関すること（南陵公民館）。

(6) 市民文化会館 支部長：生涯学習スポーツ課長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	生涯学習スポーツ課長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・避難誘導及び安全確保に関すること。

(7) 生涯学習スポーツ班（体育館） 支部長：生涯学習スポーツ課長

班 名	班 長	所 掌 事 務
生涯学習スポーツ班	生涯学習スポーツ課長	・連絡調整、取りまとめに関すること。 ・指定管理者との連絡調整に関すること。 ・体育施設に関すること。 ・文化財に関すること。 ・避難所運営に関すること。
管 理 班		・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・避難所運営に関すること。 ・避難誘導及び安全確保に関すること。

※ 温水プールを含む

(8) 子育て総合支援センター・保育園・児童館・幼稚園 支部長：指導主事

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	各園（館）長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・園児の安全確保に関すること。 ・避難所運営に関すること。

※ 支部は、こども保育課及び子育て支援課内に設置する。

(9) 浄化センター

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	所 長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。

注1 大曽根公園管理事務所は、建設部に含む。

注2 各班長は、所掌事務、非常連絡等の具体的マニュアルを必ず作成し、いつでも活動が円滑に行えるようにしておくこと。

別表第 3

災害対策本部非常配備基準（地震災害）

	配備基準	配備内容／任務
第 1 非常配備 （災害対策本部）	1 市域に震度 4 を観測した地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 4 その他必要により市長が指令したとき。	【本庁】 防災危機管理課長、防災危機管理課職員、必要に応じて市長が指名する職員 【消防本部及び出張所】 消防署当直者
		1 地震情報及び災害情報の収集 2 各部長（本部員）への連絡 3 第 2 非常配備職員への招集及び連絡 4 その他防災危機管理監の指示する事項
第 2 非常配備 （災害対策本部）	1 市域に震度 5 弱若しくは 5 強を観測した地震が発生したとき。 2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	【本庁】 本部員、防災危機管理課職員及び災害対策本部非常配備表に定める非常配備体制配備職員（情報班、避難所管理班、現場対応班）、その他各所属長の指名する職員 なお、防災危機管理監、建設部長、消防長は、災害対策本部内に災害対策調整者を置くことができる。 【消防本部及び出張所】 主幹以上職員、配備職員及び当直職員 【各班長】 各班長（所属長）及び各班長の指名する者
		1 気象情報及び災害情報の収集 2 異常気象時における関係機関等への連絡 3 第 3 非常配備職員への招集及び連絡 4 その他各部長の指示する事項
第 3 非常配備 （災害対策本部）	1 市域に震度 6 弱以上の地震を観測した発生したとき。 2 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき。 3 市内に重大な災害が発生したとき。	【全庁・全施設】 所要人員全員
		1 地域防災計画で定める各部、支部及び各班の所掌事務 2 その他本部長（市長）の指示する事項

※平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行わない。

別表第4

災害対策本部非常配備職員配置基準

1 第1非常配備（災害対策本部）

毎回招集	防災危機管理課長、防災危機管理課職員、消防署当直者及び必要に応じて市長が指名する職員
------	--

2 第2非常配備（災害対策本部）

(1) 本 庁

毎回招集	本部員、防災危機管理課長、防災危機管理課職員及び災害対策本部非常配備表に定める非常配備体制配備職員		
	第1班	第2班	第3班
	情報班・避難所管理班・現場対応班配備職員	同左	同左

※各所属長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(2) 警備消防部

消防部

毎回招集	消防次長・署長・課長・主幹		
	第1班	第2班	第3班
	<u>配備職員及び当直職員</u>	同左	同左

(3) 支 部

ア ボートレース事業局

レース開催状況等に応じて事業局次長が指名する者

イ 病院部

第1班	第2班
勤務者、当直者及び病院事業管理者の指名する職員	同左

ウ その他の支部

第1班	第2班
所管部長又は各所属長の指名する職員	同左

3 第3非常配備（災害対策本部）

災害対策本部組織図で定める所要人員全員

班編成は第2非常配備と同様とする。

3 地震災害対策本部（東海地震警戒宣言発令時）

(1) 設置及び廃止

東海地震警戒宣言が発令された場合には、常滑市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」）を設置し、情報収集・伝達・避難の指示等、「地震防災強化計画」（第7編 地震防災強化計画）に基づく必要な措置を行う。

東海地震が発災した場合には、警戒本部を廃止し災害対策本部を設置する。

（〔資料編〕関係条例、協定書等6 常滑市地震災害警戒本部条例）

(2) 組織及び所掌事務

常滑市地震災害警戒本部は市長を本部長とし、その他組織・所掌事務等は常滑市地震災害警戒本部要綱で定める。

（〔資料編〕関係条例、協定書等7 常滑市地震災害警戒本部要綱）

（地震災害警戒本部組織図……………地震災害警戒本部要綱 別表第1）

（地震災害警戒本部業務分担表……………地震災害警戒本部要綱 別表第2）

（地震災害警戒本部非常配備基準……………地震災害警戒本部要綱 別表第3）

（地震災害警戒本部非常配備職員配置基準……………地震災害警戒本部要綱 別表第4）

別表第1

地震災害警戒本部組織図

(東海地震警戒宣言発令時の組織図)

本部室			(本 庁)		
本部室	本部員会議	本部員	部 名	部 長 等	班 名
本部員会議	本部員	本部員	直 轄	防災危機管理監	本部班
本部員	本部員	本部員	総 務 部	総 務 部 長	総 務 班
本部員	本部員	本部員			財 政 班
本部員	本部員	本部員			税 務 班
本部員	本部員	本部員			施 設 班
本部員	本部員	本部員			秘 書 班
本部員	本部員	本部員			広 報 班
本部員	本部員	本部員			職 員 班
本部員	本部員	本部員	企 画 部	企 画 部 長	情 報 政 策 班
本部員	本部員	本部員		議 会 事 務 局 長	第 1 協 力 班
本部員	本部員	本部員			第 2 協 力 班
本部員	本部員	本部員			出 納 班
本部員	本部員	本部員	市 民 生 活 部	市 民 生 活 部 長	市 民 窓 口 班
本部員	本部員	本部員			市 民 協 働 班
本部員	本部員	本部員			衛 生 班
本部員	本部員	本部員	福 祉 部	福 祉 部 長	福 祉 班
本部員	本部員	本部員			高 齢 介 護 班
本部員	本部員	本部員			保 険 年 金 班
本部員	本部員	本部員			健 康 推 進 班
本部員	本部員	本部員	こ ども 健 康 部	こ ども 健 康 部 長	子 育 て 支 援 班
本部員	本部員	本部員			こ ども 保 育 班
本部員	本部員	本部員	経 済 部	経 済 部 長	経 済 振 興 班
本部員	本部員	本部員			観 光 戦 略 班
本部員	本部員	本部員	建 設 部	建 設 部 長	都 市 計 画 班
本部員	本部員	本部員			土 木 班
本部員	本部員	本部員			下 水 道 班
本部員	本部員	本部員			水 道 班
本部員	本部員	本部員	教 育 部	教 育 部 長	管 理 班
本部員	本部員	本部員			学 校 班
本部員	本部員	本部員	(警備消防部)		
本部員	本部員	本部員	部 名	部 長 等	班 名
本部員	本部員	本部員	消 防 部	消 防 長	庶 務 班
本部員	本部員	本部員			協 力 班
本部員	本部員	本部員			警 防 班
本部員	本部員	本部員	消 防 団	団 長	警 備 班
本部員	本部員	本部員			副 団 長
本部員	本部員	本部員			団 員
本部員	本部員	本部員	(支 部)		
本部員	本部員	本部員	部 名	部 長 等	班 名
本部員	本部員	本部員	ボートレース事務局	ボートレース事務局長	管 理 班
本部員	本部員	本部員			業 務 班
本部員	本部員	本部員			災 害 診 療 班
本部員	本部員	本部員	市 民 病 院	院 長	副 院 長
本部員	本部員	本部員			災 害 事 務 班
本部員	本部員	本部員	とこなめ陶の森	館 長	管 理 班
本部員	本部員	本部員			館 長
本部員	本部員	本部員	給食センター	所 長	管 理 班
本部員	本部員	本部員			所 長
本部員	本部員	本部員	公 民 館	公 民 館 長	管 理 班
本部員	本部員	本部員			公 民 館 長
本部員	本部員	本部員	市民文化会館	生 涯 学 習 課	管 理 班
本部員	本部員	本部員		ス ポー ツ 課	生 涯 ス ポー ツ 課
本部員	本部員	本部員	子育て総合支援センター	指 導 主 事	管 理 班
本部員	本部員	本部員	保育園・児童館		各 園 (館) 長
本部員	本部員	本部員	幼稚園		各 園 (館) 職 員
本部員	本部員	本部員	浄化センター	下 水 道 課 長	管 理 班
本部員	本部員	本部員			下 水 道 課 長
本部員	本部員	本部員			浄化センター職員

別表第2

地震災害警戒本部業務分担表

（東海地震警戒宣言発令時）

1 本 庁

○部長及び班長は、不在時等に備え、事前に代理者を指定しておくこと。

○各班は、下記所掌事務の他、必要に応じて班・部を問わず応援に努めること。

部 名	本 部 員	班 名	班 長	所 掌 事 務
総 務 部	防災危機 管 理 監	本 部 班	防災危機管理 課 長	・地震災害警戒本部に関すること。 ・東海地震に関する情報、地震防災応急対策等に関すること。 ・他機関との連携に関すること。 ・公共交通機関、ライフライン等との連絡調整に関すること。 ・各及び支部との連絡調整、対応状況取りまとめに関すること。
		総 務 班	総 務 課 長	・来庁者の安全確保に関すること。 ・文書の授受及び整理に関すること。 ・生活必需品の供給に関すること。 ・庁舎内等被害状況の収集、応急復旧に関すること。
		財 政 班	財 政 課 長	・災害対応に必要な経費の確保に関すること。 ・応急復旧及び災害復旧の契約に関すること。
		調 査 班	税 務 課 長	・対応状況の収集に関すること。 ・情報資産に関すること。
		施 設 班	施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 長	・保育園、学校等の公共施設の応急復旧に関すること。 ・被害を受けた公共施設の修繕計画に関すること。
企 画 部	企画部長 議 会 事 務 局 長	秘 書 班	秘書広報課長	・本部長の秘書に関すること。
		広 報 班		・広報に関すること。
		職 員 班	職 員 課 長	・職員の動員・配備に関すること。
		情 報 政 策 班	情報政策課長	・情報資産に関すること。
		第 1 協 力 班	企 画 課 長	・国、県等との連携に関すること。
		第 2 協 力 班	議 事 課 長 監 査 委 員 事 務 局 長	・連絡調整、取りまとめに関すること。 ・議会との調整に関すること。
		出 納 班	会 計 課 長	・災害対応に係る支払に関すること。

部 名	本 部 員	班 名	班 長	所 掌 事 務
市 民 生 活 部	市 民 生 活 部 長	市 民 窓 口 班	市 民 窓 口 課 長	・ 来朝者の避難誘導に関すること。 ・ 情報資産に関すること。
		市 民 協 働 班	市 民 協 働 課 長	・ 地域交通に関すること。 ・ 防犯・交通安全に関すること。 ・ 地区等との連絡に関すること。 ・ 男女共同参画に関すること。
		衛 生 班	生 活 環 境 課 長	・ 被害状況の収集、復旧に関すること。 ・ 廃棄物処理の計画に関すること。 ・ 廃棄物の収集・運搬に関すること。 ・ 廃棄物の仮置場に関すること。 ・ 資源回収ステーションに関すること。 ・ 環境汚染防止に関すること。 ・ 遺体及び火葬に関すること。 ・ 仮設トイレ及びごみに関すること。 ・ 被災ペットに関すること。
福 祉 部	福 祉 部 長	保 険 年 金 班	保 険 年 金 課 長	・ 救援物資に関すること。 ・ 各部の応援に関すること。
		福 祉 班	福 祉 課 長	・ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・ 民生委員との連絡調整に関すること。 ・ 災害ボランティアセンターの運営に係る社会福祉協議会との協力に関すること。 ・ 遺体及び埋火葬に関すること。 ・ 炊き出し及び生活必需品の供給に関すること。 ・ 災害見舞金及び義援金等に関すること。 ・ 被災者生活再建支援法に関すること。 ・ 災害復旧事業に関すること。 ・ 障がい福祉サービスの減免に関すること。 ・ 避難行動要支援者支援に関すること。
		高 齢 介 護 班	高 齢 介 護 課 長	・ 避難行動要支援者の安否確認に関すること。 ・ 福祉避難所等に関すること。 ・ 介護保険料等の減免に関すること。
こども健 康 部	こども健 康 部 長	健 康 推 進 班	健 康 推 進 課 長	・ 救護対策本部の設置及び医療救護に関すること。 ・ 東海地震に関する情報の伝達、対応状況に関すること。 ・ 避難誘導に関すること。 ・ 被災者の健康管理対策に関すること。 ・ 感染症予防に関すること。 ・ 医療及び保健衛生関係機関との連携に関すること。
		子 育 て 支 援 班	子 育 て 支 援 課 長	・ 連絡調整、取りまとめ、被害状況、復旧に関すること。 ・ 東海地震に関する情報の伝達、対応状況に関すること。 ・ 安否確認に関すること。 ・ 避難所運営に関すること。
		こども保育班	こども保育課 長	・ 連絡調整、取りまとめ、被害状況、復旧に関すること。 ・ 園児の避難誘導及び通園路の安全確保に関すること。 ・ 安否確認に関すること。 ・ 避難所運営に関すること。 ・ 保育再開に関すること。

部 名	本 部 員	班 名	班 長	所 掌 事 務
経 済 部	経 済 部 長	経 済 振 興 班	経 済 振 興 課 長	・ 復旧に関すること。 ・ 他機関等との連携に関すること。
		観 光 戦 略 班	観 光 戦 略 課 長 魅 力 創 造 室 長	・ 復旧に関すること。 ・ 他機関等との連携に関すること。
建 設 部	建 設 部 長	都 市 計 画 班	都 市 計 画 課 長	・ 復旧に関すること。 ・ 指定管理者との連絡調整に関すること。 ・ 避難所等の応急危険度判定の準備に関すること。 ・ 市営住宅の被害状況の取りまとめ、応急修理に関すること。 ・ 被災住宅等の復旧支援に関すること。 ・ 復興都市計画に関すること。 ・ 所管施設の応急復旧に関すること。 ・ 応急仮設住宅等の確保に関すること。
		土 木 班	土 木 課 長	・ 被害状況の収集、報告に関すること。 ・ 道路等の機能確保・二次災害防止に関すること。 ・ 河川等の機能維持・二次災害防止に関すること。 ・ 他機関との連携に関すること。
		水 道 班	水 道 課 長	・ 被害状況の収集、復旧に関すること。 ・ 広報に関すること。 ・ 応急給水・応急復旧資機材の確保に関すること。 ・ 受援に関すること。 ・ 給水に関すること。
		下 水 道 班	下 水 道 課 長	・ 被害状況の収集、復旧に関すること。 ・ 広報に関すること。 ・ 下水道の復旧に関すること。 ・ 応急・緊急資材の確保に関すること。 ・ 受援に関すること。
教 育 部	教 育 部 長	管 理 班 学 校 班	学 校 教 育 課 長 学 校 教 育 課 付 課 長	・ 連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・ 東海地震に関する情報の伝達に関すること。 ・ 避難所運営に関すること。 ・ 児童生徒の避難誘導に関すること。

2 警備消防部

部 名	部 長	班 名	班 長	所 掌 事 務
消 防 部	消 防 長	庶 務 班	庶 務 課 長	・ 連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・ 活動資機材の確保に関すること。 ・ 消防団等の連絡に関すること。 ・ 各班の応援に関すること。
		協 力 班	予 防 課 長	・ 災害情報、被害状況の調査・収集に関すること。 ・ 火災原因等の調査に関すること。 ・ 災害防止に関すること。 ・ 各班の応援に関すること。
		警 防 班	消 防 課 長	・ 連絡調整、取りまとめに関すること。 ・ 拠点機能確保に関すること。 ・ 災害及び被害情報収集、記録に関すること。 ・ 知多広域消防指令センターとの調整、消防無線等通信の運用及び確保に関すること。 ・ 災害防ぎょに関すること。 ・ 防災応急処置に関すること。 ・ 住民への避難誘導に関すること。 ・ 被災者の救護に関すること。 ・ 災害復旧に関すること。
消 防 団	団 長	警 備 班	副 団 長	・ 消防団の緊急出動に関すること。 ・ 防災応急措置に関すること。 ・ 避難支援に関すること。 ・ 樋門の開閉に関すること。

3 支 部

(1) ボートレース事業局 支部長：ボートレース事業局次長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	経営企画課長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・東海地震に関する情報の伝達及び従業員への対応に関すること。
業 務 班	開催運営課長	・避難所運営に関すること。 ・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・東海地震に関する情報の伝達及び来場者への対応に関すること。
	施設警備課長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関すること。 ・来場者の対応に関すること。

(2) 市民病院 支部長：院長

班 名	班 長	所 掌 事 務
災害診療班	副院長	・患者の避難及び保護に関すること。 ・被災者の診療に関すること。 ・医療救護に関すること。 ・感染症予防に関すること。 ・救護班の編成及び出動に関すること。 ・救護班に必要な診療資材及び薬剤の調達及び管理に関すること。 ・各班の応援に関すること。 ・被災者の診療介助に関すること ・入院患者及び被災者の給食に関すること。
災害事務班	管理課長	・本部との連絡に関すること。 ・診療資材及び薬剤の調達及び管理に関すること。 ・病院施設及び機械器具の被害調査及び災害復旧に関すること。 ・各班の応援に関すること。 ・医療救護に必要な書類等の調整に関すること。 ・医療救護費用の算出及び請求に関すること。

(3) とこなめ陶の森 支部長：館長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	館 長	・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。 ・東海地震に関する情報の伝達及び施設利用者への対応に関すること。

(4) 給食センター 支部長：所長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管理班	所 長	・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関すること。 ・東海地震に関する情報の伝達及び施設訪問者並びにパート従業員への対応に関すること。 ・炊き出しに関すること。

(5) 公民館 支部長：公民館長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	公 民 館 長	・連絡調整、取りまとめ、対応状況の収集、復旧に関する事。 ・地域警戒本部に関する事（中央公民館を除く。）。 ・東海地震に関する情報の伝達及び利用者への対応に関する事。 ・避難所運営に関する事。 ・避難誘導に関する事。

(6) 市民文化会館 支部長：生涯学習スポーツ課長

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する事。 ・避難誘導及び安全確保に関する事。

(7) 生涯学習スポーツ班（体育館） 支部長：生涯学習スポーツ課長

班 名	班 長	所 掌 事 務
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 班	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	・連絡調整、取りまとめに関する事。 ・指定管理者との連絡調整に関する事。 ・体育施設に関する事。 ・文化財に関する事。 ・避難所運営に関する事。
管 理 班		・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する事。 ・避難所運営に関する事。 ・避難誘導及び安全確保に関する事。

※ 温水プールを含む

(8) 子育て総合支援センター・保育園・児童館・幼稚園 支部長：指導主事

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	各 園（館） 長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する事。 ・東海地震に関する情報の伝達及び施設来場者への対応に関する事。 ・園児の安全確保に関する事。 ・避難所運営に関する事。

※ 支部は、こども保育課及び子育て支援課内に設置する。

(9) 浄化センター

班 名	班 長	所 掌 事 務
管 理 班	所 長	・連絡調整、取りまとめ、被害状況の収集、復旧に関する事。 ・東海東海地震に関する情報の伝達及び施設来場者への対応に関する事。

注1 大曽根公園管理事務所は、建設部に含む。

注2 各班長は、所掌事務、非常連絡等の具体的マニュアルを必ず作成し、いつでも活動が円滑に行えるようにしておくこと。

別紙第3

地震災害警戒本部非常配備基準（東海地震が予知できた場合の配備基準）

	配備基準	配備内容／任務
第1 （災害警戒本部） 非常配備	1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	【本庁】 防災危機管理課長、防災危機管理課職員及び必要に応じて市長が指名する職員 【消防本部及び出張所】 消防署当直者
		1 地震情報及び地域情報の収集 2 地震情報等の各部長（本部員）への連絡 3 第2非常配備職員への招集及び連絡 4 その他防災危機管理監の指示する事項
第2 （災害対策本部） 非常配備	1 東海地震注意情報が発表されたとき。	【本庁】 本部員、防災危機管理課職員及び災害対策本部非常配備表に定める非常配備体制配備職員（情報班、避難所管理班、現場対応班）、その他各所属長の指名する職員 なお、防災危機管理監、建設部長、消防長は、災害対策本部内に災害対策調整者を置くことができる。 【消防本部及び出張所】 主幹以上職員、配備職員及び当直職員 【各班長】 各班長（所属長）及び各班長の指名する者
		1 地震情報及び地域情報の収集 2 地震情報等の各部長（本部員）への連絡 3 第3非常配備職員への招集及び連絡 4 その他各部長の指示する事項
第3 （災害対策本部） 非常配備	1 東海地震予知情報が発表されたとき（警戒宣言が発せられたとき）。	【全庁・全施設】 所要人員全員
		1 警戒宣言発令に伴う応急対策、地域情報の収集、伝達並びに広報等

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

別表第4

地震災害対策本部非常配備職員配置基準

1 第1非常配備（災害対策本部）

毎回招集	防災危機管理課長、防災危機管理課職員、消防署当直者及び必要に応じて市長が指名する職員
------	--

2 第2非常配備（災害対策本部）

(1) 本 庁

毎回招集	本部員、防災危機管理課長、防災危機管理課職員及び災害対策本部非常配備表に定める非常配備体制配備職員		
	第1班	第2班	第3班
	情報班・避難所管理班・現場対応班配備職員	同左	同左

※各所属長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(2) 警備消防部

消防部

毎回招集	消防次長・署長・課長・主幹		
	第1班	第2班	第3班
	配備職員及び当直職員	同左	同左

(3) 支 部

ア ボートレース事業局

レース開催状況等に応じて事業局次長が指名する者

イ 病院部

第1班	第2班
勤務者、当直者及び病院事業管理者の指名する職員	同左

ウ その他の支部

第1班	第2班
所管部長又は各所属長の指名する職員	同左

3 第3非常配備（地震災害対策本部）

災害対策本部組織図で定める所要人員全員

班編成は第2非常配備と同様とする。

4 自主防災組織

第1編第3章の公共的団体等は、防災に関して関係組織の整備確立を図るとともに、災害発生に当たっては、災害対策本部と緊密な連携の下に有効的な災害応急活動を実施する。

5 官公署、区長等連絡簿

(1) 官公庁

名 称	電 話	担 当
常 滑 市 役 所	35-5111(代) ファクシミリ 35-4329	
常 滑 消 防 本 部	35-0119(代) ファクシミリ 34-8777 南出張所 34-6119 ファクシミリ 34-6154 空港出張所 38-0119 ファクシミリ 38-0119	
常 滑 警 察 署	35-0110	
中 部 空 港 警 察 署	38-0110	
県 知 多 建 設 事 務 所	21-3231	
県 知 多 県 民 事 務 所	21-8111	県民防災安全課
独立行政法人水質源機構 愛知用水総合管理所 下流管理所	43-0401 ファクシミリ 43-0452	

(2) 区長（防災班長）

区	氏 名	電 話	備 考
矢 田	澤 田 清	080-5155-7451	
久 米	野 崎 光 義	080-5155-7452	
前 山	竹 内 千 也	080-5155-7453	
石 瀬	水 野 一 男	080-5155-7454	
宮 山	桑 山 治	080-5155-7455	代 表 区 長
小 倉	竹 内 秀 善	080-5155-7456	
大 野 北	榎 山 秀 雄	080-5155-7457	
大 野 南	鈴 木 雄 太	080-5155-7458	
西 之 口	竹 内 利 俊	080-5155-7459	代 表 区 長
蒲 池	水 野 裕 充	080-5155-7460	
榎 戸	藤 堂 正 喜	080-5155-7461	
多 屋	橘 昭 利	080-5155-7462	
北 条	山 田 常 善	080-5155-7463	
瀬 木	伊 藤 伸 一	080-5155-7464	代 表 区 長
奥 条	市 田 幹 雄	080-5155-7465	
市 場	肥 田 芳 宏	080-5155-7466	
山 方	衣 川 仁 志	080-5155-7467	
保 示	伊 奈 政 廣	080-5155-7468	
樽 水	畠 中 時 夫	080-5155-7469	

区	氏 名	電 話	備 考
西 阿 野	前 田 広 一	080-5155-7470	
熊 野	小 林 敏 男	080-5155-7471	
古 場	中 野 哲 英	080-5155-7472	
檜 原	入 山 倍 久	080-5155-7473	
苅 屋	永 田 要 二	080-5155-7474	
大 谷	盛 田 政 辰	080-5155-7475	代 表 区 長
小 鈴 谷	若 子 義 則	080-5155-7476	
広 目	宅 野 伸 一	080-5155-7477	
坂 井	山 岸 昌 晃	080-5155-7478	

(3) 消防団幹部

役 職 名	氏 名	備 考
団 長	伊 藤 正 光	—
副 団 長	岡 村 雅 由	—
副 団 長	市 田 裕 亮	—
本 部 付 分 団 長	古 川 昌 幸 ※ 南 陵 2 班 副 分 団 長 兼 務	—
南 陵 分 団 長	福 田 祥 久	—
副 分 団 長	1 班 皿 井 和 樹	坂井・広目・小鈴谷・大谷
	2 班 古 川 昌 幸	苅屋・ <u>桧原</u> ・古場・熊野
	3 班 稲 垣 徹	西阿野・樽水
常 滑 分 団 長	服 部 達 也	—
副 分 団 長	1 班 大 岩 文 太	保示・市場・山方・奥条
	2 班 久 田 司	瀬木・北条
鬼 崎 分 団 長	閏 野 上 夫	—
副 分 団 長	1 班 水 野 正 佳	多屋・榎戸
	2 班 水 野 修 一	蒲池・西之口
青 海 分 団 長	高 橋 勇 輝	—
副 分 団 長	1 班 藤 田 智 己	大野・小倉・宮山・石瀬
	2 班 【 団 員 不 在 】	前山・久米・矢田

(4) 防災会議構成団体

団 体 等	所 在 地	連 絡 先
常滑市	飛香台 3-3-5	35-5111
常滑市議会	飛香台 3-3-5	35-5111
陸上自衛隊 (第 35 普通科連隊)	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-219
国土交通省 大阪航空中部空港事務所	セントレア 1-1	052-791-2191
海上保安庁 第四管区海上保安本部 中部空港海上保安航空基地	セントレア 1-2	38-8118

団 体 等	所 在 地	連 絡 先
愛知県常滑警察署	新開町 5-57	35-0110
愛知県中部空港警察署	セントレア 3-8-3	38-0110
愛知知多県民事務所	半田市出口町 1-36	21-8111
愛知県知多建設事務所	半田市瑞穂町 2-2-1	21-3231
愛知県衣浦港事務所	半田市 11 号地 1-1	21-2450
愛知県知多保健所	知多市八幡字荒古後 88-2	0562-32-6211
常滑市医師団 (保健センター内)	飛香台 3-3-3	34-7000
常滑市歯科医師会 (保健センター内)	飛香台 3-3-3	34-7000
常滑市薬剤師会 (ドラッグスギヤマ奥条店内)	奥条 4-98	35-5861
常滑商工会議所	新開町 5-58	34-3200
あいち知多農業協同組合	多屋字茨廻間 1-111	34-5555
常滑市水産振興会 (鬼崎漁業協同組合)	蒲池町 3-97	42-0241
西日本電信電話株式会社 名古屋支店 (フィールトサービスセンタ (名古屋))	名古屋市南区氷室町 4-54 NTT 道德ビル 1 階 NTT フィールトテクノ	052-698-4266
知多半島ケーブルネットワーク株式会 社	かじま台 1-161	34-5556
中部電力パワーグリッド株式会社 常滑営業所	宇古社 24-8	35-7791
東邦ガス株式会社 広域導管部三河地域センター刈谷導 管課	刈谷市幸町 3-2-9	0566-25-8203
愛知県 LP ガス協会 (常滑ガス㈱内)	虹の丘 7-147	35-3962
愛知県石油業協同組合第 1 地区 常滑グループ (㈱稲葉エネクス内)	古場町 6-29	35-4039
日本郵政株式会社 常滑郵便局	栄町 1-83	35-2435
常滑市消防団 (事務局：常滑市消防本部庶務課内)	飛香台 3-1-2	35-0119
常滑市赤十字奉仕団 (事務局：福祉課内)	飛香台 3-3-5	35-5111
常滑市防火危険物安全協会 (事務局：常滑市消防本部予防課内)	飛香台 3-1-2	35-0119
中部国際空港株式会社	セントレア 1-1	38-1400
愛知県道路公社	半田市彦洲町 3-100	26-5150
名古屋鉄道株式会社 (常滑駅) (中部国際空港駅)	鯉江本町 5-141-2 セントレア 1-1	35-3851 34-2482

団 体 等	所 在 地	連 絡 先
常滑市社会福祉協議会	神明町 3-35	43-0660
常滑安全防災協議会 (㈱水野組内)	金山字大屋敷 15-2	43-0066
常滑市民生委員児童委員連絡協議会 (事務局：福祉課内)	飛香台 3-3-5	35-5111
常滑市子どもを守る会連絡協議会 (事務局：市民協働課内)	飛香台 3-3-5	35-5111
常滑市防災ボランティアリーダー会 (事務局：常滑市社会福祉協議会内)	神明町 3-35	43-0660

第2編 災害予防

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 県（防災安全局、各局）及び市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

県及び市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、県民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組を推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

県及び市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体

制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区と市が連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 県（防災安全局、関係局）及び市における措置

- (1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

県及び市は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

- (2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

県及び市は、大地震により行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

県及び市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

- (3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平時時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 市における措置

- (1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

- (2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、

災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

4 防災リーダーとの連携

市は、自主防災組織の育成・住民への意識啓発等を推進するために、防災リーダーとの連携・協力を図り、また活用する中で市民の防災及びボランティアコーディネーター等に係る理解促進・意識高揚を図るための防災講座等の開催に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市は災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支

援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物

の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 県（経済産業局、防災安全局、建設局）、市及び商工団体等における措置

県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び市町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発火時の転倒防止に加えて、十分な機能確保が図らせるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 建築物の耐震推進

1 県(建築局、関係局)及び市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物(昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。)を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

(3) 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

市は、旧基準住宅(昭和56年5月以前着工)の民間住宅を対象に、耐震診断・耐震改修の積極的な普及及び啓発に努め、耐震診断・耐震改修実施について支援し、国、県等との連携のもとに、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

ア 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進

(ア) 無料耐震診断の実施

市は、旧基準住宅を対象に耐震診断費補助事業を実施するものとする。

(イ) 耐震改修費補助事業の実施

市は、耐震改修費補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。

イ 民間住宅の減災化施策の促進

市は、旧基準住宅を対象に減災化促進に関する補助事業を実施することにより旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

2 耐震改修促進計画

- (1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。
また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。
- (3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

- (1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保
市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。
ア 防災上重要な建築物
（ア）災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中核を担う市機関、警察機関
（イ）被災者の救護所、避難所となる、病院、保健所、学校等の機関
イ 防災上重要な建築物に対する対応
（ア）新設建築物の耐震設計・施工の確保
（イ）既存建築物の耐震化整備計画の策定
（ウ）既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進
- (2) その他の市有建築物の耐震性の確保
その他の市有建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修
- (3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保
市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。

4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

市は、旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）の民間住宅を対象に、耐震診断・耐震改修の積極的な普及及び啓発に努め、耐震診断・耐震改修実施について支援し、国、県等との連携のもとに、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

- (1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進
ア 無料耐震診断の実施
市は、旧基準住宅を対象に耐震診断費補助事業を実施するものとする。
イ 耐震改修費補助事業の実施
市は、耐震改修費・除去費補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。
- (2) 民間住宅の減災化施策の促進
市は、旧基準住宅を対象に減災化促進に関する補助事業を実施することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

ア 普及・啓発

市は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。

イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成

市が耐震化及び耐震改修等の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

ウ 市の耐震診断費補助事業への助成

市は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。

エ 市の耐震改修費・除去費補助事業への助成

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する市の耐震改修費・除去費補助事業に助成するものとする。

オ 建築関係団体や大学等と連携した取組

県、市及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努めるものとする。

県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。

(4) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

1 1階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について市を通じて指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

県は、市や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

県、市及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を

講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動および警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下の恐れがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

(2) 道路

地震によって想定される被害は、道路主体の欠損（道路陥没、隆起、亀裂、崩壊等）と客観的条件（がけ崩れによる土砂のたい積、地下埋設物の破損、建築物の倒壊によるもの等）により交通不能となる場合とが考えられ、次の事項を考慮して施行することが必要である。

ア 道路主体の欠損によるもの

(ア) 河川護岸沿い道路

河川護岸の地盤不等沈下、傾斜等の変位は当然考えられ、道路の亀裂、沈下等の被害が想定される。

(イ) 沖積層地帯道路

特に地震の影響が大きいと考えられる沖積層地帯においては、地質の主成分がシルトであり、この層が地震によって流動現象を起こすことは特殊な場合と思われるので、一般的には道路全体の沈下、陥没、隆起等の被害は比較的少ないとみられる。しかし、亀裂等は当然考えられるが、大きいものは少なく、通行に特に支障となるような箇所は比較的少ないと思われる。

(ウ) 埋立地内道路

埋立地内の地質は、種々雑多で被害想定は困難であるが、砂によって構成されている層の比較的厚い地域は道路の沈下、隆起、亀裂等の被害が予想される。概して埋立後の経過年月が短く、陸地よりも被害は大きいと考えられる。

(エ) 盛土高さの大きい道路

盛土高さの大きい道路は、地震によって崩壊が十分考えられる。

イ 客観的条件により交通不能となる道路

(ア) がけ崩れによって通行が不能となる道路

がけ下の道路の被害予想は困難であるが、かなりの交通支障が考えられる。特に、最近造成された宅地付近道路は、相当数の被害が予想される。

(イ) 地下埋設物の破損によるもの

地下埋設物の破損による道路の損壊は、さして大きな被害はないものと考えられる。

ただ、水道管の破損による土砂の流出、がけ崩れ等が考えられるが、管径、水圧、土質等に左右されるので、被害程度の予測は困難である。

(ウ) 建築物等の倒壊によるもの

大地震時には、市内各所で建築物等の倒壊による交通不能が予想される。

(3) 橋梁

沖積層軟弱地盤上に架けられており、かつ取付道路の盛土高さが特に大きいものについては、一部陥没及び橋台の変位、あるいは橋梁の不等沈下等により通行不能が予想される。また、下部構造の水平抵抗力不足により地震の方向いかんによっては、落橋の可能性がある。

(4) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(5) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

(6) 応急復旧作業のための事前措置

3 鉄道

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(3) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(4) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(5) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(6) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異状を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

4 空港

中部国際空港について、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安施設の耐震措置の強化等を推進する。

5 河川施設

(1) 堤防

亀裂、沈下、漏水等の被害が予想される。

これらの被害は、特に旧河川敷土、河川締切の堤防、高い地盤と弱く低い沖積地盤との接
際部において甚だしい。

(2) 護岸及び特殊堤

沈下、傾斜、亀裂、倒壊、のり面不陸等の被害が予想される。

(3) 水門、樋管等

水門の扉の操作不能、樋管の折損、基礎土砂の噴出等の被害で、排水不能のものが生じる
ことが予想される。

6 港湾海岸施設

(1) 漁港

陸揚岸壁等水産物の流通・生産の中核となる施設の耐震化を推進する。また、老朽化した
施設の補強・改良を推進するとともに、必要に応じ、液状化対策等耐震性の向上を図る。

(2) 港湾海岸施設は、一般に軟弱な地盤上に建設されることが多く、埋立地や防波堤の沈下、 岸壁の滑り出し、沈下及び倒壊、護岸物揚場の決壊などの被害が予想される。特に埋立地は 造成後の年月の短い間は沈下を続けるが、地震時には埋立地自体及び基礎地盤の沈下により 著しい沈下や亀裂を生じ、大被害を受けることが多い。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン
関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保
を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め
る。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓
開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧
のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等によ
り電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採
等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、
事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に
発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、
基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避
ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

市内各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI 値（*）、加速度値等を収集できるよう整備する。

*SI 値：Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm／秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が0.1秒～2.5の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。

また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

(4) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

- イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。
- ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。
- エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。
非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他
- オ 教育・訓練の充実を図る。
- カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。
- キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。
- ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材
置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物
資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。
- ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能
となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。
- コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図
るための広報活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置している。

（〔資料編〕 付属資料 上水道施設）

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH 計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者（市長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

県は、市町村の実施する飲料水の供給又は施設の復旧につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するように指示する。

5 水道施設

(1) 水源

被害は比較的少ないと思料される。

(2) 導水路

地盤ぜい弱な低地及び埋立地の管路は、無数の折損、破裂及び継ぎ手の離脱が生じているので、将来の地震に対しても軟弱地盤においては継ぎ手の離脱及び折損が相当発生するものと考えられる。

(3) 浄水場

耐震構造理論の進歩と鉄筋コンクリートの採用によって、現在の構造物は十分な耐震性を持ち、新潟地震の例をみても構造物本体の破壊は少なく、軟弱地盤又は基礎工の不十分により構造物の沈下転倒等の被害を受けたもので、浄水場施設等の構造物はほとんど被害を受けていない。

(4) 配水池、配水管、給水装置

配水池は機能に支障を与えるほどの被害はないものと思われるが、配水管は全域にわたって管の折損及び継ぎ手の離脱が相当数発生し、特に、軟弱地盤の埋立地は被害甚大となり給水不能に陥ることが予想される。

給水装置は、火災等の併発も含め家屋の被害状態と関係があり、配水管から取り出しの分水栓等の漏水が続出し、使用不能になることが予想される。

6 下水道

下水道管理者(市長)は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説(公益社団法人日本下水道協会)」及び「下水道の地震対策マニュアル(公益社団法人日本下水道協会)」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

下水道は、汚水、雨水をポンプ場、処理場又は関係水系に速やかに放流するため、排水対象区域に網の目のように配管されており、地震に対しては、その区域の地盤や地形に大きく影響を受ける。市内の一部地域においては、自然排水が困難で、ポンプ排水に依存している低地帯があり、震災を受けるとポンプ機能の停止による冠水が予想される。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、被災時には必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

(6) 民間団体等の協力

下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

(7) 下水道施設

ア 管渠

配管されている管渠の中には、軟弱な地盤に設置されているものもあり、震災時には、地盤沈下、亀裂等による寸断等が想定される。

イ ポンプ場及び処理場

ポンプ場及び処理場は、その機能上、川や海に接して設置されている。その施設は設計基準により建設されているが、予想を超える震災の場合は、一部傾斜、不等沈下、ずれ等の被害が予想される。

市内の各ポンプ場については、建設後数十年経過しているため、施設の耐震化、ポンプ設備の更新を計画的に進める。

常滑北部雨水ポンプ場は平成23年度に、多屋南部雨水ポンプ場は、平成29年度に整備が完了した。また、榎戸雨水ポンプ場についても、令和5年度より更新を行っている。

7 通信施設

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(1) 設備の耐震対策

ア 建物、鉄塔の耐震対策

イ 通信機械設備の固定・補強等

(2) 防火・防水対策

ア 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備

イ 防水扉・防潮板の設置

ウ 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止

エ 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(3) 通信網の整備

ア 伝送路の多ルート化

イ 大都市における洞道網の建設促進及び整備

(4) 各種災害対策機器の整備

ア 孤立防止用衛星電話機の配備

イ 可搬型無線機の配備

ウ 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備

エ 舟艇の配備

オ 防災用資機材の配備

(5) 防災に関する訓練

カ 災害予報及び警報伝達の訓練

キ 災害時における通信の疎通訓練

ク 設備の災害応急復旧訓練

ケ 社員の非常呼集の訓練

- (6) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

8 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

- (1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

- (2) ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。

ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。

また、防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

第4節 文化財の保護

1 県及び市における措置

- (1) 防災思想の普及

文化財に対する県民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

- (2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

- (3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

- (4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

- (5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

- (6) 文化財及び周辺環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

第5節 地震防災施設等の整備計画

1 地震対策緊急整備事業計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」は、平成32年度までの期限が令和6年度までに延長された。引き続き「地震対策緊急整備事業計画」を策定し事業を実施する。

2 その他の事業

各法に基づく計画以外の事業についても、防災対策上必要な事業は、引き続き市が主体となって事業を実施する。

事業名	事業量	事業費(千円)	実施(予定)年度	備考
消防自動車整備	3	61,000	平成27年度～令和元年度	
民間木造住宅無料耐震診断事業	—	—	平成14年度～	
民間木造住宅耐震改修費補助事業	—	—	平成15年度～	上限1,000千円／件
木造住宅耐震シェルター整備費補助事業	—	—	平成29年度～	上限300千円／件
ブロック塀等除去費補助事業	—	—	平成30年度～	上限150千円／件
雨水ポンプ場の更新化	3	5,273,565	平成17年度～令和9年度	

第3章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
- また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

県（都市・交通局、建築局）及び市における措置

都市計画区域マスタープラン、市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 県（都市・交通局、建設局）及び市における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

県及び市は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 県（都市・交通局、建築局）及び市における措置

(1) 防火・準防火地域及び法第22条の区域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

ア 既に密集市街地化としている地域はもちろん将来密集市街地化の予測される地域については、防火地域又は準防火地域の拡大を検討する。

イ 法第22条の区域の指定

法第22条の区域は、防火地域及び準防火地域以外の市全域とする。なお、本市における防火地域は66ha、準防火地域は332haである。

(2) 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、県及び市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 県（都市・交通局、建築局）、市における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

災害危険区域の指定は、急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域は、これを更に検討のうえ指定する。

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

■ 基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供する。また、市の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど市との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。
- 市は、集中豪雨等に伴う土砂流出、急傾斜地の崩壊等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

第1節 土地利用の適正誘導

県（関係局）及び市における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

1 県（防災安全局、建築局）及び市における措置

(1) 液状化危険度の周知

県及び市は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、県民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

なお、県は、地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことが、昭和39年の新潟地震を契機に問題となったため、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として県民に公表している。

また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表した。

市は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、県及び市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成の規制誘導

1 県（建築局）及び市における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

県及び市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

県は市と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

(4) 宅地危険箇所の耐震化

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4節 土砂災害の防止

1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

平成18年度から、順次、地域指定が行われており、現在の市の指定区域及び付近の避難所等については付属資料の土砂災害警戒区域等のとおり。

（〔資料編〕付属資料 土砂災害警戒区域等）

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

- ① 特定の開発行為の制限
- ② 建築物の構造規制による安全確保
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど市の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

⑤ 救助に関する事項

⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方角を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 県（建築局）及び市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

県及び市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

県、市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、平成 29 年 3 月に「常滑市業務継続計画（BCP）【南海トラフ地震想定】」を策定し、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、次の事項について定めた。

- ① 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

県、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

- ア 県及び市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- イ 県及び市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- ウ 県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

- ア 県、市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。
- イ 県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

- ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。
- イ 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- ウ 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- エ 県、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資機材の整備強化

市は、注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(10) 地震計等観測機器の維持・管理

県及び市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対

応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(11) 緊急地震速報の伝達体制整備

県及び市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(12) 防災用拠点施設の屋上番号標示

県は、県庁及び東三河総局・県民事務所等の庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

なお、市は、市役所及び町村役場等の屋上について、同様の整備に努める。

(13) 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

2 市における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

3 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

県及び市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

エ 防災カメラの整備

市民の自主的な避難行動に活用するとともに、防災関係者が遠隔地から災害状況を確認して迅速な対応を実施するため、防災カメラを整備する。

オ 防災アプリの整備

災害時における市民等への情報伝達の迅速化、確実性の強化を図るため、防災アプリを整

備する。

カ デジタルハザードマップの整備

市民自ら防災情報を適時、効率的に収集し、自主的な防災対策及び避難行動に活用するため、防災アプリ及びデジタルハザードマップを整備する。

キ その他

災害時の情報の収集・伝達のため、通信施設・設備等の整備に努めることとし、愛知県高度情報ネットワークについては、愛知県無線運営協議会に参画し、関係者との連携した運用を図る。

その他、緊急地震速報等の災害時情報を市民へ伝達する手段として、同報系情報伝達機器の整備を進める。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

4 救助・救急に係る施設・設備等

市は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検する。

また、県及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

5 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

6 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	タンク車
4日～10日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 100m 以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約 250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄り利用可能水源の利用

最寄り水道水源あるいは最寄り水道施設から路上配管等により応急給水する。

大規模地震等の発生時に県営水道から直接水道水を供給するため、市内10箇所に「応急給水支援設備」を設置している。

(応急給水支援設備設置場所)

三和児童館付近、青海中学校付近、常滑市体育館付近、こども園あるこ付近、常滑東小学校付近、西浦北小学校付近、南陵公民館付近、檜原公会堂付近、旧小鈴谷児童館付近、小脇公園付近

イ 水道用配水施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

ウ 受水槽の利用

受水不能に備え制水弁操作を行い、最大限貯水した配水池を利用して応急給水する。

(3) 飲料水以外の生活用水としての水源

常滑市温水プールに設置された緊急用浄水装置を利用し、浄化した水を生活用水として利用する。当施設にあっては、耐震化を図り、災害に耐えうる施設とする。

7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 市は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
- なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

9 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

県は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

(3) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

さらに、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

10 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第6章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努める。

■ 本市の避難場所、避難所と指定緊急避難場所及び指定避難場所との関係

災害対策基本法上の名称	名称（市）	概 要
指定緊急避難場所 （災害対策基本法49条の4）	一時避難場所	地震等が発災した場合に、避難者が一時に集合する場所、又は一時的に待避して身の安全を確保する場所としての施設・場所
	広域避難場所	大規模地震や大規模火災が発生した場合、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所としての施設・場所
指定避難所 （災害対策基本法49条の7）	避難所 福祉避難所	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 県（防災安全局）における措置

県は、市に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民や要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ケーブルテレビ網、防災アプリ、デジタルハザードマップ等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

（〔資料編〕 附属資料 Jアラートの自動放送の基準一覧）

3 県（防災安全局）、市及びライフライン事業者における措置

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関

連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

1 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- (1) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。
- (2) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- (4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (5) 域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- (7) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界として、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

2 一時避難場所

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- (1) 津波災害事象の特性に留意すること。
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
- (3) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。

- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。
- ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
 - イ 波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
 - ウ 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
- (5) 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置はせず、立退き避難を原則とすること。
- (6) 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること。
- (7) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること。

2 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

3 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用必需品の支給
- (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通ずる広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

 - ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
 - イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 - ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 4 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

1 市、県（防災安全局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）
- ・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「常滑市災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 県及び市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

1 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 指定避難所の指定

- (1) 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。
- (2) 上記(1)の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。
- (3) 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運

営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- (6) 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

3 福祉避難所の整備

- (1) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (2) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (4) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (5) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやす

いよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- (1) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- (2) 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- (3) バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

5 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

6 避難所の運営体制の整備

- (1) 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
- (2) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- (4) 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- (5) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 常滑市避難行動要支援者支援制度

市では、ひとり暮らし高齢者、障がい者などの要配慮者に登録を呼びかけて名簿を作成し、その情報を平常時から区長及び民生委員等の地域の支援者に提供することによって、必要な支援を円滑に受けることができるよう支援制度を運用している。

今後は、災害発生時に安否確認や避難誘導などの支援が円滑に行われ、人的被害の軽減が図られるよう、地域の実情に応じた支援に関する仕組みづくりが進むよう、関係者と連携して取り組んでいく。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(6) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

(2) 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

4 避難行動要支援者対策

- (1) 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(2) 避難行動要支援者名簿の整備等

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

市は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- (ア) 要介護認定を受けている者（要介護3以上）
- (イ) 身体障害者手帳1～3級の身体障がい者、1級若しくは2級の視覚障がい者、2級程度の聴覚障がい者
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (オ) 高齢者（70歳以上）のみの世帯の者
- (カ) 上記以外で市長が支援の必要を認めた者

ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておくものとする。

避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への情報提供にあたっては、避難行動要支援者名簿に登載された本人から同意を得たうえで行うものとし、避難支援等関係者は消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他市長が認めた団体等とする。併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

5 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(3) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

6 避難行動支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

7 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

(1) 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(2) 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

県及び市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県及び市との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

ア 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用しての者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

ウ 設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

エ 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

オ 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

8 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- (3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- (5) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

9 災害ケースマネジメント

県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

- (1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報
「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。
- (2) 事業者による物資の備蓄等の促進
企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。
- (3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保
市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在场所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

■ 基本方針

- 県及び市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。なお、石油コンビナート地域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、愛知県石油コンビナート等防災計画で定めるところによる。

第1節 火災予防対策に関する指導

1 市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

市は、消防団、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

市は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

2 県（防災安全局）における措置

(1) 危険物取扱者に対する保安教育の徹底

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

(2) 消防設備士教育の徹底

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は整備に関する技術の向上を図るため、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上に努めるものとする。

3 県（防災安全局）及び市における措置

(1) 危険物等の保安確保の指導

県及び市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指

導をするものとする。

なお、市の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(2) 震災時の出火防止対策の推進

県及び市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

1 市における措置

市は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

2 県（防災安全局）における措置

県は、市の行う消防力の整備強化に必要な指導、援助を行うものとする。

第3節 危険物施設防災計画

1 県（防災安全局）及び市における措置

(1) 保安確保の指導

県及び市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容

を常に見直し、作業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 毒物劇物取扱施設防災計画

県（保健医療局）及び市における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第9章 津波等予防対策

■ 基本方針

- 地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。
- 津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。
 - ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。
- 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第1節 津波対策に係る地域の指定等

1 津波危険地域の指定

県（防災安全局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成26年5月30日公表）

次の関係市は、本調査結果の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定することとする。

〔海岸線を有する地区〕

青海地区：大野北、大野南

鬼崎地区：西之口、蒲池、榎戸、

多屋常滑地区：北条、瀬木、市場、保示

南陵地区：樽水、西阿野、熊野、古場、荻屋、大谷、小鈴谷、坂井

〔海岸線を有しないが浸水の可能性のある地区〕

青海地区：宮山、小倉

常滑地区：奥条、山方

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成26年11月26日公表）

また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、次の26市町村について津波災害警戒区域を指定し、基準水位の公示を行う。（令和元年7月30日指定）

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

第2節 津波防災体制の充実

1 県（防災安全局、関係局）及び関係市における措置

- (1) 県及び市は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。
また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。
- (2) 津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
- (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。
- (4) 消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

2 市における措置

市は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定する。

- (1) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には以下の基準を参考に避難指示（緊急）のみを発令する。判断基準に達しない場合についても、気象予測や巡視等の報告を含めて総合的に判断して発令する

○避難指示の対象地域及び基準

避難指示	次の1～2のいずれか1つに該当する場合 1 伊勢・三河湾津波予報区において大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分以上の長い揺れを感じた場合
------	--

- (2) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。
- (3) 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。
- (4) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- (5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自

自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

商業施設、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

4 津波災害警戒区域の指定に係る事項

- (1) 津波災害警戒区域の指定があった市町村は次の事項を市町村地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。
 - ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
 - イ 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で市地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- (2) 市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。
- (3) 市長は、市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 津波防災知識の普及

1 県（防災安全局、関係局）、市及び名古屋地方気象台における措置

一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

- (1) 一般向け
 - ア 避難行動に関する知識
 - (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
 - (イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
 - (ウ) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
 - (エ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のき

っかけは強い揺れや津波警報等であること。

- (カ) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- (ク) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- (ケ) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- (ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

(2) 船舶向け

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
- イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたら、すぐ港外退避する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

2 市における措置

市にあっては、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。

第4節 津波等防災事業の推進

1 県（防災安全局、建設局、関係局）及び市における措置

- (1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- (3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置

(1) 方針・計画の策定

ア 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

(ア) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

(イ) 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

(ウ) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されており、豊浜漁港、師崎漁港、篠島漁港、一色漁港についても漁港の業務継続計画が策定されている。

(2) 海岸

ア 堤防護岸の改良、補強及び耐震化

津波等により浸水することを防ぐため、地盤沈下及び老朽化した堤防護岸の補強、堤防高の低い箇所の嵩上げを実施するとともに、堤防の耐震化を推進する。

イ 水門、陸閘等の改築、補修

水門、閘門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう、耐震補強を推進する。また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する。

ウ 背後地が低い海岸堤防の対策

背後地が低い海岸堤防については、緊急度の高い箇所から必要な対策を実施していく。

(3) 河川

ア 堤防の耐震化

濃尾平野には緩い砂層が分布しており、地震発生時に地盤の液状化による堤防の変形・沈下が生じるおそれがある。地震による河川堤防の沈下を抑制するため、地盤改良等の対策を実施中である（中部地方整備局）。また、県西部の地盤沈下地域の幹川である日光川を始めとする河川については、堤防の嵩上げ、堤体の補強や護岸の整備を進める（愛知県）。

イ 水門、樋門、排水機場等の耐震化

河口部の水門等については、地震発生時においても操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。

排水機場については、地震発生時においても地域の排水機能を確保するため、耐震補強を推進する。

また、津波到達時間が短い地域の水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

ウ 河口部や背後地が低い河川の対策

河口部や背後地が低い河川については、津波等により浸水することを防ぐため、堤防の耐震性についての調査点検を実施しており、調査結果に基づき緊急度の高い箇所から堤防等の耐震化を推進する。

エ 荷揚場等の整備

河川を利用した水上輸送等を想定し、荷揚等のため国土交通省において、一色大橋船着場を整備済みである。

第10章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

- 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 県及び市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

県及び市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

県及び市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、県は、次の協定を締結している。

- ①災害時等の応援に関する協定（中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）
- ②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

イ 技術職員の確保

県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

県及び市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入

れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。」

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

1 県（防災安全局、保健医療局）及び市における措置

(1) 緊急消防援助隊

県及び市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

県及び市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(4) 医療救護活動の広域応援

県は、中部9県1市で締結した「災害時等の応援に関する協定」において、医療救護活動に必要な物資等の提供及びあわせ並びに人員の派遣、医療機関による傷病者の受入については相互に応援することを定めている。

県は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知DMAT設置運営要領」及び「愛知DMATに関する協定」に基づく医療救護活動が、迅速、的確に実施できるよう災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備に努めるものとする。

(5) 自衛隊

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 県（防災安全局、各局）及び市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 県（防災安全局、各局）及び市における措置

県及び市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのブッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

また、国（国土交通省）、県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

1 県及び市における措置

(1) 総合防災訓練

市は、毎年「世界津波の日」となる11月5日を中心に、防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とする。

イ 国県の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令等に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

ウ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、南海トラフ巨大地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

また、市は、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、樋門及び陸閘等の閉鎖及び迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、訓練では、津波警報等の情報伝達訓練、津波避難訓練、樋門及び陸閘等の操作訓練などの津波防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(ア) 津波警報等の情報伝達訓練

(イ) 津波避難訓練

(ウ) 水門、陸閘等の操作訓練

エ 災害応援に関する協定に基づき、他機関との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(2) 単位別防火防災訓練

区、町内（防災班）市関係施設、企業その他の団体単位において、防火防災訓練の実施を図る。

(3) 浸水対策訓練

県及び市は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

ア 観測(水位、潮位、雨量、風速)

イ 通報(電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達)

ウ 動員(水防団、消防団、居住者、ボランティア)

エ 輸送(資機材、人員)

オ 工法(水防工法)

カ 樋門、角落し等の操作

キ 避難(避難情報の放送・伝達、居住者の避難)

(4) 非常呼集訓練

県及び市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 広域応援訓練

県及び市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(6) 防災訓練の指導協力

県及び市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(7) 訓練の検証

県及び市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(8) 幹部訓練(図上訓練)

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとし、各種災害による被害を想定し、災害対策本部を開設して、その対策を協議する等幹部を対象とした図上訓練を通信連絡訓練に併せて行う。

2 県、市及び学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあ

あらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

県（防災安全局、関係局）、市、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

県は、地震発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、地震体験車を市・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、県及び市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

コ 避難生活に関する知識

サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき

行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

県及び市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、県及び市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

ア 平常時の心得に関する事項

イ 地震発生時の心得に関する事項

ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

(3) 自動車運転者に対する広報

県、市及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うものとする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

県及び市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請

県は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(7) 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 県（教育委員会）、市及び学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置付けて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

- (ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
- (エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。
- (オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。
- (カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市における措置

(1) 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部署において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

また、地域の防災力の充実を図る観点から国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等の連携を図るなど防災に関する専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

(2) 地域住民に対する防災教育

防災に関する展覧会、映写会等の行事、図書の配布等により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚する。

(3) 防災の日及び防災週間

昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深めるとともに、これらに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、毎年9月1日が「防災の日」、この日を含む1週間が「防災週間」と定められた。この目的に沿うため、この週間を中心に各区、企業、学校、幼保育園、各種団体等は、防災訓練、防災映画会等による防災教育を実施する。なお、第1節第2に定める総合訓練については、「世界津波の日」である毎年11月5日周辺に実施する。

第12章 震災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
震災に関する調査研究の推進	県、市	1(1) 基礎的調査 1(2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1(3) 被害想定に関する調査研究 1(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1(5) 防災カルテ等の整備 1(6) 地籍調査

震災に関する調査研究の推進

1 基礎的調査（本県の自然・社会的条件に関する調査）

本市の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できるが、自然条件については、昭和53年度以来、地形・地質・地盤の構造、沖積層の分布、活断層、流砂現象危険度などについて、県が調査研究を行ってきた調査結果を参考とする。

2 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。県等が実施する調査結果により、本市における影響等について調査研究する。

3 防災カルテ等の整備

市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

4 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職員の派遣要請			

第1節 災害対策本部の設置・運営

第2編第3節2により災害対策本部が設置されたときは、常滑市災害対策本部要綱に定める非常配備体制をとり、活動を実施する。

第2節 非常配備及び非常連絡

勤務時間外、休日等における職員の非常配備及び非常連絡は次のとおりである。

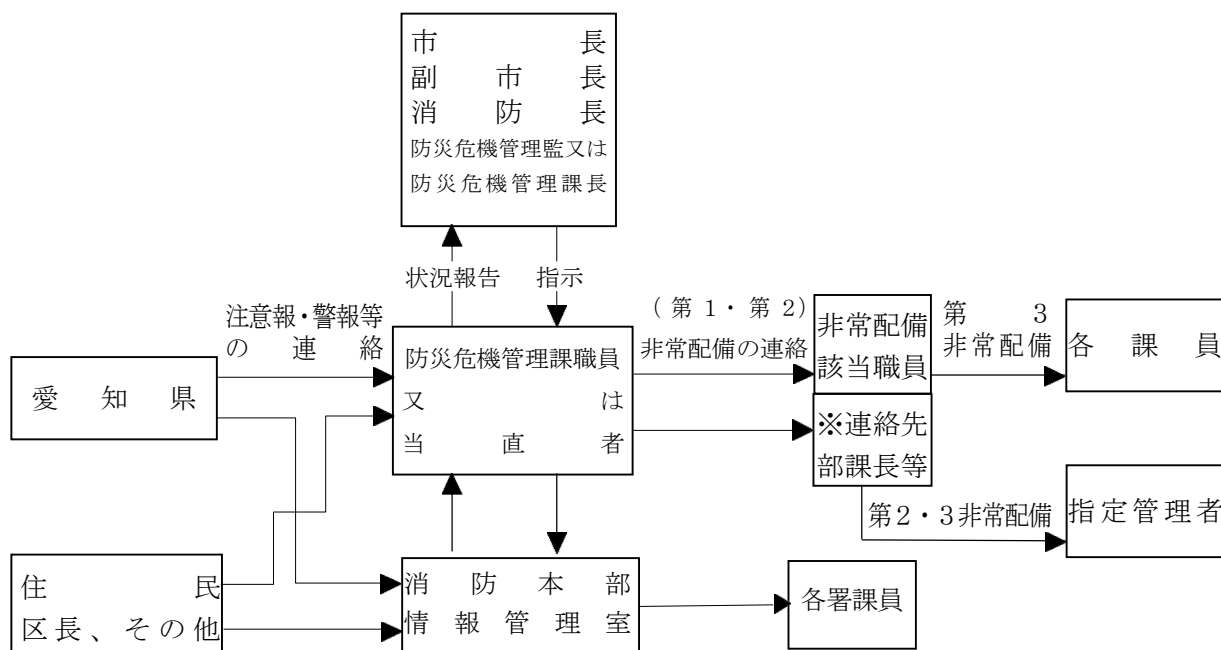
1 非常配備

防災危機管理課又は当直者は、県及び消防本部等の関係機関から非常配備に該当する気象の注意報、警報等を受領したときは、直ちに防災危機管理監又は防災危機管理課長に報告して非常配備についての指示を仰ぐ。その結果、非常配備につくよう指示されたときは、職員参集メールや電話等で速やかに該当職員等へ伝達する。

2 非常連絡

- (1) 市の無線通信を担当する職員（以下「通信担当職員」という。）は、勤務時間外、休日等において、非常配備に該当する注意報、警報等を受領及び区長その他から災害に関する緊急情報を受領したときは、直ちに防災危機管理課長その他必要と認める上司に報告する。
- (2) 通信担当職員は、前号の報告により上司から指示を受けたとき、及び当該指示を受ける以前であっても、状況により自らが必要と判断したときは、速やかに関係部署や関係機関に緊急連絡を行う。
- (3) 各課長等は、非常連絡を円滑に行うため、あらかじめ課員の非常連絡網を定め、防災危機管理課に届け出ておくものとする。また、所属の課員に連絡網を周知徹底しておかなければならない。
- (4) 課長等から連絡を受けた職員は、直ちに登庁し、所要の任務につく。

非常連絡系統図



※連絡先部長等……教育長、病院事業管理者、総務部長、企画部長、市民生活部長、福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、ボートレース事業局長、ボートレース事業局次長、病院事務局長、議会事務局長

3 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

4 惨事ストレス対策

- (1) 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 職員の派遣要請

1 市における処置

- (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

知事は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

- (2) 他都道府県の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の都道府県知事に対して、職員の派遣を要請することができる。

- (3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し災害対策基本法第29条の規定による指定行政機関

又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣（消防庁）に対し地方自治法第252条の17の規定による他の都道府県職員の派遣について、あつせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への県職員の派遣

県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第4節 災害救助法の適用

1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	

(3) 市への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市（県が委任）	
飲料水の供給	市（県が委任）	
被服、寝具の給与	市（県が委任）	
医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局）

		日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市（県が委任）	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与	市（県が委任）	
市立学校児童生徒分		
県立学校、私立学校等児童生徒分		
埋葬	市（県が委任）	
死体の捜索及び処理	市（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

2 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市が災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市町村の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 市長は津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 市は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○伝達された情報等の住民等への周知徹底			
○津波の自衛措置			
○立退きの指示			
○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導			

第1節 津波警報等の伝達

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。

(1) 津波警報等

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)

ア 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大 津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等、
		5m (3m<予想高さ≤5m)		安全な場所へ避難する。
津波 警 報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。
	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合には、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる

可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝え、地震の規模の精度がよく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

イ 津波情報

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

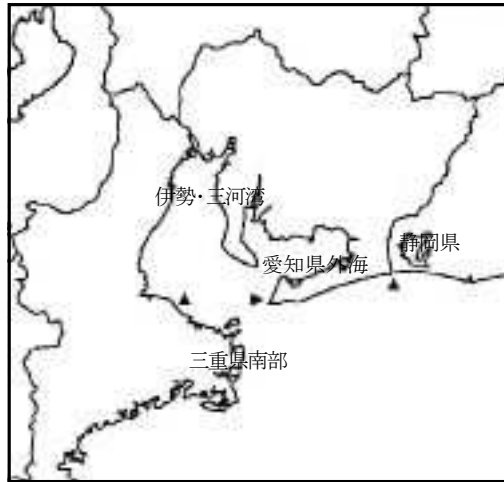
ウ 津波予報

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県（伊勢市以南を除く。）	（三重県の市町村省略）

エ 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区分に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次のとおりである。

愛知県及び周辺の県が属する津波予報区



(2) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報

気象庁は、最大震度 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上を予想した地域、または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想される場合、または長周期地震動階級 1 以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度が 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報の種類とその内容

震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に震度 3 以上を観測した地域名（全国を 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報（愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信）
震源に関する情報	・震度 3 以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大地のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）

各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
計測震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の観測データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

2 県（防災安全局）における措置

- (1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）するものとする。
- (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。

3 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- (3) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (4) 強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。
 - ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
 - イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

4 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

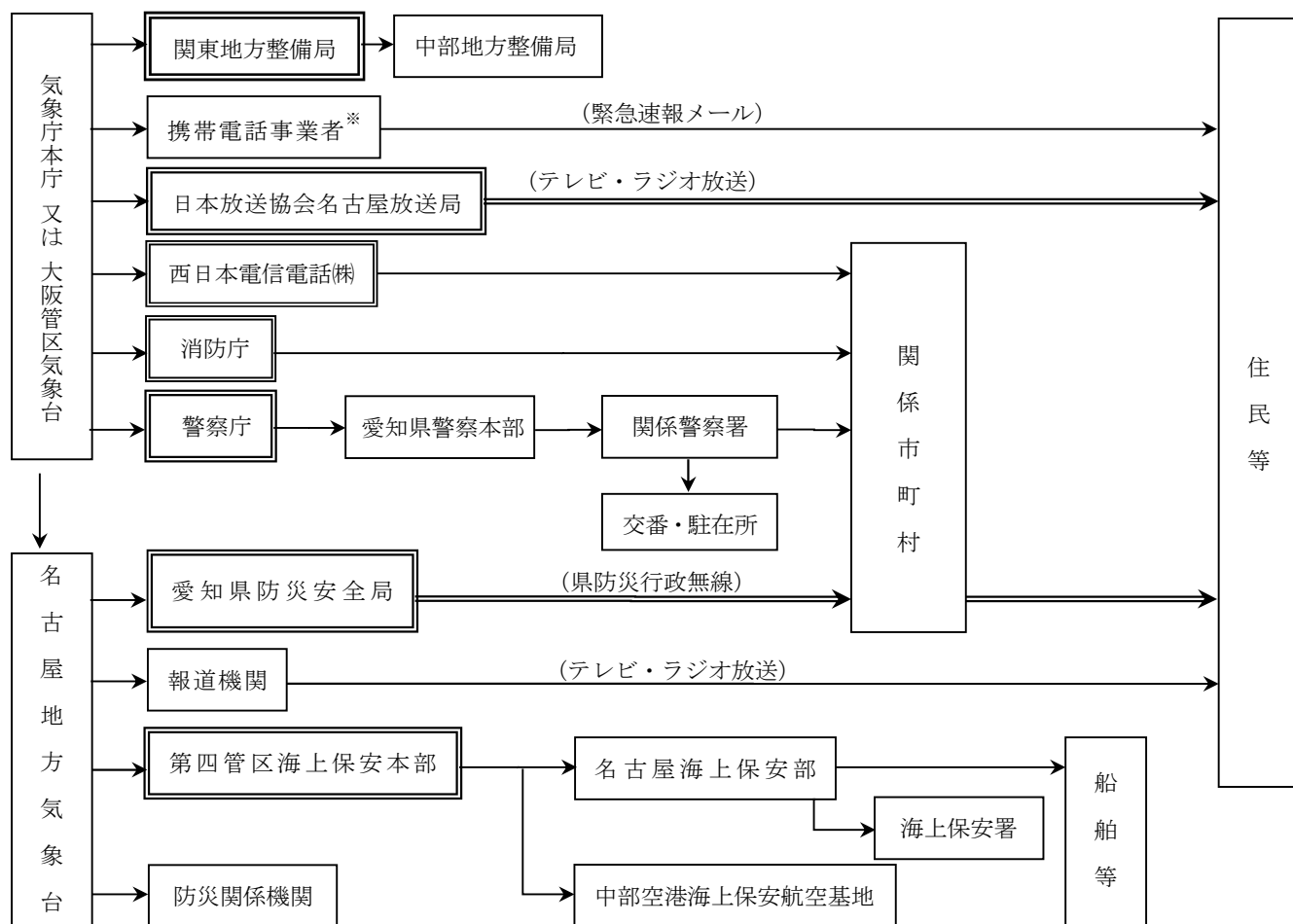
5 その他防災関係機関における措置

- (1) 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。
- (2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。

6 津波警報等情報の伝達

- (1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

津波警報等の伝達系統図



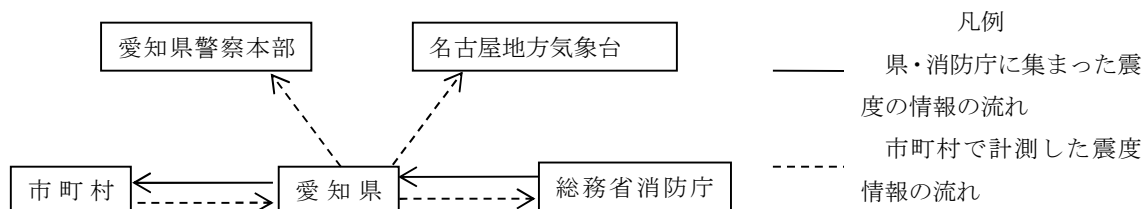
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。
- (3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



7 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難の指示等

ア 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

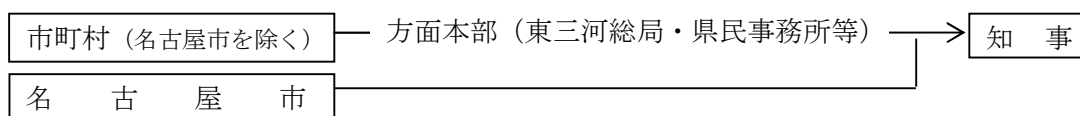
イ 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及

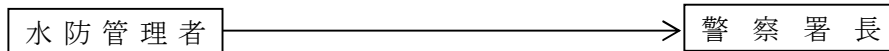
び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

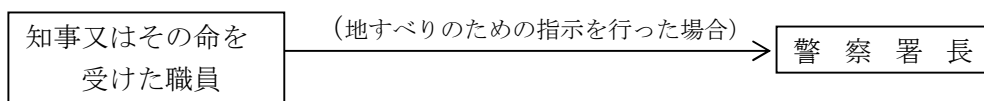
(1) 津波のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための立退きの指示

知事等は地震に伴う地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 通知（地すべり等防止法第25条）



(4) 市長への助言

知事は、市長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

(5) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

市は、県に対し避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援の要請を求める

(7) 他市町村に対する応援指示

市は、実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村の応援を県に求める。

4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

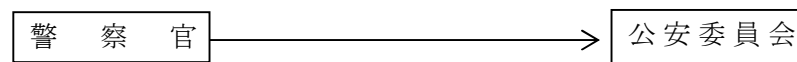
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

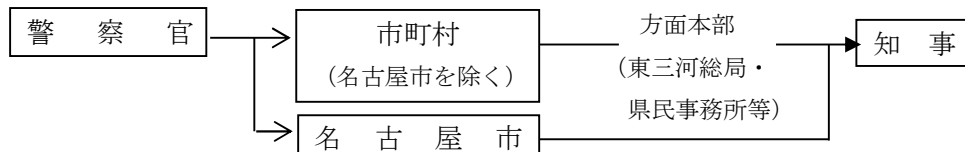
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合(報告・警察官職務執行法第4条第2項)



イ (2)の場合(通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)

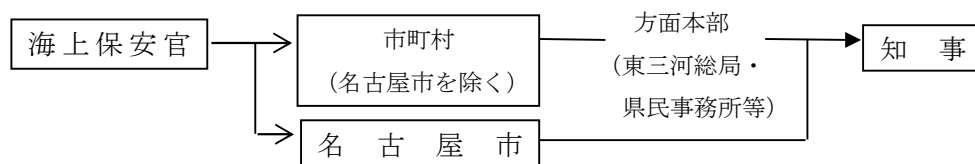


5 第四管区海上保安本部(海上保安官)における措置

(1) 災害対策基本法第61条による指示

4(2)の警察官に準ずるものとする。

(2) 報告・通知等(通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)



6 避難の指示の内容

市町村長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

7 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム(Lアラート)に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導
地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援
 - ア 避難のための情報伝達
要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。
 - イ 避難行動要支援者の避難支援
平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。
また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。
 - ウ 避難行動要支援者の安否確認
避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。
 - エ 避難後における避難行動要支援者への対応
地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 県、市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分りやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○被害状況等の情報収集及び県への報告	→	→	→
○即報基準に該当する災害の報告	→	→	→
○住民への災害広報	→	→	→
○相談窓口等の開設	→	→	→

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災、災害即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

(6) 被害状況等の収集及び調査は、関係機関、第1編第4節第2に定める諸団体、住民組織等の協力を求めて実施する。

(7) 被害が甚大なため、市において被害状況等の収集及び調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

(8) 災害現地の実態を把握するため、総務部が調査班を編成して、被害の状況等を調査する。

(9) 災害情報及び被害状況の調査については、警察始め関係機関と十分な連絡を取る。

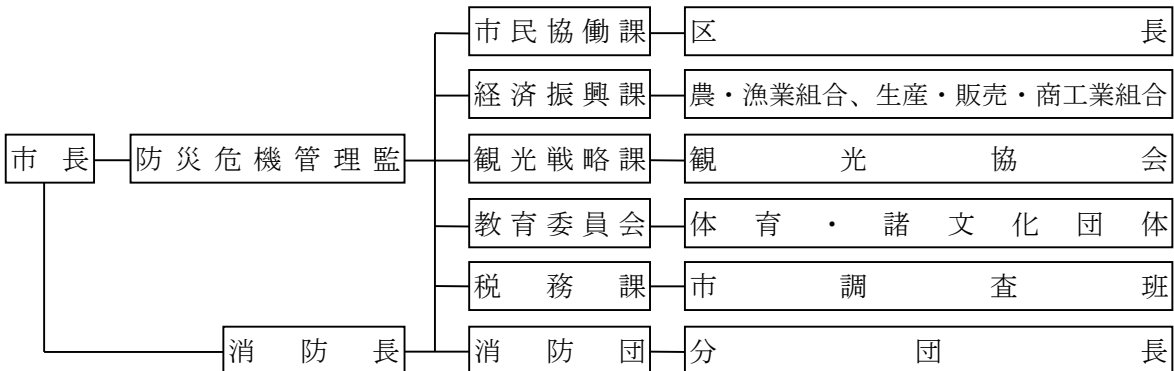
(10) 各課長は、自ら被害状況を収集し、又は連絡を受けたものを防災危機管理監に報告する。

(11) 防災危機管理監は、前各号までにより収集した状況及び情報を総括し、本部長に報告する。

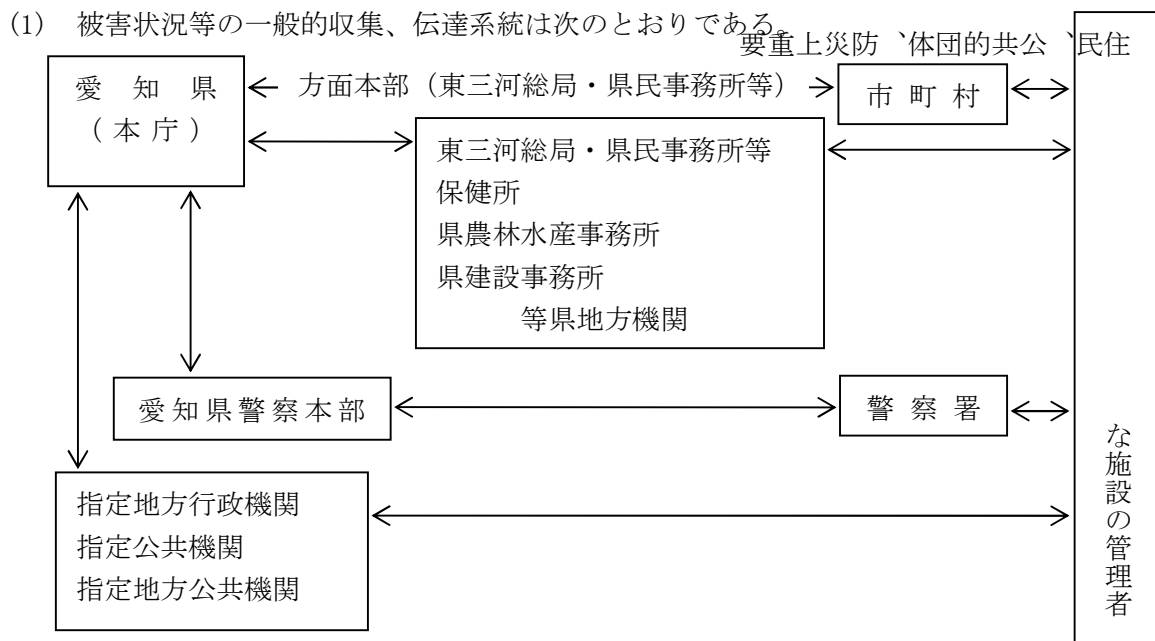
(12) 各課長は、災害が拡大し被害も大きくなり、国、県その他に対する要望書等を作成する必要があると予測されるときは、所管事項に関して企画課長に通知する。

(13) 企画課長は、前号により通知があったことについて、これを取りまとめ所要の手続を取る。

(14) 情報の収集伝達系統は、おおむね次のとおりである。



2 被害状況等の一般的収集、伝達系統



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む。）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。
- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので、災害時優先電話等により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 国に対する逐次の情報伝達
関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。
- (2) 災害の規模の把握のために必要な情報
市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

県及び市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県並びに市に連絡するものとする。また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

4 その他の情報の収集伝達

(1) 災害情報

関係区長、消防団正副分団長等は、災害が発生し、又は災害の発生が予想される危険な状況に至った場合、現地の状況を災害対策本部へ報告する。

（〔資料編〕書式(No.2)災害通報・処理票(第3号様式)）

(2) 被害発生状況報告

関係部課長は、次に掲げるところにより所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、災害対策本部へ報告し、同本部は無線等により速やかに県に報告する。

(3) 報告順位及び報告責任者

被害状況等の報告順位は、人的被害及び住家等の被害を最優先とし、報告の責任者は防災危機管理監又は消防長とし、市内の状況を取りまとめ、数字等の調整については十分注意する。

伝達の対象となる被害		伝 達 内 容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式1・2によること
人、住家被害等	人的被害	様式3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害	様式5によること 〔確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。〕
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

（〔資料編〕書式No.4 災害発生状況等（速報・確定報告）（様式2））

（〔資料編〕書式No.5 被害認定基準）

（〔資料編〕書式No.6 人的被害(様式3)）

（〔資料編〕書式No.7 避難状況・救護所開設状況(様式4)）

（〔資料編〕書式No.8 公共施設被害(様式5)）

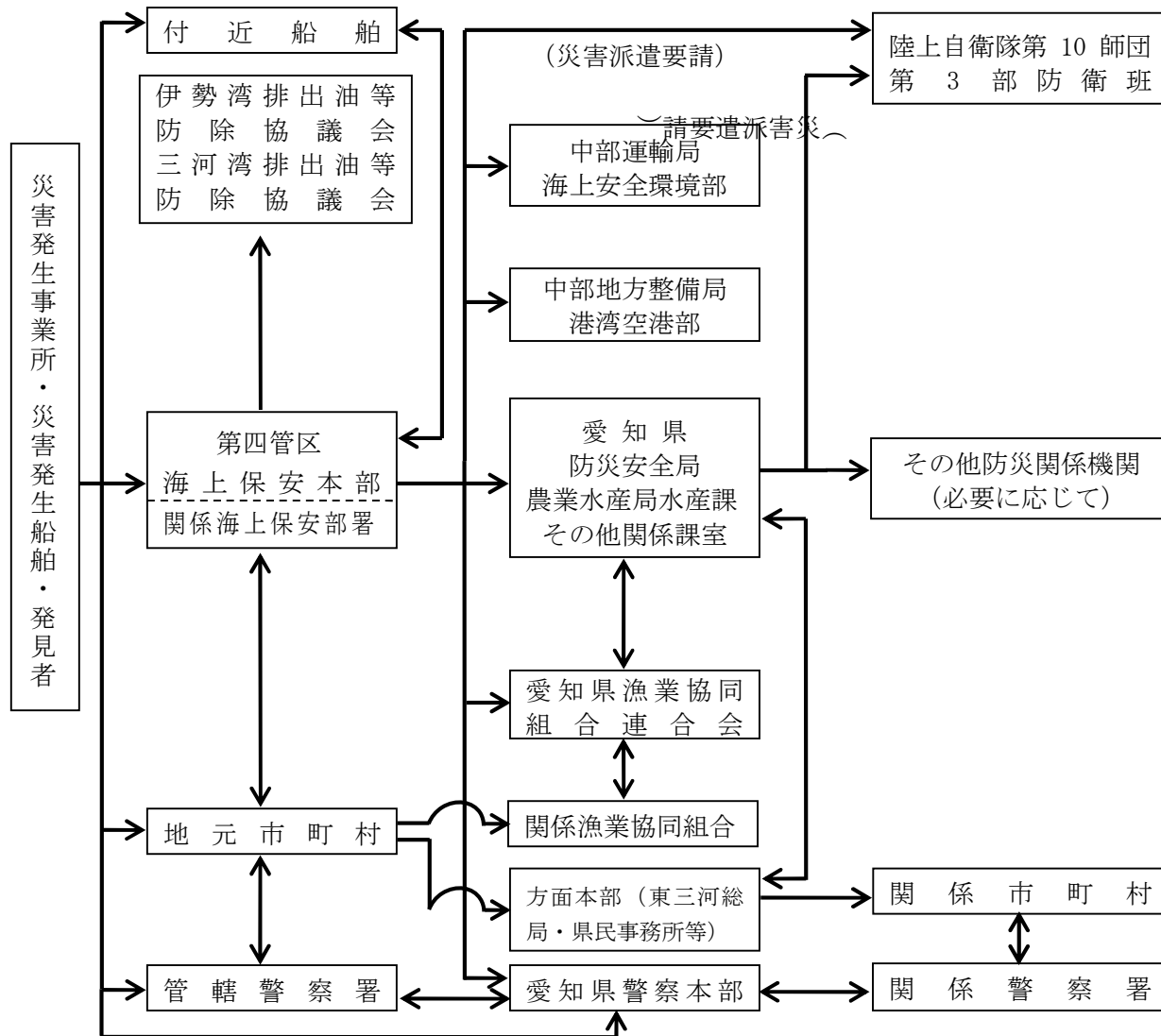
(4) 県及び消防庁への連絡先

市は、関係機関又は県災害対策本部に被害状況等を報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。



5 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統

大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。



6 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

7 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

1 通信連絡の方法

- (1) 通信窓口

災害時における通信連絡は、電話、無線電話等のうち、最も迅速な方法で実施しなければならない。

この際、市は、災害時における通信等の錯そうを避けるため、災害用電話（電話の場合）を指定し、窓口の統一を図る。この場合、災害指定電話は災害対策本部が開設されたときは、災害専用とするものである。

ただし、災害の状況により、災害対策本部を消防本部に設置したときは〔 〕内による。

災害対策本部 (市役所)	電 話	35-5111 (代表)
		080-5155-7479
		080-5155-7481
		080-5155-7482
		080-5155-7483
	ファクシミリ (秘書広報課内)	35-4329
	県防災行政無線電話 防災危機管理課	無線発信番号 716-1400
	同 ファクシミリ	〃 〃 716-1500
	消防本部 電 話	35-0119 (代)
	同 ファクシミリ	34-8777
	県防災行政無線電話 通信指令室	無線発信番号 8314-31
	同 ファクシミリ	〃 〃 8314-11

なお、県については、次のとおりである。

県防災安全局 県防災行政無線電話 600-2512
無線ファクシミリ 600-1510
電話 名古屋 (052) 954-6193 (災害対策課)
NTTFAX (052) 954-6912 (災害対策課)
警察電話 2375

〔災害対策本部
情報連絡班が
開設されたとき〕 県防災行政無線電話 発信番号 600-1360～2 (総括班)
無線FAX 発信番号 600-1514
電 話 名古屋 (052) 971-7105 (総括班)
(052) 961-2111 (代表)

ファクシミリ 名古屋 (052) 971-7103、7106

県知多県民事務所 県防災行政無線電話 発信番号 604-377～379、1105

(夜 間) 発信番号 604-298
同無線ファクシミリ 無線発信番号 604-1151
電話 0569-21-8111 (代表)
NTT F A X 0569-23-2354
0569-25-0510

県知多県民事務所 県防災行政無線電話 無線発信番号 604-202~206
(夜 間) 無線発信番号 604-298
同無線ファクシミリ 無線発信番号 604-1150
電話 21-8111 (夜間8116)

(2) 県との通信連絡

災害時における県防災安全局と市の連絡は、原則として無線電話及び無線ファクシミリを使用するものであるが、無線電話が通話中の場合等で緊急を要するときは、一般加入電話及び警察電話を使用する。

2 県(防災安全局、関係局)、市及び防災関係機関における措置

(1) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (コ) 市長が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(2) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話

(イ) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(ロ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

(3) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(4) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

3 電話途絶時の連絡

電話等が途絶したときの通信連絡は、各種無線等の使用及び連絡員によるものとし、以下市を中心として県等の地域外の連絡及び市内各地域との連絡に区分し、次の計画による。

(1) 県等への連絡

県との通信連絡は、県防災行政無線及び無線ファクシミリを使用するが、故障等のときには、常滑警察署の警察電話を使用して連絡を行い、これも途絶したときは、豊橋河川事務所安城出張所又は中部電力パワーグリッド株式会社常滑営業所に連絡をし、非常通信を依頼する。

(2) 市内各区長との連絡

電話が途絶したときは、市役所等（青海・南陵公民館、とこなめ市民交流センター、市民病院）に 配備の防災行政無線の活用又は連絡員を派遣し、連絡を行う。

(3) 市内各消防団との連絡

電話が途絶したときは、消防無線の活用又は連絡員を派遣し、連絡を行う。

第3節 広報

1 市の措置

市は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

- (1) Lアラート連携等による報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
- (2) 防災行政無線の放送
- (3) ケーブルテレビの放送
- (4) Webサイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- (5) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- (6) 広報紙等の配布
- (7) 広報車の巡回
- (8) 掲示板への張紙
- (9) その他広報手段

2 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

3 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○ 災害ボランティアセンターの設置			

第1節 応援協力

1 県（防災安全局）における措置

- (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請(災害対策基本法第70条、同法74条の4)
知事は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。
なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。
- (2) 中部9県1市における応援要請
県は、中部9県1市(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市)において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、避難、救助等の対策を実施するために必要があると認めるときは、「災害時等の応援に関する協定」に基づき、相互に応援を要請する。
- (3) 全国都道府県における応援要請
県は、大規模災害が発生した場合で、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」では避難、救助等の対策が十分実施できないため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

(4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（災害対策基本法第74条の3）

県は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。

(5) 市に対する応援

ア 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(6) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

2 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

3 中部地方整備局における措置

(1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限

エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

5 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村を始め防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

6 経費の負担

(1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。

（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）

県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要求を行うものとする。

2 県（防災安全局）における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

(2) 海上保安庁への応援要請

ア 県は、災害の発生に際し必要な場合は、第四管区海上保安本部長に対して、応急措置の実施の要請を行うものとする。

イ 要請は、次の事項を明らかにした要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

(ア) 害の状況及び応急措置を要請する理由

(イ) 応急措置を希望する期間

(ウ) 応急措置を希望する区域

(エ) 活動内容

①傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

②巡視船を活用した医療活動場所の提供

③巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

④その他県及び市が行う災害応急対策の支援等

(オ) その他参考になるべき事項（使用可能岸壁等）

ウ 応急措置に係る要請書、受入等については、第3節自衛隊の災害派遣に準じて行うものとする。

3 市の措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

イ 依頼は、2の(2)のイの事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

4 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	電話番号
陸上自衛隊	第 10 師団長	県内全域 ※	陸上自衛隊第 10 師団司令部 (加入電話) 052－791-2191 課業時間内:内線 4235 (防衛班) 課業時間外:内線 4301 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-023-230-31
			陸上自衛隊第 35 普通科連隊 (加入電話) 052-791-2191 課業時間内:内線 4831 (第 3 科) 課業時間外:内線 4509 (当直室) (防災行政無線) 8-8230-34 (衛星電話) 9-023-230-34
航空自衛隊第 1 輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	航空自衛隊第 1 輸送航空隊 (加入電話) 0568-76-2191 課業時間内:内線 4032 (防衛部) 課業時間外:内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室)、 8-8250-32 (当直) (衛星電話) 9-023-250-31
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域	海上自衛隊横須賀地方総監部 (加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第 3 幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-723 (第 3 幕僚室)

※ただし、県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

(5) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先し

	て、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

2 災害派遣要請者（県（防災安全局）、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置

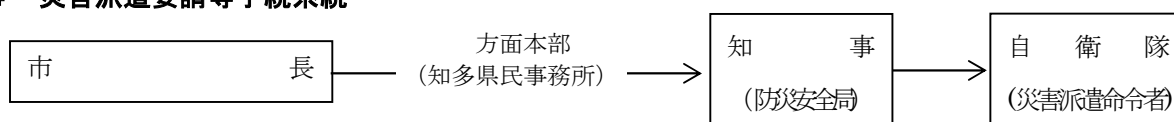
- (1) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤回要請を依頼する。

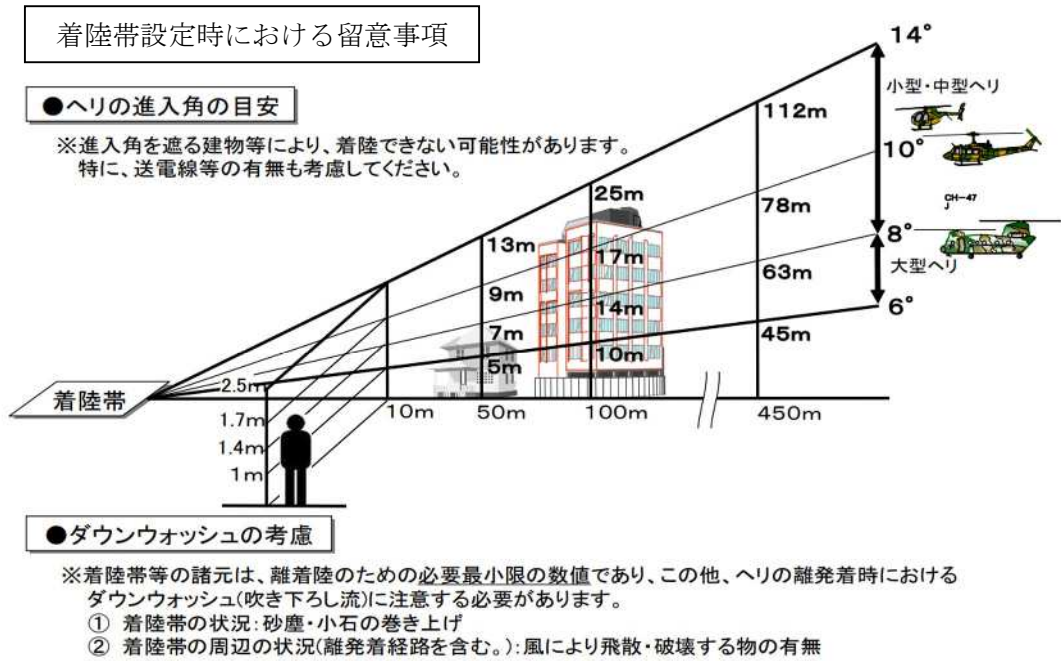
4 災害派遣要請等手続系統



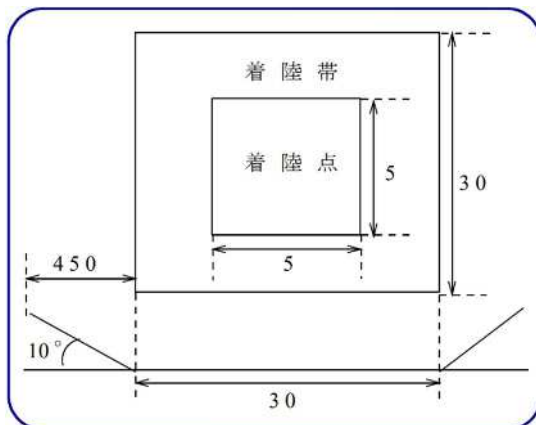
(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（東三河総局・県民事務所等）へも連絡すること。

5 災害派遣部隊の受入れ

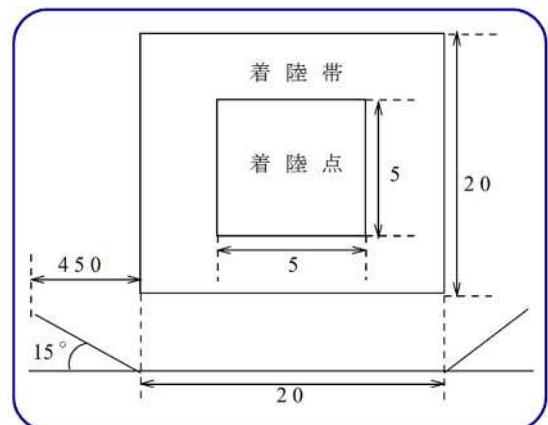
- (1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入体勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
 - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
 - (ア) 事前の準備
 - a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
 - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
 - (イ) 受入時の準備
 - a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
 - b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - c 砂塵が舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 - d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。



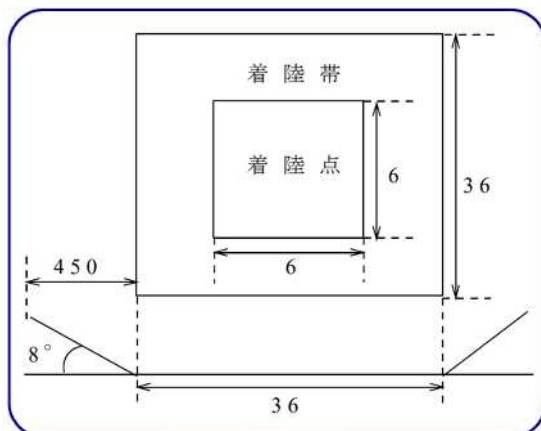
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》
(単位: m)



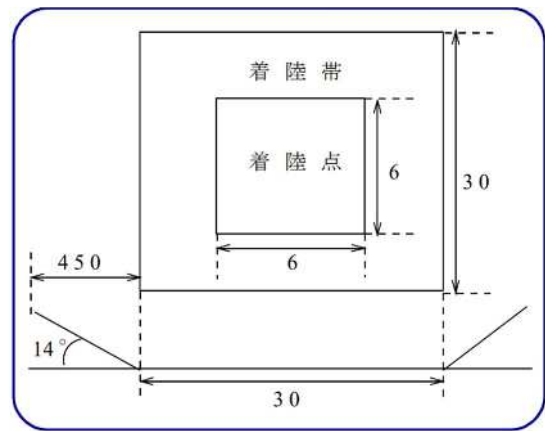
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《応急》
(単位: m)



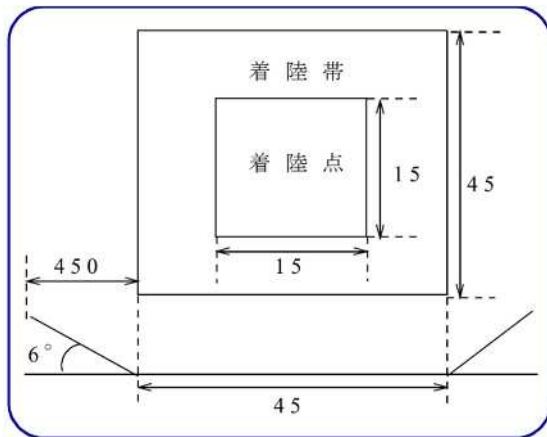
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》
(単位: m)



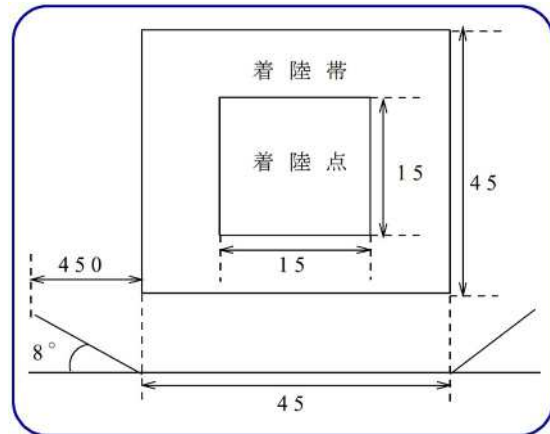
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》
(単位: m)



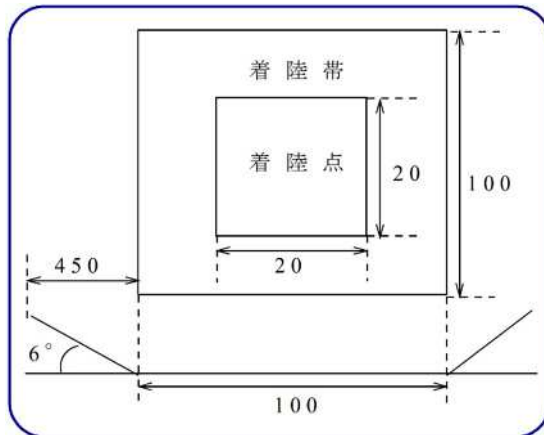
(c-1) 大型機 (UH-60J) の場合《標準》
(単位: m)



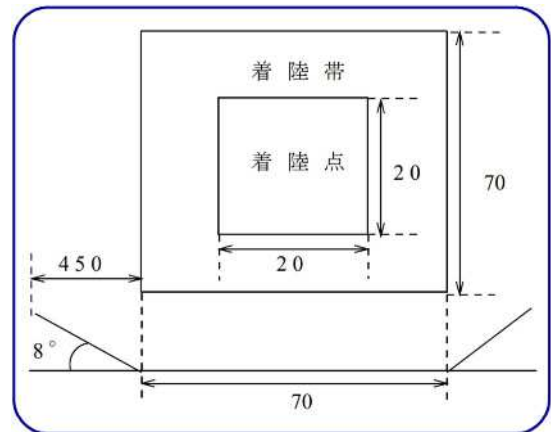
(c-1) 大型機 (UH-60J) の場合《応急》
(単位: m)



(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《標準》
(単位: m)



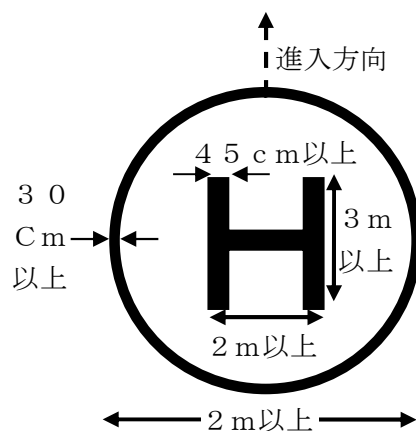
(d-1) 大型機 (CH-47) の場合《応急》
(単位: m)



H記号及び吹き流しの基準

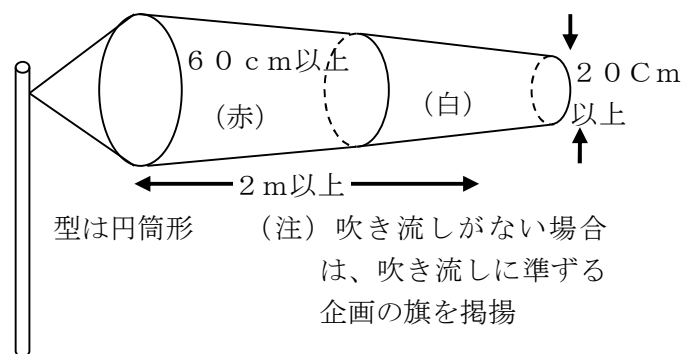
(a) ㊦記号の基準

(ヘリポート表記基準)



○石灰で標示、積雪時は墨汁、
絵具等で明瞭に表示

(b) 吹き流しの基準



(〔資料編〕 付属資料 ヘリコプター場外発着場)

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県及び市町村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

市の地域に大きな災害が発生した場合、平常よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予測される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応を取ることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

また、市、自主防災組織等が対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。

1 市における措置

- (1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (3) 常滑市社会福祉協議会は、市内のボランティアコーディネーターの協力を得て、災害ボランティアセンターを運営する。
- (4) 市災害対策本部と災害ボランティアコーディネーターは、適宜情報交換し、被災地及び被災者の状況等をについて互いに情報の共有に努める。

2 コーディネーターの役割

- (1) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセン

ターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。

- ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

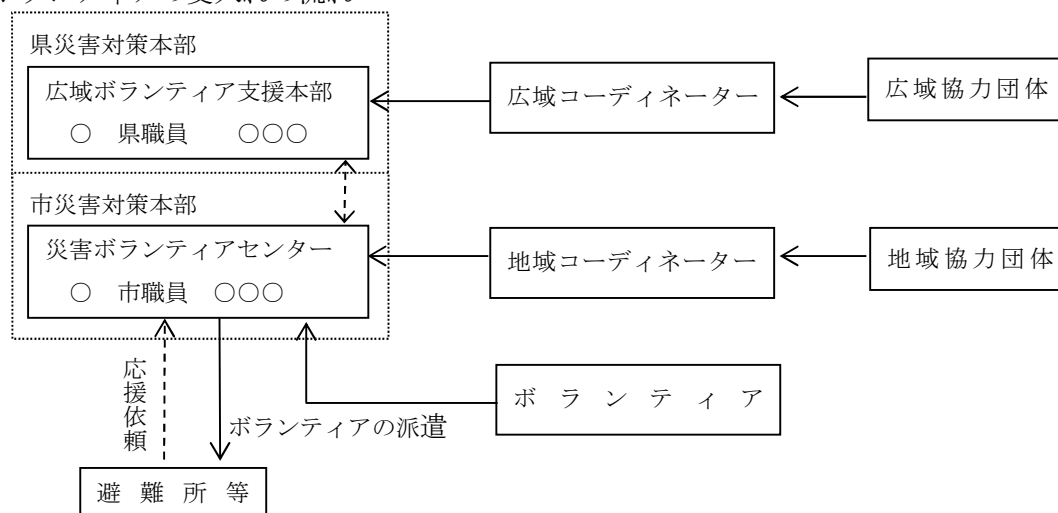
3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

日本赤十字社（常滑市赤十字奉仕団、特別奉仕団）、愛知県防災ボランティアグループ、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、市外からのボランティア

ボランティアの受入れの流れ



第5節 防災活動拠点の確保等

1 県（防災安全局）及び市における措置

- (1) 県、市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警

- 察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 地区防災拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

施設名	面積	付帯施設	電話番号	備考
常滑公園	3.5ha	体育館	0569-43-5111	駐車場 172 台

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

1 県（防災安全局、保健医療局、建設局、都市・交通局）、市、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

- (1) 緊急輸送ルートの確保
被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動
- (2) 救助・救急、消火活動
あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動
- (3) 災害医療活動
全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動
- (4) 物資調達
国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動
- (5) 燃料・電気・ガスの供給
災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに知事の事務の一部を行うこととされた市町長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○救出活動 ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請			

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

- (1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援
国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。
- (2) 高速道路のサービスエリア等の使用
高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

3 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-

FORCE)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 航空機の活用

1 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署(航空運用チーム)を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整を行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する「航空情報（ノータム）の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

ア 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

(ア) 被害状況調査等の情報収集活動

(イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

(ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動

(エ) 火災防御活動

(オ) 救急救助活動

(カ) 臓器等搬送活動

(キ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ 市町村等の要請による出動

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、

防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。

- (ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。
- (イ) 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (ウ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

オ 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

- (ア) 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。
- (イ) 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

(2) 市における措置

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

第6章 消防活動・危険性物質対策

■ 基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民及び事業者あけて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から県民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○火災全体状況の把握・対応 ○大震火災防御計画の樹立 ○広域的な消防部隊の応援要請 ○被害状況の把握及び県への連絡 ○応援の必要性等の県への連絡 ○周辺住民等への情報提供			

第1節 消防活動

1 市（消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む）の措置

- (1) 市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、県民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまである中で、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (ア) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

- (ア) 防御方針
 - a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
 - b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
 - d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
 - e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
 - f 高層建築物、地下街、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
 - g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
 - h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。
- (イ) 重要対象物の指定
- 消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。
- (ウ) 延焼阻止線
- 延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)
- (エ) 避難地・避難路
- 避難地は各市決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。
- (オ) 消防活動計画図の作成
- 消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。
- (カ) 部隊運用要領
- a 警備消防部の設置
- 大地震の発生により火災等の災害発生が予測される場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部及び消防団で警備消防部を設置し、消防本部は消防隊を配分し防災活動に専念する。消防団長は、警備消防部設置とともに消防団本部を招集し、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。
- (a) 消防部等の設置
- 大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。
- (b) 消防団本部の設置
- 消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。
- b 消防隊の部隊運用要領
- (a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。
 - (b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。

(キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

2 消防団における措置

- (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

- (2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第2節 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

- (2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

- (3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報

活動を積極的に行う。

2 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

3 県（防災安全局）における措置

- (1) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (2) 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。
- 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○JDATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEATの派遣及び派遣要請			
救助実施市	○保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動			
救助実施市を除く 保健所設置市	○救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動			

	○DHEATの派遣及び派遣要請		
救助実施市除く	○救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動	→	→
災害拠点精神科病院・ 災害拠点精神科病院 ・ 地元医師会	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入		
DMAT指定 医療機関	○DMATの活動	→	
愛知県支部 日本赤十字社	○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施		→
県医師会	○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○JMATの派遣調整	→	→

第1節 医療救護

1 県（保健医療局）における措置

(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。

イ 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保

に努める。

ウ 市、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

エ 他市町村への応援指示

県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

オ 被災地における医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。

この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等

ア DMATの派遣要請

県は、県内のDMAT指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）

(3) 救護班の派遣要請等

ア 医療救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等

ア 愛知DPATの派遣

(ア) 県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。

(イ) 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。

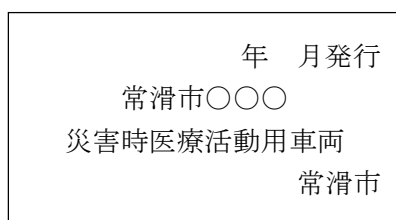
イ DPATの派遣要請

(ア) 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。

- (イ) 県は、D P A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (5) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等
県は、必要があると認めるときは、国等に対しJ D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。
- (6) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置
- ア 広域医療搬送実施のためのS C Uの設置
県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）を設置する。
- イ 地域医療搬送実施のためのS C Uの設置
県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市や関係機関と協力して、S C Uを設置する。

2 市における措置

- (1) 市は、市民病院において医療活動を行うほか、保健センターに救護対策本部を設置し、市医師団、市歯科医師会、市薬剤師会等に対して協力を求め、救護所を設置し地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医療品供給等の支援を要請する。
- (3) 市は、地域医療搬送の実施のため必要と認めるときは、S C Uの設置に協力する。
- (4) 市は、医療活動に携わる市医師団等に対して、市内での医療活動を円滑に行えるように、必要に応じて「災害時医療活動用車両証票」を事前に発行する。



3 地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

4 県医師会における措置

- (1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 県医師会は、県又は市の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム（J M A T）の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。
- (3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会の参画を調整する。

- (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。

5 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

6 医療救護班及びD P A Tの編成・派遣等

(1) 医療救護班

- ア 医療救護班は、おおむね医師 1～3 名、看護師 2～3 名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2 名とする。
- イ 県医師会、県病院協会、日本赤十字社、災害拠点病院、国、国立病院機構、県立病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。
- ウ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
- エ 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえ検討し、整備しておくことを原則とする。
- オ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。
- カ 県独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、隣接県等へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。

(2) D P A T

- ア D P A Tは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等 3～5 名による編成とする。
- イ D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

7 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びS C Uへ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。
- (5) 第四管区海上保安本部は、医療活動場所の提供、災害応急対策等に従事する者の宿泊について要請があった場合には、海上における災害応急対策の実施に支障を及ぼさない範囲において、その設備を有する巡視船で支援を行う。

8 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村等は 2 次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達不可能的な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。

- (3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。
- (4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。
- (5) 県は、県内において医薬品等を調達できない場合は、隣接県及び国の協力を得て、調達する。
- (6) 県は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。
- (7) 県は災害の規模に応じ、医薬品等集積所を設置し、調達した医薬品等の保管・管理を行う。
- (8) 県薬剤師会は、県の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理に協力する。

9 血液製剤の確保

- (1) 市は、災害発生後速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握する。
- (2) 血液製剤の市内確保が困難な場合は、県に確保を要請する。
- (3) 市は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、県に対し、名古屋市消防航空隊、県警察、自衛隊等のヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

10 医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、県、市、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

11 医療及び助産の方法

(1) 医療救護班等による医療の方法

- ア 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班によって行う。
- イ 災害の状況に応じて必要な医療救護班を現地に派遣する。
- ウ 医療救護班により医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、地元医師団及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に当たる。
- エ 医療救護班は、被災者の避難所その他適当な場所に救護所を設置する。
- オ 重症患者等で設備、資材等の不足のため医療救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。

（〔資料編〕 付属資料 医療救護所）

(2) 助産の方法

- ア 医療に準ずる。
- イ 災害救助法による救護は、原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たる。ただし、緊急を要するときは、助産師が行うものとして差し支えない。
- ウ 医療救護班による救護ができない者又は医療救護班による救護が適当でない者は、国立及び公立の病院、診療所、助産所に移送して救護を行う。

12 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。

ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

1 県（保健医療局・感染症対策局）における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 県に保健医療調整本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡を取り、被害状況の早期把握に努める。

イ 被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

(ア) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 器具器材の整備

ア 県及び市の防疫用器具器材の保有状況を把握し、市からの借上要請に対応する。

イ 市からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内非り災市町村や近隣市町村を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

県は、市、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市に行うよう指示する。

(6) 応援体制

ア 被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、保健医療調整本部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

イ 県は、必要に応じて、近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(7) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づ

づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。

2 市における措置

(1) 防疫組織

市は、県に準じて、市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

3 食品衛生指導

県及び保健所設置市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。

4 栄養指導等

(1) 県及び市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

(1) 県及び市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

県及び市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

8 動物の保護

(1) 県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

(2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

9 災害時健康危機管理の全体調整

(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

(2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

10 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。

(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。

(5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

(7) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、DPATを派遣する。

(8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPAT

の派遣を要請するものとする。

- (9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。また、県は、DHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (10) 県は必要に応じて、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣を要請するものとする。
- (11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確認する。
- 県、市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

発災	3日	1週間	復旧対応期
○ 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有			→
○ 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保※			→
○ 情報の提供			→
○ 応援要求			
○ 人員・物資等の輸送手段確保			
○ 他市町村・県への調達あっせん要請			

※ 地元協業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナン

	パープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両
--	--

(3) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(4) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに提出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

（〔資料編〕書式No.12 緊急通行車両等届出書（別記様式1））

（〔資料編〕書式No.13 緊急通行車両確認証明書（別記様式2））

（〔資料編〕書式No.14 標章（別記様式4））

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
 - ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに

十分注意すること。

- エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
 - オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 中部地方整備局における措置

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。
 - イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。
 - ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。
 - エ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
 - イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

- ウ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）による活動支援
必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。
- (4) 情報の提供
緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。
- (5) 応急資機材等の確保
所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。
- (6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整
- ア 検討会の設置
中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。
- ※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。
- ※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。
- イ 検討会の開催
名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。

2 県（建設局）における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
- ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの齒ルートを最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ ア、イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。

エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。

ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

(4) 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

3 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、津波被害発生時には、くしの齒ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 空港施設対策

1 中部国際空港株式会社における措置

(1) 危機管理本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表された場合は、危機管理本部を設置し、非常参集要員は、勤務場所に参集する。

(2) 情報の収集・報告・提供

災害に関する状況を迅速かつ的確に把握し、関係行政機関等へ発災後の状況を報告する。

空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、航空機運行情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を提供する。

(3) 緊急対応措置の実施

地震災害から人命及び施設の安全を図るため、消火救難、応急救護等について必要な措置を講ずる。

強い揺れ(震度5弱以上)の地震が発生した場合及び伊勢・三河湾に津波警報若しくは津波警報が発表された場合は、空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、迅速に建物内の安全な場所に避難することを周知し、避難誘導を実施する。

(4) 応急復旧活動の実施

空港は、被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。

2 大阪航空局中部空港事務所における措置

大阪航空局中部空港事務所は、中部国際空港株式会社が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、航空機(乗組員)に対し必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

第4節 港湾・漁港施設対策

1 港湾・漁港管理者（県、市、名古屋港管理組合）における措置

(1) 応急復旧活動

防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、民間事業者団体等との協力体制に努め、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局部的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重大な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。

(2) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、臨港道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

名古屋港管理組合及び市は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難である場合、県へ要員の確保につき応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(4) 国土交通省への支援要請(港湾法第55条の3の3)

港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

(5) 航路啓開の実施

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

第5節 鉄道施設対策

1 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社）における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

(ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。

(ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

(ア) 地震等による異状を認めたときは列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

(イ) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。

(エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。

(オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第6節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市における措置

- (1) 市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

4 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

（〔資料編〕書式N o 1 5 緊急輸送車両確認証明（別記様式3））

（〔資料編〕書式N o 1 6 緊急通行車両等事前届出書（別記様式1））

第9章 浸水・津波対策

■ 基本方針

- 県、市及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高压又は高位部の水路等の決壊のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「市水防計画」に準拠した上で実施する。
- 津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。
- 水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○河川・海岸の点検及び応急復旧	→	→	→
○情報の伝達	→	→	→
○避難指示(緊急)等の発令、	→	→	→
海岸線の監視、巡回	→	→	→

第1節 浸水対策

1 県、市及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

- ア 地震、津波が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川、海岸の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。
- イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われないう場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

- ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。
- イ 県は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

(3) 漏、溢水防止応急復旧活動

- ア 各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。
- イ 県は、市から要請があった場合、可搬式ポンプの貸付けを行う。

第2節 津波対策

1 市における措置

(1) 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の関係市町村への伝達は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行われるが、市はこれらに基づき、市防災行政無線(同報系無線)、サイレン、半鐘等様々な手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

(2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等

ア 市は、市地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。

イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市防災行政無線(同報系無線)、広報車等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。

ウ 市は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難の指示、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

(3) 津波の自衛措置

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため津波による被害が想定される市においては、(1)の情報伝達等がなくても強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

ア 市長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。

イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

2 河川、海岸、港湾及び漁港管理者の措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖(工事中の場合は中断等)措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

3 その他の措置

その他の津波災害に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」のほか、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「交通の確保・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○避難所の開設・運営			
○他市町村・県への応援要求			
○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保			→
○福祉避難所の設置			
○外国人への情報提供	→		→
○帰宅困難者に対する情報提供	→	→	
○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施			
○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ			

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 県（福祉局、保健医療局、県民文化局）における措置

(1) 情報収集・支援体制の整備

市、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。

(2) 広域調整・市町村支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。

また、市からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成し、派遣する。

(3) 多言語による情報発信等

県国際交流協会と共同で大規模災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等を行う。

(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

1 県（防災安全局）及び市における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○水・食料・生活必需品等の供給 ○他市町村・県への応援要求			

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 県（建設局、企業庁）における措置

- (1) 市町村から要請があった場合、又は必要と認める場合には、応急給水の応援を行う。
- (2) 企業庁においては、県水受水市町村等に対して、可能な限り所要の給水量を確保する。

3 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 県及び市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

- (5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

4 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市は、応急給水の支援が円滑に行えるように、市内をブロック分けした給水体制の整備に努める。
- (3) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

1 市における措置

- (1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 長期保存パン、ビスケット、アルファ化米など

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者にたいしても物資等が提供されるよう努める。

- (2) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

- (3) 炊き出しの実施

炊き出しは、日本赤十字社奉仕団等の協力により既存の給食施設等を利用して行う。

ただし、既存の施設が利用困難な場合は、米飯提供者等に炊き出しの基準を明示し購入する。なお、炊き出しを避難所において行うときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たる。

- (4) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用

米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他都道府県施設の活用を申し入れる。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

1 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待っていると認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あつせん

イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

- 市は、被災後、市町村等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市町村等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の同様等により不測の次案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

1 県（環境局）における措置

- (1) 環境汚染事故の把握
災害対策本部、市町村等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導
環境汚染事故発生時には、県（環境局）が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。
- (3) 環境調査
被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。
- (4) 人員、機材等の応援依頼
必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

第2節 地域安全対策

1 県警察における措置

- (1) 社会秩序の維持対策
 - ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
 - イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
 - ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
 - エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- (2) 広報、相談活動
 - ア 広報活動
被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、

救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 第四管区海上保安部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○遺体の搜索・収容	→		
○遺体の処理及び一時保存	→		
○遺体の埋火葬			→
○他市町村又は県への応援要求			

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視(調査)

遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。

現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするためにを行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村(救助実施市を除く。)の長への委任を想定しているため、当該市町村(救助実施市を除く。)が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地

に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く。）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
○ 応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道）			→
○ 応援の要請			
○ 応援・受援体制の確立			

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社、株式会社JERA、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置

- (1) 非常災害対策本部の設置
大地震が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。
- (2) 情報の収集と伝達
非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。
- (3) 危険防止措置の実施
災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 応急復旧活動の実施
 - ア 優先的に復旧する設備、施設
 - (ア) 電力会社側
 - a 火力設備
 - b 超高圧系統に関連する送変電設備

- (イ) 利用者側
 - a 人命に関わる病院
 - b 災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設
- イ 復旧方法
 - (ア) 発電設備
 - 発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。
 - (イ) 送配電設備
 - 被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。
- ウ 関係機関との連携
 - 路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。
- (5) 要員、資機材等の確保
 - ア 要員の確保
 - 震災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。
 - イ 資機材の確保
 - 震災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (6) 広報活動の実施
 - ア 利用者に対する広報
 - (ア) 災害時における PR
 - 電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて PR する。
 - (イ) 臨時電気相談窓口の設置
 - 被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。
 - イ 地域防災機関との協調
 - 地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。
- (7) 広域運営による応援
 - 電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。
- (8) 電源車等の配備（株式会社 J E R A、関西電力株式会社及び電源開発株式会社を除く）
 - 大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 県（防災安全局、関係局）における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 津波からの避難対策

ア 津波警報等が発表された場合、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、従業員、見学者、訪問者等に対し、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するよう呼びかける。

また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては、津波警報が発表された旨を伝達し、市が指定する避難場所への避難や時間的余裕があると認められる場合には、帰宅等を要請する。

イ 津波警報等が発表された場合は、着積中のLNG船等に対し港外避難を要請する。

(4) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(5) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(6) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(7) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 報活動の実施

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

1 県（建設局）、水道事業者（企業庁及び市）における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

2 市における措置

(1) 要員の確保

災害応急対策活動に必要な要員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。

災害が発生した場合、速やかに職員の非常出勤、連絡体制の確保、災害対策本部設置等必要な体制を取る。

なお、必要と認められるときは、指定給水装置工事事業者等からの応援を受ける。

(2) 応急対策用器材の確保

応急復旧を実施するために必要な最小限の資器材を指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置業者」という。）から調達する。

(3) 応急措置

被害施設を短期間に復旧するため配水本管を最優先として、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

ア 施設が破壊されたときは、破壊箇所から有毒物が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがあるときは、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

イ 災害の発生に際しては、配水施設の防護に全力を挙げ、給水不能の範囲をできるだけ少なくし、給水不能となった区域に対しては、全能力を挙げて施設の速やかな復旧を図り、応急復旧の状況や見通しを適切に広報し住民へ周知する。

ウ 県営上水道の取水、導水及び浄水施設が破壊され使用不能となったときは、給水車の派遣を要請し、他都市から給水を受け、飲料水の最低量確保に努める。

エ 水道災害相互応援に関する覚書

災害その他非常の場合において、日本水道協会の正会員で、その愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道業者及び三河山間部水道整備促進連盟に所属する会員が災害を受け独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧資器材の供出及び工事事業者の斡旋について応援を求め、応援を求められた会員は速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（〔資料編〕関係条例、協定書等 水道災害相互応援に関する覚書）

第4節 下水道施設対策

1 下水道管理者（市長）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(2) 応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

◆ 附属資料第15「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」

第5節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

- (イ) 交換機が被災した場合
非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。
 - (ウ) 電力設備が被災した場合
非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。
 - (エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合
非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。
なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。
- イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- (ア) 伝送路が被災した場合
応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。
 - (イ) 電力設備が被災した場合
非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。
- (4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。
- (5) 応援体制の確立
激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 災害対策本部の設置
災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。
- (2) 応急復旧活動の実施
 - ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
 - イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
 - ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。
- (3) 災害用伝言板の運用
震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。
- (4) 応援体制の確立
本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。
また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 県（防災安全局、総務局）、市及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は

極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

(1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。

(2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

(3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。

(4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第6節 郵便業務の応急措置

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

1 県、市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、県民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
《応急危険度判定の実施》			
○被災建築物応急危険度判定実施本部の設置			
○判定活動の実施			
《被災住宅等の調査》			
○被災住宅等の調査	→		
《公共賃貸住宅等への一時入居》			
○提供する住宅の選定・確保			
	○相談窓口の開設	○一時入居の開始	
○応援協力の要請			
《応急仮設住宅の設置》			
○設置の要請			
《住宅の応急修理》			
		○建設用地の確保	
		○入居者の選定・運営管理	
		○応急修理の実施の補助	
《障害物の除去》			
	○障害物の除去		

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

1 市における措置

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 県（建築局）における措置

(1) 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市の判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、2(1)の被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 県（建築局）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 県（建築局）、救助実施市及び市（救助実施市を除く）における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市（救助実施市を除く）は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県及び救助実施市は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県及び救助実施市は、応急仮設住宅を次のとおり建設する（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市町村（救助実施市を除く。）の長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県及び救助実施市は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、救助実施市にあっては県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市（救助実施市を除く。）にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

- (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、救助実施市にあっては県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市（救助実施市を除く。）にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。
- (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 県（防災安全局・建築局）及び救助実施市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

- a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県及び救助実施市は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。

〈協定締結団体〉

一般社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、一般社団法人愛知電業協会、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会、愛知県管工事業協同組合連合会

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に関面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第16章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

発災	3日	1週間	復旧対応期
	○気象警報の把握・伝達 ○臨時休業等の処置 ○避難の実施	○教育施設確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（市立学校） ○応援の要求	

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 市における処置

(1) 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

津波警報等は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 国立・私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 国立及び私立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 県及び市（教育委員会）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエまでの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

1 県及び市（教育委員会）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校等の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第5節 学校給食の応急実施

1 給食施設及び設備の整理

学校給食施設は、災害時の非常炊き出しを考慮し、被災施設及び設備は可及的速やかに修理復旧する。炊き出しは、非被災学校給食共同調理場を使用して行う。

2 給食用物資の確保

被災した児童・生徒等の応急給食は、非被災指定工場に対し、緊急指令により必要量の生産及び供給をさせる。

第4編 災害復旧・復興

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 県（人事局）における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

知事は、内閣総理大臣に対し復興法第53条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

2 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職

員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- 力 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 県（防災安全局、関係局）における措置

(1) 激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。

関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

(2) 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(3) 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。

2 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

3 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 県及び市における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除
復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。
- (2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
災害廃棄物処理対策	県	1(1) 連絡調整及び支援・協力の実施 1(2) 事業者に対する指導
	市	2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 2(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 2(4) 周辺市町村及び県への応援要請

災害廃棄物処理対策

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

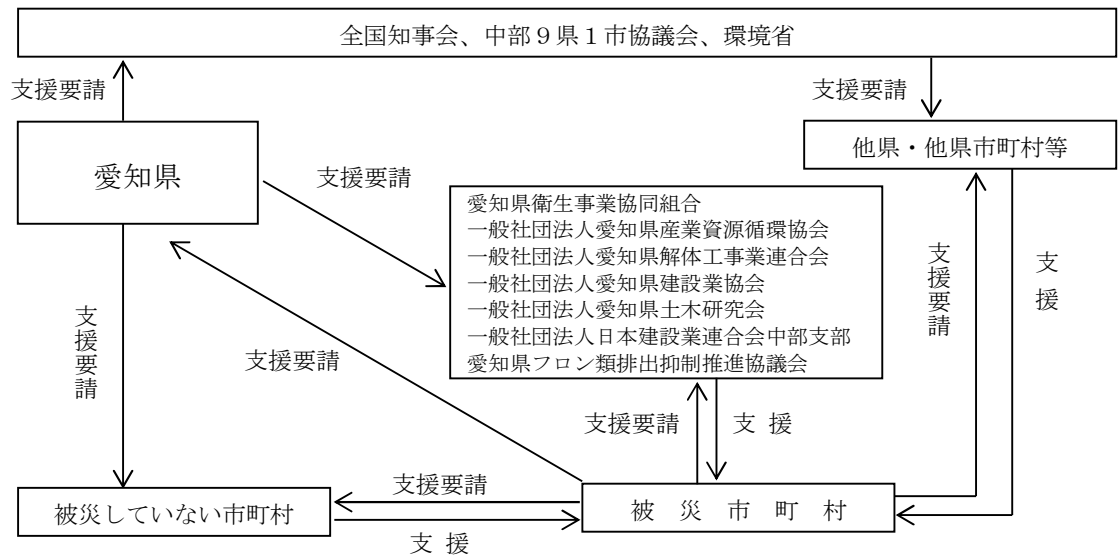
し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

県及び市は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



第4章 震災復興都市計画の手続き

■ 基本方針

- 県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。
県以外の特定行政庁は、第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡・調整等を図った上で、区域の指定を行う。(特定行政庁：名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市及び春日井市)
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域(災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。)を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画(骨子案)を策定する。県都市復興基本計画(骨子案)は、市都市復興基本計画(骨子案)に先立ち、策定と公表をする。

基本計画(骨子案)は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付

1 県（防災安全局）における措置

(1) 市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

2 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置

(1) 市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村か

らの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(2) 市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

2 市における処置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管局）における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

地震災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

2 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国 2/4、県 1/4、市町村 1/4)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国 2/4、県 1/4、市町村 1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国 2/3、県 1/3)

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

3 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の 1/2 は国の補助となっている。

第4節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

エ 電子債権記録機関への措置

(ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(イ) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 損傷銀行券等の引換

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

(4) 相談窓口の設置

国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。

(5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 県（経済産業局、農業水産局）における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第5節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議の上必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

2 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

3 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、平成26年3月28日に南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された本市において、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震に関する情報

1 情報の種類

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連開設情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発生時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

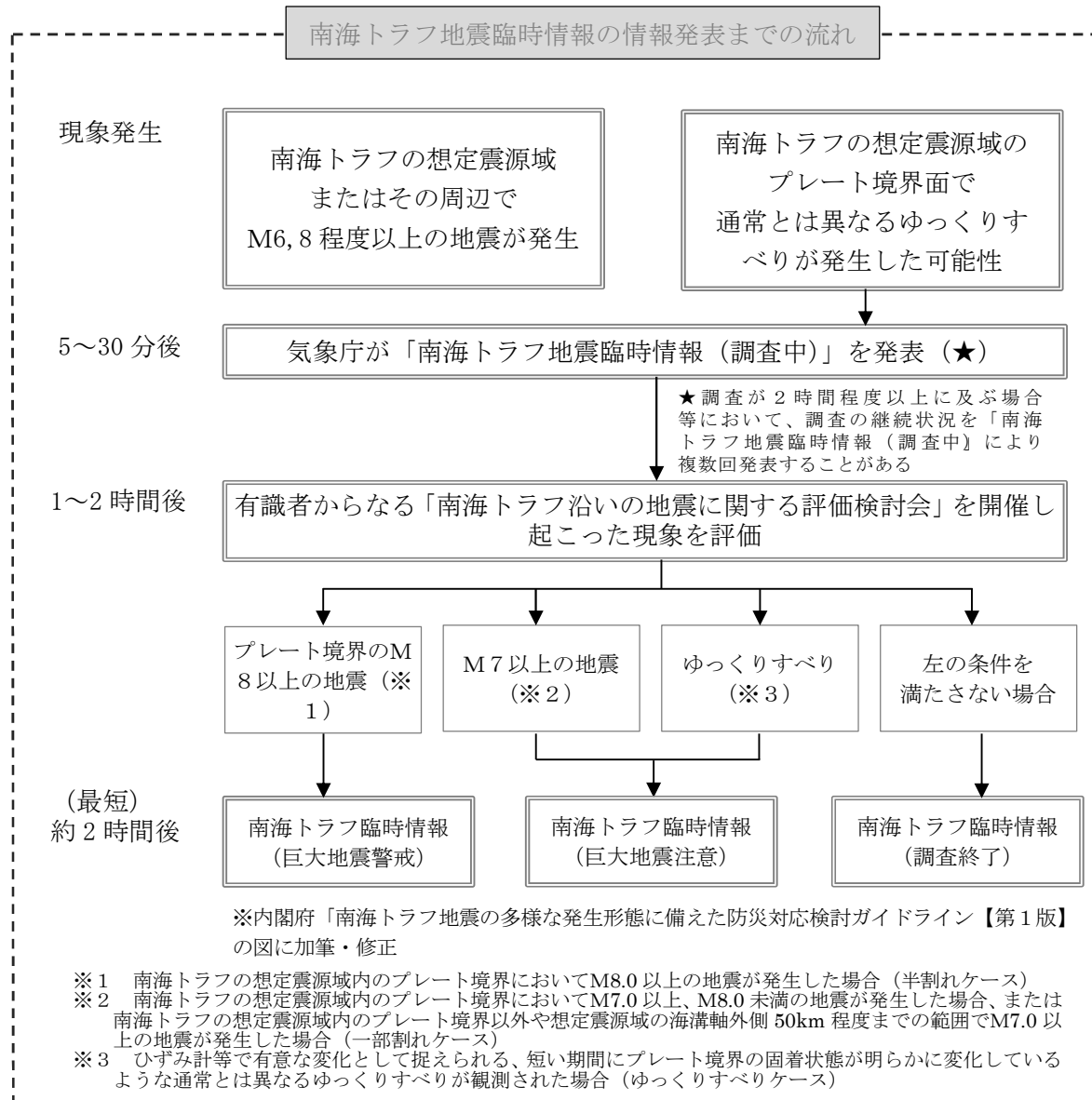
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。

従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら			
地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）
（最短） 2時間程度	- 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 - 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難	日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
1週間（※）	日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
2週間	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 地震情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 地震情報等の広報を行う。
- (3) 避難の指示等を行う。
- (4) 地震災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒域の設定を行う。
- (5) 避難状況の報告を行う。
- (6) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (7) 地震災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることの要請等を行う。
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護のための措置を行う。
- (9) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するための必要な道路その他地震防災緊急整備事業を行う。
- (10) 通信施設の整備事業を行う。
- (11) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他必要な応急措置の実施の準備を行う。
- (12) 地震防災応急対策について、必要に応じ知事に応援を求め、又は応急措置の実施の要請を行う。
- (13) 他の市町村の長等に対し、応急措置を実施するため必要があるときは、応援を求める。
- (14) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員及び資機材の確認を行う。

2 愛知県知多県民事務所

- (1) 地震情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 地震情報等の広報を行う。
- (3) 通信施設の整備事業を行う。
- (4) 緊急通行車両の使用者に対し、標章及び証明書の交付を行う。

3 愛知県知多建設事務所

- (1) 管轄区域内における諸施設の点検を行う。
- (2) 災害予防措置等の防災応急対策を行う。

4 愛知県衣浦港務所

- (1) 管轄区域内における諸施設の点検を行う。
- (2) 災害予防措置等の防災応急対策を行う。

5 愛知県知多保健所

- (1) 避難場所の衛生管理の指導を行う。
- (2) 防疫活動の指導及び援助を行う。
- (3) 食品衛生確保のための情報提供及び指導を行う。
- (4) 健康状態の把握等保健活動を行う。

6 愛知県常滑警察署・中部空港警察署

- (1) 避難の指示及び危険防止のための警告等を行う。
- (2) 交通規制を行う。
- (3) 犯罪及び混乱の防止等の措置を行う。
- (4) 「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申出者に交付する。

7 指定公共機関

〔西日本電信電話株式会社〕

- (1) 地震情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 地震情報等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。

〔独立行政法人水資源機構〕

- (1) 地震情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 発災後に備え、資機材の備蓄、点検整備等を行う。

〔東邦瓦斯株式会社〕

- (1) ガスの供給を継続する。
- (2) 発災後に備え、早期に適切な応急措置が実施できる体制を整えておく。

〔中部電力パワーグリッド株式会社〕

- (1) 電力の供給を確保するための対策を講ずる。
- (2) 発災後に備え、電力施設の予防措置及び応急復旧に必要な資機材及び要員の確保のための諸策を実施する。

〔中部国際空港株式会社〕

- (1) 地震情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 空港利用者を安全な場所に避難誘導する。
- (3) 滞留者等に対応するため備蓄物資の整備に努める。
- (4) 災害応急対策用資機材を整備する。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、対策本部を設置し、迅速に災害応急対策を実施する。

8 指定地方公共機関

〔名古屋鉄道株式会社〕

- (1) 地震情報等の伝達を行う。
- (2) 旅客の避難誘導及び救護を行う。
- (3) 列車の運転規制等を行う。
- (4) 資機材、人員等の配備手配を行う。

〔愛知県道路公社〕

- (1) 地震情報等の伝達を行う。
- (2) 地震防災応急対策の実施に関し、次の事項を行う。
 - ア 交通対策に関すること。
 - イ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
 - ウ 緊急点検に関すること。

〔一般社団法人愛知県L Pガス協会〕

- (1) L Pガス設備の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、L Pガス設備の災害復旧を行う。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔農業協同組合、日赤奉仕団等〕

防災上必要な資機材、人員等の配備について協力する。

〔危険物施設の管理者その他防災上重要な施設の管理者〕

防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部の設置等

常滑市地域防災計画地震・津波災害対策計画第1編第4章第3節2に記載済

第2節 災害対策本部の組織及び運営

常滑市地域防災計画地震・津波災害対策計画第1編第4章第3節2に記載済

第3節 災害応急対策要員の参集

常滑市地域防災計画地震・津波災害対策計画第1編第4章第3節2に記載済

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集及び伝達

- (1) 情報の収集及び伝達における役割は、次のとおりとする。

市は、津波災害に対する避難指示（緊急）、津波警報等を沿岸部住民等へ迅速かつ確実に伝達するため、ケーブルテレビ放送、緊急速報メール、広報車、自主防災組織等を通じて周知する。

市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達については、常滑市地域防災計画第4編第1章配備計画に定めるところによる。

市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。

各機関は、地震防災応急対策の実施状況及び実施に必要な情報を積極的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

防災関係機関は、地震発生に伴う災害対応に当たっては、災害時優先電話により情報伝達、収集等に努めるものとする。

- (2) 地震、津波、被害状況等の情報の収集及び伝達については、情報の種類に応じて被災の状況より通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、常滑市地域防災計画地震・津波対策計画第3編第2章第1節津波警報等情報の伝達の6により行うものとする。

- (3) 通信の途絶、交通の障害等により、市長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、次のとおり対応するものとする。

ア 地震の発生直後は、暫定的な災害対策本部体制（初動体制）を確保し、指揮すべき職員が不在の場合は、職制上の上位の者が指揮をとる。

イ 地震発生に際して、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであつても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が避難の必要を認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。また、地震発生後、報道機関から津波警報又は大津波警報が放送されたときも、同様に安全な場所に避難するよう指示するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報又は大津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

2 施設の緊急点検及び巡視

市は、必要に応じて公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定

されている施設の緊急点検及び巡視を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止及び倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

常滑市地域防災計画地震・津波災害対策計画第3編第5章及び第7章に記載済

5 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する災害用物資の備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量及び他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

6 輸送活動

常滑市地域防災計画地震・津波災害対策計画第3編第8章記載済

7 保健衛生・防疫活動

常滑市地域防災計画地震・津波災害対策計画第3編第7章記載済

第2節 資器材、人員等の配備手配

常滑市地域防災計画別冊地震防災強化計画第3章第2節に掲載済み

第3節 他機関に対する応援要請

- 1 市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、県内の岡崎市、蒲郡市を始め県内外の16市と大規模災害時の相互応援に関する協定等を締結し、被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に備えている。
- 2 市は、必要があるときには、前記の応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに樋門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合の工事の中断等の措置を講ずるものとする。
また、内水排除施設等の管理上は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、樋門等の点検方針及び計画
 - (2) 防潮堤、堤防、樋門等の自動化、遠隔操作化、補強等必要な施設整備等の方針及び計画
 - (3) 樋門、陸閘等の閉鎖を迅速かつ確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
 - (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3章第1の1のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮する。

- 1 居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速かつ確実な把握

第3節 避難対策等

- 1 地震発生後に伊勢・三河湾を対象とする津波警報又は大津波警報が発表された場合には、市沿岸部全域の住民に対して避難指示（緊急）を発令するとともに、観光客、海水浴客、釣り人等外来者に対しても海岸付近に近づかないよう周知を図る。
- 2 避難所等への標高表示、津波避難ビルの指定を引き続き推進する。

【参考資料：南海トラフで東海地震・東南海地震・南海地震が発生した場合の津波浸水予想区域】

（「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書／H26年5月愛知県防災会議地震部会」より）

地区	町丁目等	避難場所	主要な避難経路
宮山	金山字堀田	青海中学校グラウンド青海こども園園庭	市道宮山前山線 市道1727号

小倉	小倉町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目 7丁目 8丁目 晩台町 西ノ口 4丁目	青海中学校グラウンド青海こども園園庭 (津波避難ビル) 大野小学校	国道 155 号 県道板山金山線 市道大野小倉線 市道小倉前山線 市道石瀬線 市道宮山前山線 市道 1727 号
大野	大野町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目 7丁目 8丁目 9丁目 10丁目	青海中学校グラウンド青海こども園園庭 (津波避難ビル) ボナール大野 大野小学校	国道 155 号 県道大野町停車場線県道板山金山線 市道大野小倉線市道小倉前山線 市道石瀬線 市道宮山前山線 市道 1727 号
西之口	西之口 1丁目 3丁目 4丁目 7丁目 8丁目 住吉町 1丁目 2丁目	鬼崎北保育園園庭	国道 155 号 県道大野町停車場線県道板山金山線 市道大野小倉線 市道小倉前山線 市道石瀬線 市道宮山前山線 市道 1727 号
蒲池	小林町 1丁目 3丁目 蒲池町 1丁目 2丁目 3丁目	鬼崎北保育園園庭 蒲池コミュニティセンター付近の空地 蒲池ちびっ子広場 神明グラウンド	県道大府常滑線 市道大野蒲池線
榎戸	新田町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 港町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 6丁目	神明グラウンド 神明社境内 (榎戸) 榎戸公会堂付近の空地 鬼崎中保育園園庭 鬼崎南小学校グラウンド 榎戸公園	県道大府常滑線 市道海岸線 市道鬼崎港線 市道 1269 号 市道 1270 号 市道 1278 号

	新浜町 1丁目 2丁目 3丁目		
多屋	新浜町 4丁目 5丁目 多屋町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目 明和町 1丁目 大和町 1丁目 2丁目 5丁目 森西町 1丁目 2丁目 4丁目 末広町 1丁目 2丁目 3丁目 北 条 1丁目 鯉江本町 2丁目	鬼崎南小学校グラウンド 明和児童館広場 多屋公園 市営住宅遊園地	県道大府常滑線 市道海岸線 市道多屋線 市道常東線
瀬木	栄 町 6丁目 7丁目 本 町 1丁目 2丁目 3丁目 瀬木町 1丁目 陶郷町 4丁目	常滑東小学校グラウンド とこなめ陶の森資料館広場 常滑児童センター広場 瀬木保育園園庭 (津波避難ビル) あいち知多農業協同組合本 町出張所	市道 2161 号 市道 2242 号 市道 2244 号 市道 2268 号 市道 2274 号
奥条	奥 条 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 市場町 3丁目	常石神社一帯 常石保育園園庭 旧常滑高等学校グラウンド	国道 247 号 市道 2297 号 市道 2524 号
市場	山方町 1丁目 2丁目	山方会館広場 丸山保育園園庭	市道中央線 市道山方南線 市道 2386 号 市道 2390 号 市道 2391 号
保示	保示町 1丁目 2丁目 3丁目	丸山保育園園庭	県道大府常滑線 市道保示線 市道山方南線

	4丁目 5丁目 6丁目		
りんくう	りんくう町1丁目 2丁目 3丁目	陶磁器会館付近の空地 (津波避難ビル) J-HOTEL りんくう ボートレースとこなめ イオンモール常滑	市道北条向山線 市道瀬木線 市道中央線
セントレア	セントレア 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目	旅客バスターミナル	市道 2802 号
樽水	樽水町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 塩田町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目	樽水公民館・旧西浦北保育園 園庭 山ノ神グラウンド 西浦北小学校グラウンド 樽水・西阿野消防団車庫周辺	県道大府常滑線 市道 3046 号 市道 3072 号 市道 3105 号 市道 3314 号
西阿野	阿野町 1丁目 2丁目 3丁目 5丁目 6丁目 7丁目 西阿野字半月 字春瀬 唐崎町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目	樽水・西阿野消防団車庫周辺	県道大府常滑線 市道 3072 号 市道西阿野桧原線
熊野	熊野町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目	熊野農村公園	県道大府常滑線 市道 3301 号
古場	古場町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目	古場農村公園 西浦南小学校グラウンド西 浦南保育園園庭	県道大府常滑線 県道古場武豊線

	6丁目 7丁目 古場字栗下前		
荻屋	荻屋町 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 6丁目 荻屋字柳田	西浦南小学校グラウンド南陵 中学校グラウンド 南陵公民館周辺	県道古場武豊線 市道 3328 号 市道南陵線
大谷	大谷字鴨 字輪ノ内 字浜條 字奥條 字道向	南陵中学校グラウンド 南陵公民館周辺 大谷農村公園 小鈴谷小学校グラウンド 小鈴谷保育園園庭	県道大谷富貴線 県道小鈴谷河和線 市道 3328 号 市道南陵線 市道大谷小鈴谷線 市道道向線
小鈴谷	小鈴谷字赤松 字亀井戸 字梶田 字へり地 字盛田 字脇浜	小鈴谷小学校グラウンド 小鈴谷保育園園庭 鈴溪会館広場 夕灘公園	県道小鈴谷河和線 市道 3675 号
坂井	坂井字小脇 字道法垣内 字西側 字落田 字天王 字北浜田 字南浜田	旧消防団車庫周辺 SAKAI 保育園園庭 旧 SAKAI 保育園園庭	県道小鈴谷河和線 市道坂井線

(別添資料 緊急輸送道路図)

3 市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として、高齢者、子供、病人、障がい者等要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

4 市は、前記2に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

5 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生

活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣を行うものとする。

- 6 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 7 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ自主防災組織又は行政区を単位とし、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり、他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、市長から避難の指示が行われたときは、前記に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として、本人の親族又は本人が属する自主防災組織が指定するものが担当するものとし、市は自主防災組織又は行政区を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち、自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 8 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 9 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。
 - ア 避難所への受入れ
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - (2) 市は、前記(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引渡し等の要請
 - イ 県に対し、県及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- 10 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第4節 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団（消防団）が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土のう等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助、救急等
- 2 前記1に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、常滑市地域防災計画に定めるところによる。
- 3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるべく応急の措置をとるものとする

2 電気

- (1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達及び避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーを落とす等の措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定公共機関中部電力株式会社名古屋支店が行う措置

常滑市地域防災計画地震・津波災害対策計画第3編第14章第1節の1に記載済

3 ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定地方公共機関東邦ガス株式会社が行う措置

常滑市地域防災計画地震・津波災害対策計画第3編第14章第2節に記載済

4 通信

指定公共機関西日本電気通信株式会社名古屋支店等が行う措置

常滑市地域防災計画地震・津波災害対策計画第3編第14章第5節に記載済

5 放送

- (1) 指定公共機関日本放送協会名古屋放送局が行う措置

ア 防災組織の整備及び県・市との協力

日本放送協会名古屋放送局は、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

イ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼び掛けるとともに、交通、ライフライン、生活関連情報等の正確かつ迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送及び臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処するものとする。

ウ 外国人、視聴覚障害者等への配慮放送に当たっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

- (2) 指定地方公共機関中部日本放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社が行う措置

前項に記載した指定公共機関日本放送協会名古屋放送局が行う措置と同様とするものとする。

第6節 交通対策

1 道路

市、県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところ及び避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上

- (1) 中部空港海上保安航空基地及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。
- (2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、安全確保対策をとるものとする。

3 鉄道

常滑市地域防災計画地震・津波対策計画第3編第8章第5節に記載済

4 空港

常滑市地域防災計画地震・津波対策計画第3編第8章第3節に記載済

第7節 市が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

庁舎への来訪者及び施設利用者に対して、津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため庁舎、施設等から退避するよう誘導する。

ア 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置イ 出火防止措置

ウ 飲料水、食料等の備蓄エ 受水槽等への緊急貯水

オ 消防用設備の点検及び整備

カ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、診療所等においては、重症患者、新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じるものとする。

イ 学校、幼稚園、保育園及びこども園にあつては、次に掲げる事項

(ア) 当該学校、幼稚園等が、本市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置を講じるものとする。

(イ) 社会福祉施設においては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じるものとする。

ウ 保育園及びこども園については学校等に準じて行う。

施設ごとの具体的な措置内容は、各施設管理者が定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、前記1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保

- (2) 市の防災計画に定める避難場所又は医療救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、前記1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力するものとする。

3 工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中止するものとする。

第8節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

■基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

■主な機関の処置

区分	機関名	主な処置
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備住民への周知・呼びかけ 避難対策等
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備住民への周知・呼びかけ

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。また、市は、防災計画第2編別表第3に定めるところにより災害警戒本部（第1非常配備）を設置する。その他防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに 関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置 し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、市は、防災計画第2編別表第3に定めるところにより災害対策本部（第2非常配備）を設置する。その他防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM 8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき検討した結果、本市においては事前避難対象地域を設定しないこととする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 海上及び航空

ア 第四管区海上保安本部（事務所を含む。）及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。

ウ 空港管理者は、飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、運航者に対する必要な航空情報の提供等必要な措置を講じるものとする。また、後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

10 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑧ 施設における点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。

② 市立学校にあっては、次に掲げる事項児童・生徒等に対する保護の方法を定めることとする。

③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。

入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めるものとする。

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めるものとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

② 無線通信機等通信手段の確保

③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市が南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工

事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

12 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 2 年 5 月改訂）に基づき活動するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備強化体制））を設置する。また、市は、防災計画第2編別表第3に定めるところにより災害対策本部（第2非常配備）を設置する。その他防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による地震防災緊急事業五箇年計画により整備する。

第7章 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 前記1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 前記1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次に掲げる具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集及び本部運用訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集及び伝達訓練
 - (4) 災害発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1節 市職員等に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震及び津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 7 南海トラフ地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題 8 家庭での地震防災対策の内容
- 7 南海トラフ地震対策として、住民等に対する教育を実施するものとする。
- 8 家庭で地震防災対策の内容
- 9 緊急地震速報利用の心得に関する事項

第2節 住民に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、広報紙、パンフレット等印刷物の配布、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震が発生した場合における出火防止、初期消火、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 市、県、防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 7 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容
- 9 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動

- 10 避難生活に関する知識
- 11 平素から住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- 12 住居の耐震診断及び必要な耐震改修の内容

第3節 児童・生徒等に対する教育

1 教育関係職員に対する教育

市は、児童・生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対して行われる研修の機会を通じて、地震防災教育を実施するものとする。

この場合の実施内容については、市職員等に対する教育内容に準じて行うものとする。

2 児童・生徒等に対する教育

市は、学校等が行う児童・生徒等に対する地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の置かれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的かつ継続的に実施するものとする。

第4節 防災上重要な施設管理者に対する教育

地震が発生した場合及び緊急地震速報を受信した場合に、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設管理者は、適正な行動がとれるよう、事前に防火管理講習会等を通じて、防災教育を図るものとする。

第5節 自動車運転者に対する教育

交通関係団体等を通じて地震が発生した場合の交通規制の内容、地震が発生した場合及び緊急地震速報を受信した場合の運転者のとるべき措置等の教育について、講習会を媒体とした教育を実施するとともに、広報紙による広報及び啓発を計画的かつ継続的に実施する。

第6節 地震相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

窓口は、おおむね次のとおりとする。

- 1 市の防災担当部局
- 2 警察本部及び警察署
- 3 市消防本部
- 4 県及び市の建築指導担当部課（建築相談窓口）

(参考1)：南海トラフ巨大地震モデル検討会における震度分布、液状化危険度、浸水想定域を前提とした市町村別試算について

1 試算の条件

建物被害、人的被害を試算するうえでの前提となる、震度分布、液状化危険度、浸水想定域については、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(座長：阿部勝征東京大学名誉教授。以下、「内閣府モデル検討」という。)による推計結果のうち、愛知県に対して最も影響が大きい次のケースによるものとする。

震度分布及び液状化危険度：国の地震動ケース(4ケース)の内、陸側ケースの推計結果

※推計に用いられた強震断層モデル：マグニチュード9.0

浸水想定域：国の津波ケース①～⑪の内、津波ケース①、⑥、⑦、⑨の推計結果

※推計に用いられた津波断層モデル：マグニチュード9.1

2 試算した項目及び内容

建物被害・人的被害ともに市町村別内訳を試算した。

(1) 建物被害

ア 揺れ、液状化、浸水・津波、急傾斜地崩壊等による全壊棟数

イ 地震火災による焼失棟数

(2) 人的被害

建物倒壊等、浸水・津波、急傾斜地崩壊、地震火災、落下物等による死者数

3 試算結果の概要

(1) 前提となる震度、津波高、津波到達時間等(常滑市)

ケース	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	最大値
最大津波高 (m)	6	5	5	5	5	6	5	5	6	5	4	6
平均津波高 (m)	5	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5
津波到達時間(+1m) (分)	65	67	83	100	95	65	66	69	64	99	100	64
浸水面積(浸水深1cm以上) (ha)	530	190	80	100	200	500	250	340	680	150	90	680
浸水面積(浸水深30cm) (ha)	380	110	50	60	120	360	140	220	500	80	60	500
浸水面積(浸水深1m) (ha)	140	40	30	30	40	140	60	70	210	40	30	210
浸水面積(浸水深2m) (ha)	40	20	10	10	10	40	20	20	50	10	極小	50

ケース①：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域を設定

ケース②：紀伊半島沖に大すべり域を設定

ケース③：紀伊半島沖～四国沖に大すべり域を設定

ケース④：四国沖に大すべり域を設定

ケース⑤：四国沖～九州沖に大すべり域を設定

ケース⑥：駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域＋分岐断層を設定

ケース⑦：紀伊半島沖に大すべり域＋分岐断層を設定

ケース⑧：駿河湾～愛知県東部沖、三重県南部沖～徳島県沖に大すべり域を設定

ケース⑨：愛知県沖～三重県沖、室戸岬沖に大すべり域を設定

ケース⑩：三重県南部沖～徳島県沖、足摺岬沖に大すべり域を設定

ケース⑪：室戸岬沖、日向灘沖に大すべり域を設定

(2) 建物被害(全壊・焼失棟数：常滑市)

※建物等被害が最大となるケースとして冬・夕方（18時）を想定

建物被害棟	原因	ケース①	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑨	最大値
	揺れ	約 6,000	約 6,000	約 6,000	約 6,000	約 6,000
	液状化	約 100	約 100	約 100	約 100	約 100
	浸水・津波	約 100	約 100	約 30	約 200	約 200
	急斜面崩壊	約 30	約 30	約 30	約 30	約 30
	火災	約 2,900	約 2,900	約 3,000	約 2,900	約 3,000
	合計	約 9,300	約 9,300	約 9,200	約 9,300	約 9,300

(3) 人的被害（死者数：常滑市）

※死者が最大となるケースとして冬・深夜（5時）を想定

死者数 人	原因	ケース①	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑨	最大値
	建物倒壊等	約 400	約 400	約 400	約 400	約 400
	うち収容物移動・転倒・屋内落下物	約 20	約 20	約 20	約 20	約 20
	浸水・津波	約 300	約 600	約 200	約 600	約 600
	うち自力脱出困難	約 100	約 100	約 60	約 200	約 200
	うち逃げ遅れ	約 100	約 500	約 100	約 400	約 500
	急傾斜地崩壊等	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
	火災	約 100	約 100	約 100	約 100	約 100
	ブロック塀・自動販売機の転倒 屋外落下物	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
	合計	約 800	約 1,100	約 700	約 1,100	約 1,100

※1 早期避難率低：早期避難者比率が低い場合の避難の有無、避難開始時期を設定。「すぐに避難する」を20%、「避難はするがすぐには避難しない」を50%、「切迫避難あるいは避難しない」を30%としている。（国の設定に準拠）

※2 冬・深夜で外出者が少ないため、ブロック塀等の倒壊による死者数はわずかとなっている。
（出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（国の震度分布、液状化危険度、浸水想定域を前提とした市町村別試算）／平成25年5月30日愛知県防災会議資料）

(参考2)：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書

1 調査対象とした地震・津波

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものであるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。(「A 過去地震最大モデル」による想定)

なお、「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても補足的に想定することとした。(「B 理論上最大想定モデル」による想定)

「A 過去地震最大モデル」

○南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデルである。

○本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置づけられるものであり、「B 理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

「B 理論上最大想定モデル」

○南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

○今回の調査で想定した「B 理論上最大想定モデル」の検討ケースは、国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」による震源及び波源モデル(平成24年8月29日公表)のうち、次のものである。

- ・国の地震ケース(5通り)のうち、陸側ケース及び東側ケース
- ・国の津波ケース(①～⑩)のうち、津波ケース①、⑥、⑦、⑧、⑨

○本県の地震・津波対策を検討する上で、「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

2 想定した項目等

○今回の調査において想定した地震・津波に基づき、建物被害、人的被害等の被害量を想定した。また、想定時間帯については、県民の生活行動が反映できるよう、冬深夜5時、夏昼12時、冬夕方18時を設定し、被害量を想定するとともに、対策を講じることによる減災効果を併せて想定した。

○「A 過去地震最大モデル」については、実際に対策を進める上で参照するものとして、さらにライフライン被害等、経済被害額についても想定した

季節時間帯	想定される被害の特徴
① 冬深夜5時	・県民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れる。
② 夏昼12時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。
③ 冬夕方18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。

○今回の調査の調査単位は、250mメッシュを基本とし、津波については、最小10mメッシュとした。

(浸水・津波の想定に用いた主な条件)

地震・津波	「A過去地震最大モデル」の津波	「B理論上最大想定モデル」の津波
地殻変動量	考慮	考慮
初期潮位 (T.P)	名古屋港＝1.2m その他 1.0m	名古屋港＝1.2m その他 1.0m
盛土構造物 (土壌堤)	東海・東南海地震 (愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査 H15.3) に対し耐震性を有している箇所及び液状化危険度が小さい場所については 50% 沈下、それ以外は 75% 沈下 (いずれも越流したら破堤)	75% 沈下 (越流したら破堤)
コンクリート構造物	震度 6 弱以上で倒壊	震度 6 弱以上で倒壊
樋門樋管・水門・陸開	耐震化かつ遠隔操作化・自動化対応している施設及び常時閉鎖施設は閉鎖、それ以外は開放	常時閉鎖施設のみ閉鎖
防波堤	沈下量を想定し、越流水深 2m を超えると倒壊 (名古屋港高潮防潮堤、衣浦港高潮防波堤及び三河湾神野北防波堤は沈下量を推定し、越流しても倒壊しない)	震度 6 弱以上で倒壊 (名古屋港高潮防潮堤は沈下量を推定し、越流しても倒壊しない)
計算時間	12 時間	12 時間

3 常滑市の想定試算結果

(1) 震度分布、浸水想定域等

想定地震の区分	A過去地震最大モデル
最大震度	6 強
最大津波高 (m)	4.4
最短津波到達時間津波高 30 cm の到達時間 (分)	58
浸水面積 浸水深 1 cm 以上 (ha)	360

※最短津波到達時間 (津波高 30cm の到達時間) は、堤防等の被災による浸水到達時間ではなく津波によるものである。

想定地震の区分	B理論上最大想定モデル					
最大震度	陸側ケース			東側ケース		
	7			6 強		
最大津波高 (m)	ケース①	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	最大値
	4.3	4.4	4.2	4.0	5.5	5.5
最短津波到達時間津波高 30 cm の到達時間 (分)	ケース①	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	最 短
	55	55	54	58	55	54
浸水面積 浸水深 1 cm 以上 (ha)	ケース①	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	最大値
	454	424	286	348	588	588

(2) 建物・人的被害、ライフライン被害等

想定地震の区分			A 過去地震 最大モデ	B 理論上最大想定モデル	
				陸側ケース	東側ケース
建物被害 全壊・焼失 (冬・夕方 18 時発災) (棟)	揺れ		約 400	約 4,300	約 600
	液状化		約 10	約 10	約 10
	浸水・津波		約 200	約 70	約 100
	急傾斜地崩壊等		約 20	約 20	約 20
	火災		約 10	約 2,400	約 10
	合 計		約 500	約 6,800	約 700
人的被害死者数 (冬・深夜 5 時発災、早期避難率低の場合) (人)	建物倒壊等による死者		約 20	約 300	約 30
	内屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		*	*	*
	浸水・津波による死者 ※1		約 80	約 200	約 100
	うち自力脱出困難 ※2		約 10	約 100	約 10
	うち逃げ遅れ ※3		約 70	約 100	約 100
	急傾斜地崩壊等による死者		*	*	*
	地震火災による死者		*	約 50	*
合 計		約 100	約 500	約 200	
震度別面積 (km ²)	7			6	8
	6 強		2	50	48
	6 弱		53		
液状化危険度面積 (km ²)	大		3	3	2
	中		2	2	2
	小		8	8	8
	なし		8	7	8
	対象なし		1	1	1
	計算対象外		34	34	34
ライフライン機能支障 (発災 1 日後、冬・夕 18 時発災)	上水道	断水人口 (人)	約 54,000		
	下水道	機能支援人口 (人)	約 22,000		
	電力	停電軒数 (軒)	約 28,000		
	固定電話	不通回線数 (回線)	約 10,000		
	都市ガス	復旧対象戸数 (戸)	*		
	LP ガス	機能支障世帯数 (世帯)	約 2,500		
避難者数 (冬・夕 18 時発災) (人)	1 日後		約 11,000		
	1 週間後		約 10,000		
	1 ヶ月後		約 2,700		
帰宅困難者 (冬・12 時発災) (人)			約 4,200 ～約 4,400		
災害廃棄物等 (冬・夕 18 時発災) (千トン)			約 187		

想定条件：風速 5m/s、早期避難率低 *：被害わずか

※1 早期避難率低の場合の想定

早期避難者比率が低い場合の避難の有無、避難開始時期を設定。「すぐに避難する」を20%、「避難はするがすぐには避難しない」を50%、「切迫避難あるいは避難しない」を30%としている。(国の設定に準拠)

※2 建物倒壊や家具転倒等により自力で脱出することが困難となったもの（自力脱出困難者）が、浸水・津波に巻き込まれることによる死者。

※3 自力脱出困難者以外のものが、浸水。津波から逃げ切れずに巻き込まれることによる死者。

(出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書／H26年5月愛知県防災会議地震部会)

常滑市地域防災計画
地震・津波災害対策計画
(令和 7 年 2 月修正)

編集発行 常滑市防災会議
(常滑市防災危機管理課)

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
電話 (0569) 47-6107

地震防災強化計画

(東海地震関係)

目 次

地震防災強化計画（東海地震関係）

第1章 総則	309
第1節 強化計画の目的	
第2節 東海地震に関連する情報	
第3節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱	
第2章 地震災害警戒本部の設置等	4
第1節 地震災害警戒本部の設置等	
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	
第3節 警戒宣言発令時等の広報	
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	13
第1節 食糧、生活必需品、医薬品、住宅等の確保	
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	
第4章 発災に備えた直前対策	18
第1節 避難対策	
第2節 消防、浸水等対策	
第3節 社会秩序の維持対策	
第4節 道路交通対策	
第5節 鉄道	
第6節 バス	
第7節 海上交通	
第8節 空港	
第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
第10節 生活必需品の確保	
第11節 金融対策	
第12節 郵便事業対策	
第13節 病院、診療所	
第14節 百貨店等	
第15節 緊急輸送	
第16節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	
第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策	37
第1節 道路	
第2節 河川及び海岸保全施設等	
第3節 農業用施設	
第4節 不特定かつ多数の者が出入する施設等	
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	
第6節 工事中の建物等に対する措置	
第6章 他機関に対する応援要請等	42
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	
第2節 自衛隊の地震防災派遣	
第3節 消防機関相互の応援体制の整備	
第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等	43

第 1 地震対策緊急整備事業等	
第 8 章 大規模な地震に係る防災訓練計画	44
第 1 防災訓練の実施	
第 2 訓練の内容	
第 3 訓練の検証	
第 4 住民等の震災予防対策	
第 5 防災訓練の指導協力	
第 9 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	46
第 1 市職員等に対する教育	
第 2 住民等に対する教育及び広報	
第 3 児童・生徒等に対する教育	
第 4 防災上重要な施設管理者に対する教育	
第 5 自動車運転者に対する教育	
第 6 地震相談窓口の設置	
(参考) 東海地震等による常滑市への被害予測	49

地震防災強化計画

第1章 総 則

第1節 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づき、平成14年4月24日に東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定された本市において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

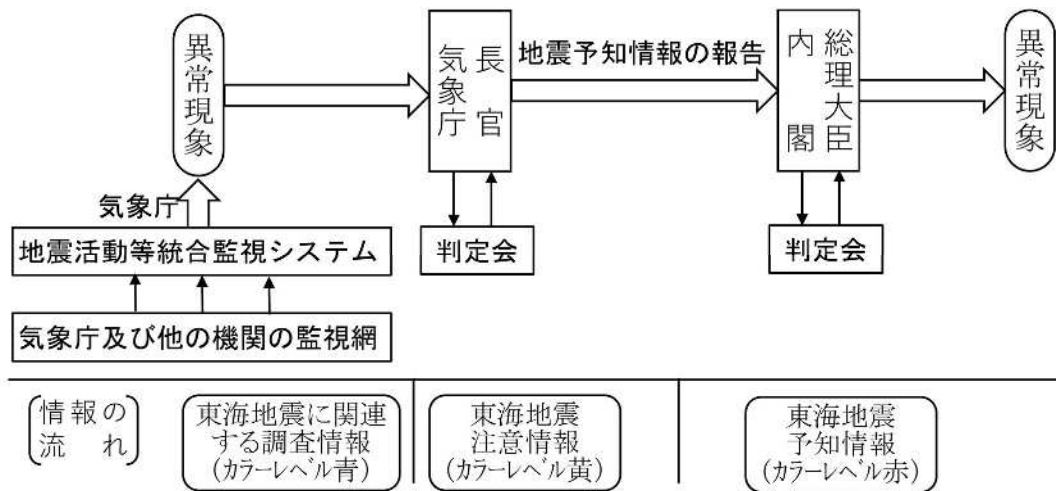
第2節 東海地震に関連する情報

1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内 容 等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル 赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル 黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		災害対策本部設置 準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル 青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	



第3節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の広報を行う。
- (3) 避難の指示等を行う。
- (4) 地震災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒区域の設定を行う。
- (5) 避難状況の報告を行う。
- (6) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (7) 地震災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることの要請等を行う。
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護のための措置を行う。
- (9) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するための必要な道路その他地震防災緊急整備事業を行う。
- (10) 通信施設の整備事業を行う。
- (11) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他必要な応急措置の実施の準備を行う。
- (12) 地震防災応急対策について、必要に応じ知事に応援を求め、又は応急措置の実施の要請を行う。
また、他の市町村の長等に対し、応急措置を実施するため必要があるときは、応援を求める。
- (13) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員及び資機材の確認を行う。

2 愛知県知多県民事務所

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の広報を行う。
- (3) 通信施設の整備事業を行う。
- (4) 緊急輸送車両の使用者に対し、標章及び証明書の交付を行う。

3 愛知県知多建設事務所

- (1) 管轄区域内における諸施設の点検を行う。
- (2) 災害予防措置等の防災応急対策を行う。

4 愛知県知多保健所

- (1) 避難場所の衛生管理の指導を行う。
- (2) 防疫活動の指導及び援助を行う。
- (3) 食品衛生確保のための情報提供及び指導を行う。
- (4) 健康状態の把握等保健活動を行う。

5 愛知県常滑警察署・中部空港警察署

- (1) 避難の指示及び危険防止のための警告等を行う。
- (2) 交通規制を行う。
- (3) 犯罪及び混乱の防止等の措置を行う。
- (4) 緊急輸送車両の事前審査及び確認を行う。

6 指定公共機関

〔西日本電信電話株式会社〕

- (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。

〔独立行政法人水資源機構〕

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 発災後に備え、資機材の備蓄、点検整備等を行う。

〔東邦瓦斯株式会社〕

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においてもガスの供給を継続する。
- (2) 発災後に備え、早期に適切な応急措置が実施できる体制を整えておく。

〔中部電力株式会社〕

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給を確保するための対策を講ずる。
- (2) 発災後に備え、電力施設の予防措置及び応急復旧に必要な資機材及び要員の確保のための諸策を実施する。

〔中部国際空港株式会社〕

- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合、準備本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。

- (3) 警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を設置し、迅速に地震防災応急対策を実施する。
- (4) 災害に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配置を行う。
- (5) 発災後は災害対策本部を設置し、空港利用者の避難、救護を実施する。
- (6) 航空機による緊急輸送の確保に協力する。

7 指定地方公共機関

〔名古屋鉄道株式会社〕

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の伝達を行う。
- (2) 旅客の避難誘導及び救護を行う。
- (3) 列車の運転規制等を行う。
- (4) 資機材、人員等の配備手配を行う。

〔愛知県道路公社〕

- (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の伝達を行う。
- (2) 地震防災応急対策の実施に関し、次の事項を行う。
 - ア 交通対策に関すること。
 - イ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
 - ウ 緊急点検に関すること。

〔一般社団法人愛知県L Pガス協会〕

- (1) L Pガス設備の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、L Pガス設備の災害復旧を行う。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔農業協同組合、日赤奉仕団等〕

防災上必要な資機材、人員等の配備について協力する。

〔危険物施設の管理者その他防災上重要な施設の管理者〕

防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2章 地震災害警戒本部の設置等

■基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市は地震災害警戒本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、

その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

第1節 地震災害警戒本部の設置等

1 市における措置

- (1) 市長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに常滑市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づく災害対策本部が設置された場合は、警戒本部は自動的に廃止される。また、大震法第9条第3項の規定に基づく警戒宣言解除があったときは、警戒本部を速やかに廃止するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、災害対策本部を設置する。

- (2) 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令（以下「大震法施行令」という。）、常滑市地震災害警戒本部条例及び常滑市地震災害警戒本部要綱に定めるところによる。

（〔資料編〕関係条例、協定書等 常滑市地震災害警戒本部条例）

（〔資料編〕関係条例、協定書等 常滑市地震災害警戒本部要綱）

- (3) 地震防災応急対策要員の参集等

ア 市長は、次に定めるところにより、市職員に参集を命ずるものとする。

ア 東海地震注意情報が発表されたとき。… ……第2 非常配備

イ 警戒宣言が発せられたとき、又は東海地震予知情報が発表されたとき。……第3 非常配備

イ 非常配備体制及び参集方法については、市長が別に定める常滑市地震災害警戒本部要綱による。

ウ 職員は、東海地震に関連する情報等の収集に積極的に努め参集に備えるとともに、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

- (4) 東海地震注意情報発表時の情報伝達等

ア 市は、東海地震注意情報が発表されたときは、市の管理する施設等に第2節1に準じて、東海地震注意情報が発表されたことを伝達するものとする。

また、住民等へは、東海地震注意情報が発表されたときから伝達に努めるものとする。

イ 防災関係機関は、住民等が東海地震注意情報が発表された場合に予想される混乱の発生を防止するため、職員等に次の事項を周知するとともに、住民等の照会に対し必要な応答を行うも

のとする。

ア 東海地震注意情報の意義及び情報収集に関する事項

イ 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項

ウ 警戒宣言時にとるべき行動及びその準備に関する事項

2 ケーブルテレビ放送等

常滑市役所より東海地震注意情報についてお知らせします。

「本日〇〇時〇〇分東海地震注意情報が発表されましたので、市役所では現在災害対策本部を設置しています。市民の皆様にあつては、NHKなどの放送又は市の発表する情報に耳を傾けて、いざというときのために必要な準備をしてください。

また、漁業協同組合、海水浴場の管理者は組合員、潮干狩り客、海水浴客などに対する事前準備を行ってください。」

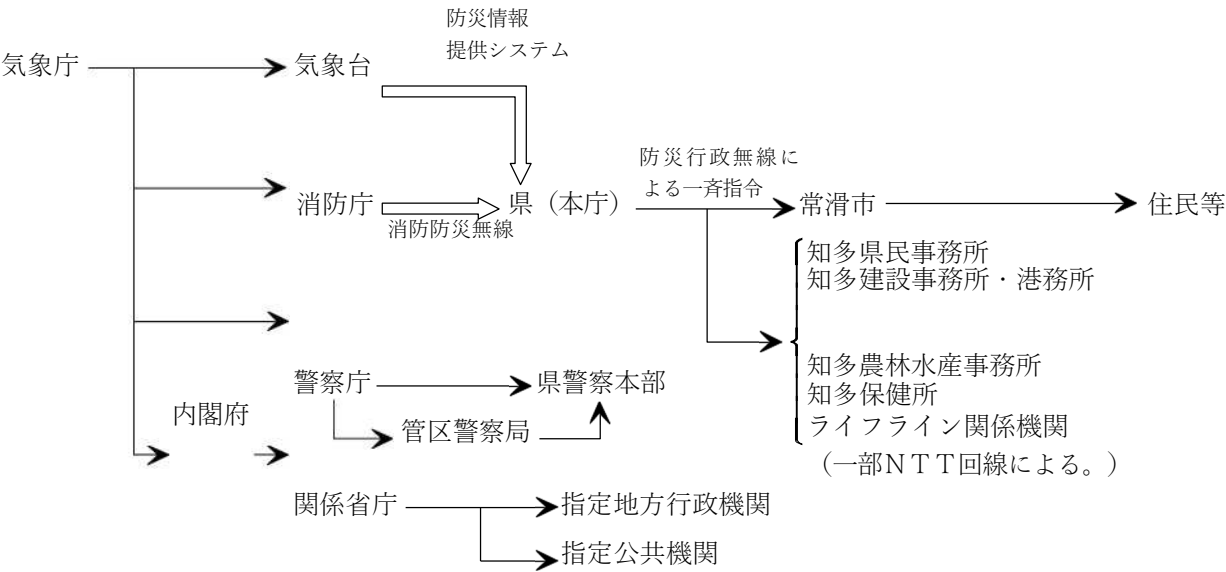
2



第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 警戒宣言等の伝達系統

(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



東海地震注意情報伝達参考文

伝達要領

県（防災安全局）から東海地震注意情報の伝達を受けたときは、本庁各課及び出先機関並びに関係機関に伝達する。

○ 庁内放送（東海地震注意情報発表時）

「本日〇〇時〇〇分東海地震注意情報が発表されましたので、本庁各課にあっては直ちに常滑市地震災害警戒本部要綱に定めるとおり、第2非常配備体制をとってください。

なお、東海地震注意情報の内容については、次のとおりです。

東海地震注意情報（例文）

____年____月____日
____時____分
気象庁地震火山部

東海地震注意情報

見出し

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生について注意が必要です。

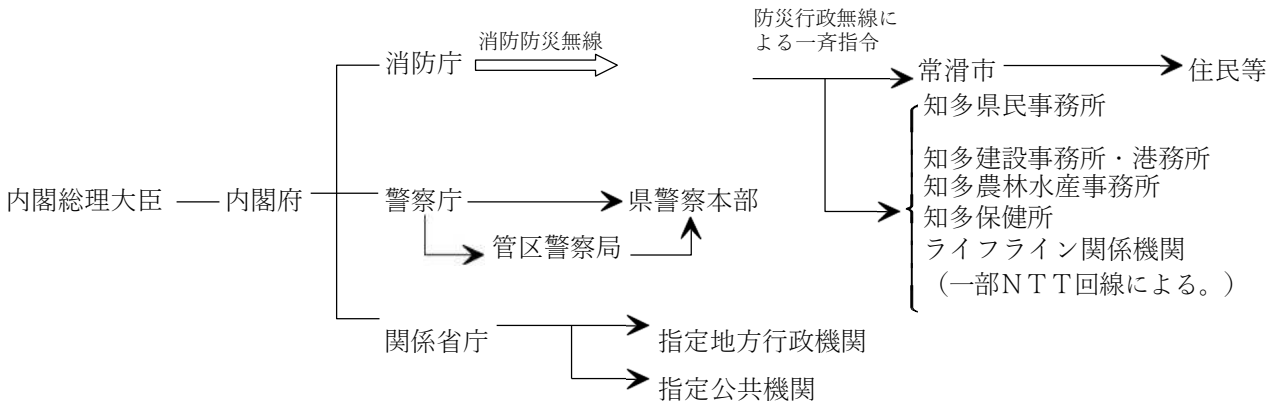
静岡県中西部の地殻変動データの一部に変化が現れています。このため、気象庁は本日__時__分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震が発生するおそれがあるかどうか検討を開始しました。

本文

（省略）

(東海地震に関する情報第__号)

(2) 警戒宣言



警戒宣言発令伝達参考文

伝達要領

県（防災安全局）から警戒宣言の伝達を受けたときは、本庁各課及び出先機関並びに関係機関に伝達する。

庁内放送（警戒宣言発令以降の例）

本日〇〇時〇〇分〔〇〇〇総理大臣〕は、東海地震の〔地震災害警戒宣言〕を発表しましたので、本庁各課にあっては直ちに常滑市地震災害警戒本部要綱に定めるとおり、第3非常配備体制をとってください。
なお、警戒宣言の内容は次のとおりです。

東海地震の地震災害警戒宣言（例文）

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、二・三日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ・ラジオに注意してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣〇〇〇〇

なお、東海地震注意情報等の伝達についても、上記に準ずるが、住民等への伝達については、報道関係の報道開始時から行うよう努めるものとする。

2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合の県から常滑市への代替伝達系統は、第4編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

3 市の内部伝達、住民等への伝達

- (1) 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達、動員方法等については、地域防災計画書第4編第1章配備計画に定めるところによる。
- (2) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。

4 その他

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、N T T電話の利用が増加し、異常輻輳が生じ通話不能な事態の発生が予想されるので、平常時から警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼び掛けることとする。したがって、通話の状況によっては、災害時優先加入者（防災関係機関、警察、病院等）の通話確保のため、一般通話は発信規制される場合もある。
- (2) 防災関係機関は、警戒宣言の発令に伴う異常事態の対応に当たっては、異常輻輳時の災害時優先電話により情報伝達、収集等に努めるものとする。

（〔資料編〕付属資料 災害時優先電話一覧（公共施設））

第3節 警戒宣言発令時等の広報

東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、東海地震に関連する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

1 市における措置

市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼び掛け
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼び掛け
- (5) ライフラインに関する情報
- (6) 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況等
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼び掛け
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置

- (10) 車両運転の自粛及び運転者がとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

基本的な伝達事項

火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備、飲料水等の緊急貯水、非常 持出品の点検及び確認

ケーブルテレビ放送等による東海地震注意情報発表時の市（長）から市民への呼び掛け（例）

市民の皆さん、本日、○時○分に、気象庁から、東海地震注意情報が発表されました。

これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、市では、職員の参集と災害対策本部の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

市民の皆さんにあっては、今後の情報に十分注意しつつ、市や県からの呼び掛けに基づいて、落ち着いて行動してください。

当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。

金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、慌てずに対応していただきますようお願いいたします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、東海地震注意情報の間にお早めの帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。

なお、警戒宣言が発せられますと、市内では、津波、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

ケーブルテレビ放送等による警戒宣言発令時の市（長）から市民への呼び掛け（例）

市民の皆さん、既にご存知のこととは思いますが、内閣総理大臣は、本日○○時○○分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、常滑市では、震度6弱程度のかかなり強い揺れ、また津波の来襲が予想されますので十分注意してください。

既に、市では、職員が非常配備に就き防災対策に全力を挙げておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざというときに備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。次に、消火の準備や飲料水のくみ置きなど、できる限りやっておいてください。

また、津波の襲来が予想されますので、漁業関係者、〔海水浴客〕〔潮干狩り客〕、釣り人、サーファーなどは直ちに浜辺から避難してください。

それ以上に大切なことは皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報等の正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただいま全力を傾注しています。また、対策に従事しておられる各関係機関の皆さんも大変ですが、いざというときに備えて万全の対策をお願いします。

津波についての呼び掛け

市民の皆さん、津波についてお知らせします。

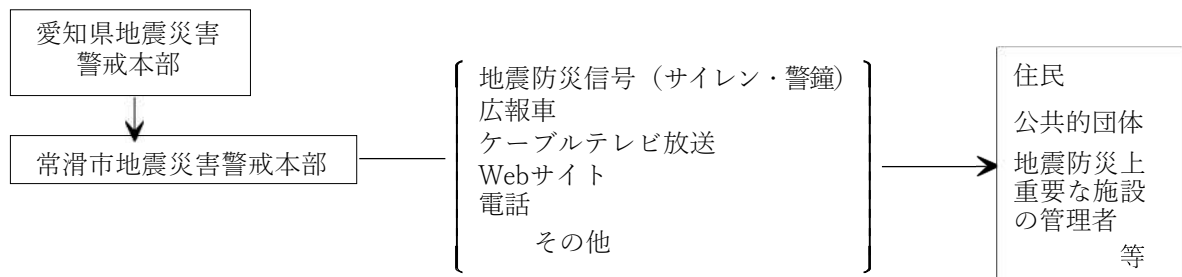
今後予想される津波の襲来は、駿河湾及びその南方沖を震源域とするマグニチュード8前後の地震が発生した場合、これにより高い津波の第一波は、地震発生から坂井海岸で1時間5分位、常滑港で1時間10分位、大野海岸で1時間20分位となり、その津波の高さは最大満潮時には2mと予想され、襲来は十数回繰り返し繰り返し長い時間押し寄せますので、関係者は次のことを行ってください。

- ・大型船は定められた水深10m以上の水域へ沖出ししてください。
- ・小型船、漁具、のり網などは防潮堤防の空地へ陸揚げするか、流出防止を行ってください。
- ・[海水浴客][潮干狩り客]、釣り人、ウインドサーフィン、ヨットなどは中止して避難してください。
- ・浜辺には入らず解除されるまで万全な対策をお願いします。市民の皆さんにあっては、NHKなどの放送や市の発表する情報に耳を傾けて、いざというときのために必要な準備などをしてください。

3 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、ケーブルテレビ放送、地震防災信号、広報車、Webサイト、自主防災組織等を通じて次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語や、やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など広報手段を活用して行う。

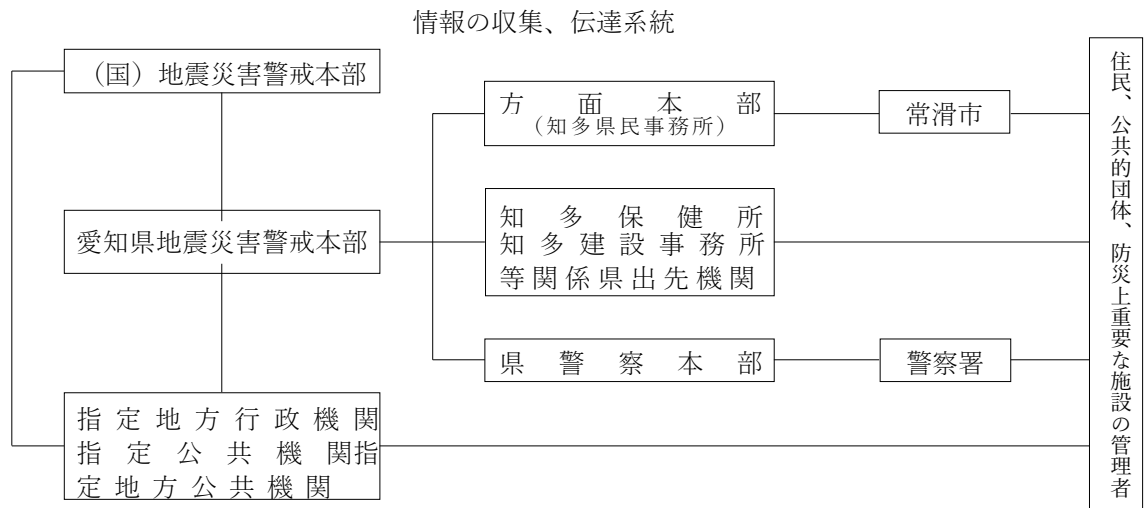


（〔資料編〕 付属資料 ウ 地震防災信号）

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集及び伝達系統

警戒宣言後の避難状況に関する情報の収集及び伝達系統は次のとおりとし、各機関は地震防災応急対策の実施状況及び実施に必要な情報を積極的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。



2 報告事項及び報告時期

- (1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式1）」により県に報告する。

報告事項は、様式1に記載の事項とする。

- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、様式2に記載の事項とする。

イ 報告時期

- ①は、危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに。
- ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
- ③から⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

（〔資料編〕書式No.17 《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》速報用（様式1））

（〔資料編〕書式No.18 《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》（様式2））

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■基本方針

○市は、地震発生後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、医薬品等を確保するため市内事業者の在庫物資の供給確保に努めるとともに、県等の備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。また、応急復旧資機材を始めとする発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続及び防疫、医療等災害応急対策に係る措置を実施する人員を事前配備するものとする。

東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

○地震防災応急対策に係る措置を実施するために特に必要があると認めるときは、市長は、大震法第27条第1項の定めにより、区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、市長は、土地建物等の占有者等到大震法施行令第13条に定める通知等をするものとする。この措置をとったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の定めにより、これを補償するものとする。

市長は、特に必要と認めるときは、地震防災応急対策に係る措置を実施するため、協力命令等を発することができる。

第1節 食糧、生活必需品、医薬品、住宅等の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の被災者救護のために、必要な食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄を図るものとする。これに要する人員体制は、常滑市地震災害警戒本部要綱の定めるところによるものとする。

1 食糧の確保

食糧の確保を図るため、市が保有する災害用備蓄物資の放出の準備をするとともに、市内協定事業者及び市内商業者から食糧と合わせて調味料、副食物、食器類及び調理器具等の在庫物資の供与確保に努めるものとする。

なお、市内で調達不可能な場合を予想して、近隣市町村等に対して協力を要請し、物資の供与確保に努めるものとする。

食糧 米、乾パン、缶詰類、乳児用ミルク、クラッカー等

副食物 漬物、缶詰類等

調味料 塩、しょう油、みそ等

食器類 ガス調理器、なべ、かま、はし、食器、コップ、ほ乳瓶等

（〔資料編〕 付属資料 備蓄非常食等）

2 生活必需品の確保

市は、地震が発生した場合に備え、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の備蓄を図るものとする。また、市内の商業者の在庫物資の供給確保に努めるとともに、生活必需品を扱う小規模小売店舗等については、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう要請し、更に、県、日本赤十字社愛知県支部、近隣市町村等に備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。

（注）生活必需品 毛布、衣類、洗面具、タオル、ちり紙、洗剤、懐中電灯、燃料等

3 医薬品等の確保

市は、平常医療用と併せ、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄に努めるものとする。警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、市において調達を図るものとする。

県は、市町村から血液、医薬品、医療機器及び衛生材料の調達について要請があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。

日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保、供給の準備その他必要な措置をとる。

なお、市内で医薬品等の供給確保が困難な場合は、県、日本赤十字社愛知県支部等に備蓄品の放出を要請するものとする。

（注）応急用医薬品 包帯、ガーゼ、救急用ばんそうこう、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角きん等

4 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の確保

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅のため、一般社団法人プレハブ建築協会始め3団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め13団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて仮設住宅建設可能場所の確保のため準備を進めるとともに、住宅応急修理が必要な場合に備えて建設業事業者に協力要請を行う。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、およそ次のような応急復旧用資機材の確認及び人員の確保等の措置を講ずるものとする。

項 目	必要資機材（主なもの）		必要な車両	必要な人員
	種類及び数量	配置場所		
応急復旧	掘削積込機 3台	青海地区	ダンプトラック 6台	20人
	ブルドーザー 2台			
	掘削積込機 3台	鬼崎地区	ダンプトラック 6台	20人
	ブルドーザー 1台			
	掘削積込機 3台	常滑地区	ダンプトラック 6台	20人
	ブルドーザー 1台			
	掘削積込機 3台	南陵地区	ダンプトラック 6台	20人
	ブルドーザー 1台			
計	掘削積込機 12台		ダンプトラック 24台	80人
	ブルドーザー 5台			

(2) 浸水対策用資機材及び人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう非常配備などの体制を整える。

このため、浸水対策用資機材を備蓄するとともに、人員の配置については常滑市地震災害警戒本部要綱による。

なお、浸水対策用資機材に不足を生ずる緊急事態に際しては、県へ応援を要請するものとする。

浸水対策用資機材の備蓄数量並びに必要な車両及び人員は、資料のとおりである。

(注) 必要な車両及び人員は、状況に応じ増加する。

(水防計画第3章第1節1水防倉庫及び資器材の備蓄)

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

常滑武豊衛生組合及び中部知多衛生組合は、地震等災害が発生した場合に備え、速やかに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、復旧、稼働できるよう警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びにかわら等不燃物が発生した場合に備え、これらの廃棄物の収集、運搬及び処分が速やかに行えるように警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

収集及び運搬は車両等で行い、処理は処分地において焼却又は埋立処分をする。市は、一時集積場を確保するとともに、処分地についても市及び常滑武豊衛生組合において、地震等災害時も含め

て十分な確保を図るものとする。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等によりトイレが使用不可能となった場合に備え、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

市は、地震発生時における速やかな感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、生活環境の悪化地域等に対して、消毒方法、清潔方法及びそ族昆虫等の駆除並びに検病調査、健康診断を実施するため、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整え、保健所及び医療機関の全面的な協力を得て、災害発生時に備えるものとする。

(〔資料編〕 付属資料 防疫用資器材)

(〔資料編〕 付属資料 ごみ・し尿処理施設・運搬車両)

(5) 医療救護用資機材及び人員の配備

市は、災害の発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のため、次のような措置を行うものとする。

ア常滑市民病院を拠点として、医療救護活動の準備を進めるとともに、市医師団各医療機関との連携を密にし、二次収容病院としての機能を確保するものとする。

イ発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、市は、県に対して、その編成、派遣の準備を要請するものとする。

2 給水確保用資機材及び人員の配備

(1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、応急給水用資機材、

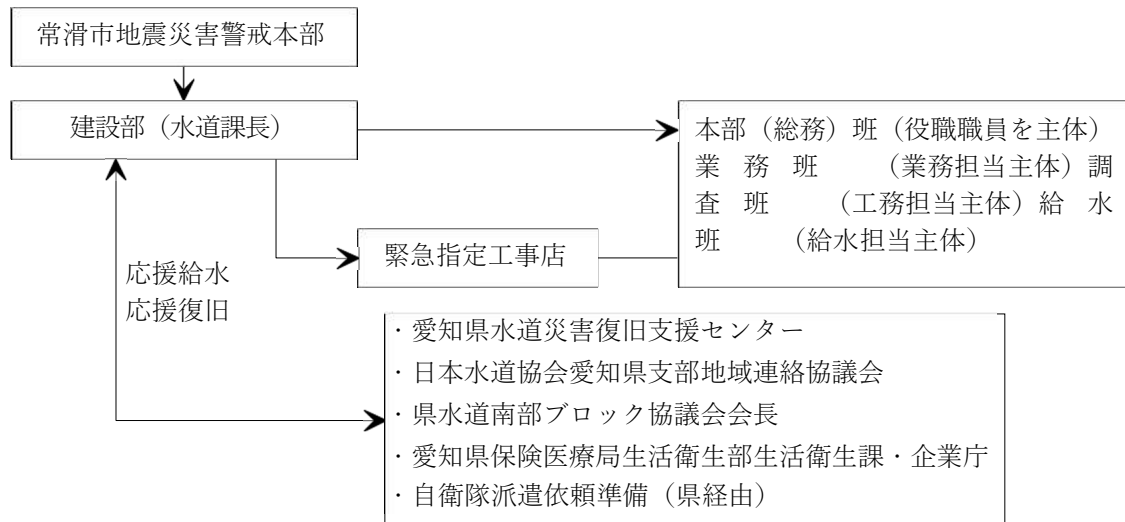
水道施設の応急復旧用資機材の整備体制を整えるものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、応急給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、市内の水道工事業者及び水道災害相互応援に関する覚書を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

給水用及び復旧用資機材の備蓄数量、配備場所並びに必要な車両、人員等は、資料のとおりである。

〔資料編〕 付属資料 応急給水用資器材)

(2)災害復旧対策の配備は、次表のとおり整えるとともに、常滑市地震災害警戒本部要綱及び地震防災応急計画（案）(上水道事業編)による。



3 下水道確保用の資機材及び人員の配備

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、所要人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

4 名古屋鉄道株式会社における措置

名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

(1)応急復旧用資機材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材及び機器についてもその所在を確認する。

(2)必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

5 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し地震災害警戒本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1)車両等を整備及び確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2)あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し、確保に努める。

6 東邦ガス株式会社における措置

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本

部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

7 通信事業者及び移動通信事業者における措置

- (1) 西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。
- (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

■基本方針

○警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策

1 市における措置

- (1) 市は、警戒宣言が発せられた場合には、避難準備・高齢者等避難開始を発令することとし、津波被害のおそれがある市沿岸部全域の住民に対して、広報車、ケーブルテレビ放送、自主防災班等を通じて周知するとともに、観光客、海水浴客、釣り人等外来者に対しても海岸付近に近づかないよう広報車等で周知を図る。

また、実際に地震による津波が発生し、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、同地域を対象に避難指示（緊急）を発令することとし、対象住民に周知を図ることとする。

なお、がけ崩れのおそれのある地域の住民に対しても、あわせて注意を喚起する。

【参考：東海地震が発生した場合の津波浸水予想区域】

（「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書／平成16年3月愛知県防災会議地震部会」より）

地区	町丁目等	避難場所	主要な避難経路
蒲池	蒲池町2丁目 3丁目	鬼崎北保育園園庭 鬼崎北小学校グラウンド 蒲池コミュニティセンター付近の空地 蒲池ちびっ子広場 神明グラウンド	県道大府常滑線 市道1209号
榎戸	港町1丁目 2丁目	神明社境内 グリーンセンター鬼崎店前広場 榎戸公会堂付近の空地 榎戸駅周辺 榎戸公園 鬼崎南小学校グラウンド	市道海岸線 市道鬼崎港線 市道1269号 市道1270号 市道1278号
小鈴谷	小鈴谷字へり地	小鈴谷小学校グラウンド 鈴溪会館広場 夕灘公園	市道3675号 県道小鈴谷河和線

（〔資料編〕 付属資料 急傾斜地崩壊危険箇所）

(2) 避難対象地区の広報等

市は、避難対象地区の居住者等に次の事項などの周知徹底を図るものとする。

ア 区域の範囲

イ 想定される危険の種類

ウ 避難場所

エ 避難場所に至る避難路

オ 車による避難が行われる地域及び対象者、手法等

カ 避難指示の伝達方法

キ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

ク その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止）

ケ 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区への避難指示の手段は、第2章第3節の3に掲げる情報伝達手段に準じて行うものとする。

(3) 避難対象地区事業所等の対策

大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業所のうち、避難対象地区にあるものを管理し、又は運営する者は、施設又は事業所の従業者、収容者、入場者等に対し、(2)のアに掲げる事項について、あらかじめ十分周知を図るものとする。この場合において、保育園、幼稚園及び学校は(2)に掲げる事項に加えて、園児、児童及び生徒の引渡し方法並びに登下校（園）時の措置について保護者に対し周知を図るものとする。

(4) 警戒区域の設定等

ア 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について避難指示を行い、又は地震災害による危険を防止するため必要と認める区域について警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。

ア 広報車等による避難指示の周知措置

イ 愛知県地震災害警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼

ウ 対象区域の自主防災組織、施設及び事務所への通知及び集団避難の指導

エ 常滑警察署への避難指示を行った旨の通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼

オ 避難場所の開設並びに応急対策用資機材の点検及び整備

カ 警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設

キ 避難終了後の区域についての防火防犯パトロールの実施

ク 避難対象地区及び警戒区域の設定を行った場合の居住者等の避難場所は、地震一時避難場所とする。

この場合、居住者等は発災に備えて安全を保ちながら避難するものとする。

イ 市は、アの規定により開設する避難場所ごとに発災前後における避難場所への避難日数等を勘案した必要な設備資機材の配備、食糧等生活必需品の調達及び確保並びに職員の派遣を行うものとする。

ウ アに掲げる指示があったときは、区域の自主防災組織及び施設又は事業所は、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活については、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営することができるものとする。

(6) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、津波の被害が想定される地区で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(7) 要配慮者に対する支援・配慮

ア 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

なお、避難に当たり他人の介護を必要とする者を受け入れる施設のうち、市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

イ 警戒宣言に基づき、市長から（4）に掲げる避難指示が行われたときには、アに掲げる者の避難場所までの介護又は担送は、原則として、本人の親族又は本人が属する自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織又は行政区を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ警戒宣言が発せられた場合、市はアに掲げる者を避難させる施設のうち、自ら管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行うものとする。

エ 市が避難場所を開設するときには、次のような救護措置を行うものとする。

ア 避難所又はテントへの避難

イ 飲料水の供与

ウ 主要食糧及び毛布の供与

エ その他必要な救護措置

オ市は、避難場所を開設した場合、救護に必要な物資及び資機材の調達及び確保を図るため、次のような措置をとるものとする。

ア 市が備蓄する食糧、物資等の放出

イ 非常用電源設備、給水用資機材その他防災用資機材の配備

ウ 県に対し、県が備蓄する食糧及び物資の放出等の要請

エ市長は、避難生活に必ずの食糧、水等の物資の自給を避難者に対し要求することができるものとする。

オ その他必要な措置

(8) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

(9) 避難所の運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市避難所運営マニュアルなどを活用して、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

（〔資料編〕 付属資料 避難所）

2 県警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

3 学校における措置

(1) 児童、生徒等の安全確保

学校、幼稚園、保育園（以下「学校等」という。）の園児、児童、生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア園児、児童・生徒等が在学（園）中の場合には、授業（保育）等・部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校（退園）させる。

イ園児、児童・生徒等が登下校（登退園）中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 園児、児童・生徒等が在宅中の場合には、休校（園）として、園児、児童・生徒等は登校（園）させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

学校等においては、(1)を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者及び地域の関係機関の意見を聴いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 児童・生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

学校等における東海地震注意情報が発表された場合等の対応方法については、あらかじめ児童・生徒等を始め保護者その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日ごろから安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

4 滞留者の対策

警戒宣言が発せられた場合の鉄道の運転及びバスの運行に関する規制、自動車の交通規制による通行禁止又は商用等による滞留者が市内に生じたときは、次のような措置をとるものとする。

(1) 鉄道の運転規制により生じた滞留者は、本章「第5節鉄道」により措置する。

(2) バスの運行規制により生じた滞留者は、鉄道に準じて措置する。

(3) 自動車の交通規制により生じた滞留者は、自動車を緊急輸送車両及び避難者の支障とならない場所へ安全を確認して駐車する。

(4) 滞留者のうち自己の責任において行動を希望する者以外の者は、最寄りの避難場所へ避難する。

(5) 市で開設した避難場所での滞留者への対応は、本章第1節「1市における措置」の(7)のエ、オに準じて行う。

5 競艇場の対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合は、次のような措置をとるものとする。

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、入場者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の伝達に努めるとともに、東海地震注意情報が発表された場合にはレースを中止する旨を周知する。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合は、次のような措置をとる。

ア 開催日の開門前の場合、レースを行わない旨を周知し、来場者については直ちに帰宅させる。

イ レース中の場合、直ちにレースを中止する。

ウ 入場者がいる場合、入場者にレースを行わない旨を説明するとともに、誘導し、鉄道、バス、自動車等の交通手段により帰宅させる。

(3) 警戒宣言が発せられた場合には、来訪者及び施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、施設等からの退避を誘導し、原則として、業務を停止する。

第2節 消防、浸水等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合は、消防機関及び水防団（消防団）が出火、混乱の防止等に関して講ずる措置として、常滑市地域防災計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検及び整備等準備行動を行うものとする。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水災等の防除のための警戒
- (3) かけ地崩壊危険地域、津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保
- (4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導の実施
- (6) 地震防災応急計画の実施の指導
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水防資機材の点検、整備及び配備

第3節 社会秩序の維持対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合、主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを

行うものとする。

イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第4節 道路交通対策

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 交通規制の基本方針

ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力抑制し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者若しくは車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

ア 第1次

強化地域規制

次の各インターチェンジについて、一般車両に対し、流入の制限を行う。

路線名	流入を制限する I C
知 多 横 断 道 路	全 I C
中 部 国 際 空 港 連 絡 道 路	全 I C

イ 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する広域交通規制道路又は広域交通検問所のうちから区間又は地点を指定して、一般車両を対象とした

必要な交通規制を行う。

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

エ 津波被害発生予測地域の周辺道路

発生予測地域内道路及び同地域に通じる道路について、通行禁止規制等の交通規制を行う。

オ 強化地域を対象とする規制

ア 第1次的には、指定する路線及び区間について、緊急自動車及び緊急輸送車両であることの確認を受けた車両（以下「緊急輸送車両等」という。）以外の車両の通行を禁止する。

イ 前記アの目的を達するため、交通検問所を設置して、必要な交通規制、誘導及び自動車使用抑制の要請等を行う。

ウ 前記ア以外の道路について、緊急輸送車両等の通行を確保すべき必要がある場合には、指定する路線、区間その他の関連道路について車両の通行を禁止し、又は制限する。

カ 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、状況に即した適切な交通規制を実施するものとする。

(3) 交通規制の方法

ア 警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置並びに道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

イ 広報 交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、ラジオ、看板等により適時、適切な広報を実施する。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力制限する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報及び指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸

送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

(7) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

2 県（防災安全局、建設局、関係局）県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両を運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策及び災害救急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき、津波から避難するためやむを得ない場所を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

1 名古屋鉄道株式会社における措置

名古屋鉄道株式会社は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

ア 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

イ 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

ア 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

イ 地震が発生した場合には、地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

ウ 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

エターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

ア 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

イ 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

ア 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。

イ 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第6節 バス

1 知多乗合株式会社における措置

知多乗合株式会社は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所及び避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育、訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 海上交通

中部空港海上保安航空基地は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行うとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。

第8節 空港

1 中部国際空港株式会社における措置

中部国際空港株式会社は、南海トラフ地震に関する情報発令時等における空港利用者等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 南海トラフ地震に関する臨時情報発表時

- ア 空港の運用は継続する。
- イ 非常参集要員は勤務場所に参集する。
- ウ 対策本部を設置し、空港及び空港利用者の状況把握に努める。
- エ 空港利用者及び空港施設内の事業者に対し南海トラフ地震に関する情報の内容を周知し、警戒宣言発令時における空港の速やかな閉鎖、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。
- オ 緊急車両及び保安車両の点検整備を行う。
- カ 火気の取扱いを原則中止し、火気使用設備・器具を点検する。
- キ 工事を中止し、安全対策を実施する。
- ク 帰宅困難者の発生に備え、食料、飲料水等生活必需品を確保する。

(2) 警戒宣言発令時

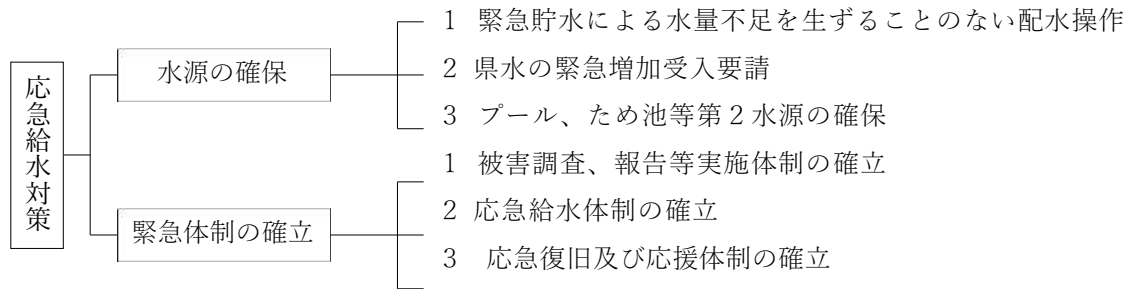
- ア 緊急輸送等の機能を除き、空港は速やかに閉鎖する。
- イ 対策本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。
- ウ 空港利用者及び空港施設内の事業者に対し、警戒宣言の内容を周知し、空港の閉鎖、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。
- エ 帰宅困難者を避難場所に誘導し、要配慮者の保護を実施する。
- オ 地震防災応急対策用資機材及び食料、飲料水等生活必需品を確保する。
- カ 国、県、常滑市に地震防災応急対策の実施状況等を報告する。

第9節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市における措置

(1) 水源の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼び掛けるとともに、次の措置をとるものとする。



ア 飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

イ 県水に対し、緊急増量の要請を行うとともに、知多浄水場系統の市町との緊密な連絡の下に、お互いに支障を来さないようにする。また、場合によっては県水との緊急連結管の活用も図る。

ウ 飲料水がなお不足する場合も予測し、飲料水利用プール、更に災害の程度によっては、防火用水、ため池、河川等を第2水源として、ろ水機により浄化できるよう確保を図る。

(2) 緊急体制の確立

ア 警戒宣言が発令された場合は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。

イ 給水体制の確保

ア 応急給水量について

応急給水量は、被災後の経過日数ごとに、目標水量及び運搬距離を定め、確保するものとする。

イ 応急給水の対象者

応急給水の対象は、災害により水道、井戸等の給水施設が破損して飲料水が得られない被災者とする。

ウ 応急給水の方法

水道の代替手段としては、1 飲料水利用プール、2 防火用水、3 河川、4 ため池の順位によって供給する。

ウ 応急復旧体制及び応援体制の確立

応急給水作業と並行して応急復旧作業を図り、早期通水を第一とし、市水道工事事業者と連絡を密にして仮設配水管及び仮設共用栓を布設し災害時の緊急体制を確立する。

また、市は自ら飲料水の供給あるいは給水復旧が困難であるときは、市水道工事事業者のほか、県及び水道災害相互応援に関する覚書を締結している県内の水道事業者に応援を求めるものとする。

2 県における措置

県は、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援を命ずるものとする。

3 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑

に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の際に危険にかんがみ、作業員の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視及び特別点検

	実 施 事 項
変 電 所	1 構内特別巡視（落下物及び二次災害発生可能物の排除など） 2 消火設備の点検

イ

応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

4 東邦ガス株式会社における措置

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視及び点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視及び点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事、作業等は、工事中、作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

5 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発令された場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

6 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付及び配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社東海支店における業務実施状況 オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報発令前からも実施する。

(4) 建物、施設等の巡視及び点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。

中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

7 日本放送協会名古屋放送局における措置

(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼び掛けるとともに、交通、ライフライン、生活関連情報等の正確かつ迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送及び臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処するものとする。

(3) 外国人、視聴覚障害者等への配慮

放送に当たっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

第10節 生活必需品の確保

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

生活必需品の高騰、売り惜しみ及び買い占めが起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のため指導を行う。

また、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小規模小売店に対し営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

なお、各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は原則として供給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

市は、平常時から家庭内備蓄についての周知徹底に努める。

第11節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局及び日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

ア 窓口業務の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裏に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

イ 取引者に対する営業停止等の周知徹底

営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

ウ 休日等の警戒宣言発令時における窓口営業の再開停止

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期するため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

エ 警戒宣言解除時における平常業務の再開

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を再開する。

オ 発災後の応急措置

発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第5編第5章第3節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止すること。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

ウ 休日又は開店前若しくは閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

オ 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第5編第5章第3節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講じる。

(3) 証券会社等への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応

- ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所等の窓口における営業を停止すること。
- イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
- ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社の円滑な遂行の確保を期するため、営業の開始又は再開は行わない。
- エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。
- オ 発災後の証券会社等の応急措置については、第5編第5章第3節1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

(4) 電子債権記録機関への措置

ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応

- ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。
- イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
- ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期するため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。
- エ 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。
- オ 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第5編第5章第3節1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

2 県（経済産業局、農業水産局）における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と緊密な連携を取りつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第12節 郵便事業対策

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 強化地域内の郵便局の措置

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
- イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。
- ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。

エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

第13節 病院、診療所

1 病院、診療所における措置

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

第14節 百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第15節 緊急輸送

1 県（防災安全局、関係部局）、市及び関係機関における措置

- (1) 県、市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員及び物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員、物資及び機材

3 緊急輸送の方針

緊急輸送は、県、市及び関係機関等が保有する車両等の輸送力により必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関は、

あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。また、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において必要な調整を行うものとする。

4 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、資料のとおりとする。

（〔資料編〕別添資料 水害・津波浸水予測図・緊急輸送道路図）

5 緊急輸送基地等の設定

警戒宣言発令時の緊急輸送基地及び集積地点を資料のとおり設定する。

（〔資料編〕付属資料 大震災時の救援物資配送センター）

6 緊急輸送車両等の確保等

県、市、関係機関、輸送関係業者等の保有する車両をいったん中心基地に集結し、各地区に必要な物資及び人員を緊急輸送するものとし、各地区に最低3台（資機材輸送用トラック2台、人員輸送用トラック1台）の4地区計12台を確保する。なお、予備車両としてトラック3台、ライトバン2台を本部基地に配備する。

7 緊急輸送車両の事前届出及び確認

(1) 緊急輸送車両の事前届出

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。

(2) 緊急輸送車両の確認

大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合の、緊急輸送車両であることの確認については第4節1(6)に定めるところによる。

(3) 緊急輸送車両等事前届出済証の交付範囲

事前届出済証を交付する車両の範囲は、本計画を遂行するために必要とされるもので、かつ、2の「緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送」に必要な範囲の車両とする。

8 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送用車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

（〔資料編〕書式No.12 緊急通行車両等届出書（別記様式1））

（〔資料編〕書式No.13 緊急通行車両確認証明書（別記様式2））

（〔資料編〕書式No.14 標章（別記様式4））

（

第16節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

1 市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置及び帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

■基本方針

○警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、港湾・漁港、不特定かつ多数が出入する施設等において地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路

地震が発生した場合、予想される道路の被害は、のり面の崩落、高盛土箇所への崩壊、路面のき裂、沈下、橋梁の損壊、ガス管、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊が想定される。

このため、市は東海地震注意情報が発表された段階から直ちに所管する道路のうち、特に緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊等が想定される危険箇所を主体に緊急点検を行うため道路巡視を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の状況を把握し、必要な安全対策を講じた上で、原則として、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。さらに、日常から道路及び橋梁施設の危険箇所の調査及び耐震診断を実施し、今後計画的に改良を図る。

緊急点検巡視の具体的な実施体制及び実施方法については、常滑市地震災害警戒本部要綱の定めるところによる。

道路防災総点検を実施し、道路交通に障害を及ぼすおそれのある危険箇所は、下記の表のとおりとする。

	路 線 名	状 況
1 級市道	海岸線	橋梁危険 新浜橋・大和川橋
	東海知多線	橋梁危険 矢田川新橋
	常東線	橋梁危険 常東橋
	瀬木線	橋梁危険 新開橋
	樽水武豊線	橋梁危険 本宮橋
	西阿野檜原線	橋梁危険 三ツ池橋
	坂井富貴線	橋梁危険 天木橋・坂井3号橋
2 級市道	大野蒲池線	橋梁危険 大野橋
	大野小倉線	橋梁危険 勅使橋
	石瀬線	橋梁危険 石瀬橋
	苅屋漁港線	橋梁危険 港橋
その他市道	2040号（北条向山線）	橋梁危険 北山橋
	2049号（北条向山線）	橋梁危険 荒子橋
	2111号（中央線）	橋梁危険 一木橋
	2183号（瀬木線）	橋梁危険 新瀬木橋

橋梁については、1・2級市道等に架かる橋長10m以上のものを表示

第2節 河川及び海岸保全施設等

1 河川及び海岸

被害予測で津波による重大な被害が予測される地区においては、河川及び海岸保全施設の管理上の対応について、市は、水防団及び防災班とともに警戒配備につくものとする。

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、上記に定めた対応を行うものとする。

堤防、排水機場・樋門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検及び応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。

2 漁港及び港湾施設

漁港及び港湾施設は、水際線に近接しており、施設内には多くの船舶等が収容されているため、地震の直接被害のほか、津波による二次災害が想定され大きな被害が予測されるため、東海地震注意情報が発表された段階から、所管する漁港及び港湾において次の措置をとるものとする。

(1)必要に応じて所管する施設の巡視及び点検を行い、状況に応じて応急の措置をとる。また、工

事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じた上で、原則として工事の中断等の措置をとる。

(2)特定の施設又は特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。

(3)津波の危険のある地区について、樋門、閘門等の操作又は操作の準備のための配備を行う。

(4)応急復旧に必要となる資機材の保有状況及び事前配備についての確認及び連絡を行う。

(5)関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

緊急点検並びに巡視の実施方法及び実施体制については別に定める。

区 分	河 川 名	管理者
2級河川	矢田川、前山川、稲早川	愛知県
準用河川	後川、久米川、井口川、大落川 樽水川、唐崎川、境川、大谷川	常滑市
砂防指定河川	久米川、前山川、井口川、樽水川 境川、大谷川、稲早川	愛知県・常滑市

3 独立行政法人水資源機構における措置

独立行政法人水資源機構は、東海地震注意情報が発表された場合、発災による愛知用水基幹施設、一般住民等への被害の軽減又は防止を図るため、次のとおり防災体制を確立する。

(1) 防災本部

東海地震注意情報が発表された場合の防災に関する業務の適切な遂行を図るため、防災本部を愛知用水総合事業部内に設置する。また、関係各支所に支部を設置する。

(2) 情報連絡

警戒体制及び情報の伝達は、別に定める防災体制の伝達経路のとおりとし、一般加入電話及び無線で周知徹底する。

(3) 警戒宣言が発せられたときの措置

警戒宣言が発せられたときは、直ちに施設の臨時点検等を行う。

幹線水路等の放流工からの放水操作に備え、必要に応じ事前に河川管理者等に連絡する。また、放流が必要となった場合は、必ず下流の安全を考慮して行うものとする。

なお、放水工使用に伴う関連事項は、次のとおりである。

名 称	関係河川名	河川管理者	放余水路最大流量
檜原放水工	準用 境 川	常 滑 市	放水路 10.71m ³ /s
前 山 池	2 級 前山川	愛 知 県	洪水吐き 85.60m ³ /s

第3節 農業用施設

地震の発生によりえん堤の決壊が生じた場合に大規模な浸水被害の発生が想定される農業用施設（ため池等）は、次の措置をとる。

東海地震注意情報が発表された場合は、これらの施設管理者は、直ちに緊急点検及び巡視を実施し、状況に応じて管理上の措置を講ずるとともに、工事中の場合は中断等の措置をとるものとする。

河川等の緊急点検及び巡視の実施体制は、常滑市地震災害警戒本部要綱に定めるところによる。

（〔資料編〕付属資料 農業用ため池）

第4節 不特定かつ多数の者が出入する施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、市体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 警戒宣言等の情報伝達、退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発表された場合

庁舎及び施設において、庁舎への来訪者及び施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

ア 庁舎

来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止などの措置をとる旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎等からの退避を促す。

イ 施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、施設等からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発令された場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

ア 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、庁舎等からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

イ 施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確かつ簡潔に伝達するとともに、施設等からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他の措置

庁舎及び施設について、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

ア 施設の防火点検及び応急補修並びに設備、備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検及び整備並びに事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備及びコンピュータシステムなど重要資機材の点検等の体制

2 学校等

(1) 当該学校、幼稚園等に保護を必要とする児童、生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

(2) 保育園及びこども園については学校等に準じて行う。

各施設の具体的な措置内容は、各施設管理者が定める。

3 病院

病院においては、第4章第13節に定めるところによるが、診療等に関して次の措置をとるものとする。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

イ 診療は継続する。

ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

(2) 警戒宣言が発せられた場合

ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。

イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

4 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって、特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

1 地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は、第4節の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

(2) 無線通信機等通信手段の確保

2 警戒本部が置かれる庁舎等の管理者は、1に掲げる措置をとるほか、警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。

3 警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、2に掲げる措置と同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

4 市の防災計画に定める避難場所、避難所又は医療救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、第4節の2・4に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所、避難所又は医療救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力するものとする。

第6節 工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全

対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請等

■基本方針

○防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

1 市における措置

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めることができる。

市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、県内の岡崎市、蒲郡市を始め県内外の16市と大規模災害時の相互応援に関する協定等を締結し、被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に備えている。

2 県（防災安全局、関係局）における措置

(1) 知事の応援に関する指示

知事は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- ア 応援すべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

(2) 連絡・受入体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

3 費用の負担方法

(1)他県又は他市町村から、県又は本市に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。

(2)指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度又は事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 市における措置

(1) 自衛隊の派遣要請

市地震災害警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、市域の地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県地震災害警戒本部長に対し次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

市地震災害警戒本部長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

部隊 陸上自衛隊 第35普通科連隊（第4編第4章第3節自衛隊の災害派遣 参照）

2 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第4編第4章第3節5「災害派遣部隊の受入れ」及び6「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第3節 消防機関相互の応援体制の整備

現在、消防機関相互の応援体制は、愛知県下及び知多地域消防相互応援協定があるが、近隣地区が被災地となることも考えられるので、広域的な応援体制の確立を図る必要がある。

また、激甚災害の場合は、全国の消防機関相互による応援体制として発足した緊急消防援助隊による広域応援活動を活用するための受入体制を整えるものとする。

第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画等

市及び県並びに防災関係機関は、地震防災応急対策又は発災後の災害応急対策を実施する上で必要な次の施設等を整備するものとする。

第1 地震対策緊急整備事業等

本市及び県が本市で実施する地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業等は、次のとおりである。

1 消防用施設の整備

地震災害が発生した場合に、延焼防止活動、救助、救護活動等地震災害の防止又は軽減を図るために、必要な消防活動を有効に実施し得るため耐震性貯水槽等の消防用施設の整備を図る。

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路の改良事業について、県等は、本市において整備を推進する。

3 公的医療機関の整備

地震時における医療救護機能と在院患者の安全を確保するため、医療施設の整備を推進する。

4 社会福祉施設の整備

地震時における園児等の安全を確保し、また、避難救護活動の場所を確保するため、園舎等の耐震調査及び耐震改修の推進を図る。

5 公立の小学校及び中学校の整備

地震時における児童、生徒等の安全を確保し、また、避難救護活動の拠点を確保するため、校舎の耐震調査及び耐震改修の推進を図る。

6 市庁舎の建替え

来庁者等の生命、身体の安全を確保するとともに、災害発生時においても執務が継続でき、防災重要拠点（災害対策本部）として防災機能を発揮できるよう、令和4年1月4日に庁舎を飛香台3丁目地内の高台へ新築移転した。

7 急傾斜地崩壊防止施設の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路又は人家に係る急傾斜地のうち、大規模な地震により生ずる崩壊のおそれ特に著しい箇所について、県は、急傾斜地崩壊防止施設の整備を実施する。

8 ため池の整備

避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路及び人家の地震防災上必要なため池のうち、老朽化したため池及び周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため、大規模な地震の発生により決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものについて、県は、整備を計画する。

9 通信施設の整備

警戒宣言及び地震発生時における各種情報を正確かつ迅速に収集及び伝達し、パニックの防止や避難情報等の確かな災害対策のため、連絡体制の整備を推進する。

10 水道施設の整備

管路及び継手の耐震化を図り、また、老朽化した石綿セメント管の計画的な耐震化の整備を図る。

第8章 大規模な地震に係る防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

市は、市防災会議の主唱に基づき、毎年11月5日の「世界津波の日」を中心に、防災関係機関、できる限りの民間企業、自主防災組織、より多くの住民等の参加を得て、強化計画の具体的な運用等を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練及び必要に応じて個別の訓練を実施するものとする。

第2 訓練の内容

総合防災訓練及び個別訓練は、およそ次に掲げるような内容を取り入れて行うものとする。

また、それぞれの防災関係機関等が行う防災訓練についても、これらに準じた内容により行うものとする。

- 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表及び警戒宣言の発令に伴う地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集及び警戒本部運用訓練
- 2 警戒宣言の発令に伴う所要情報、津波情報等の通知、伝達、広報等の訓練
- 3 交通規制、事前避難及び車両による避難訓練
- 4 発災後の市災害対策本部の設置並びに消火活動、避難誘導、救護活動、道路の啓開作業及び給水給食等の応急措置に関する訓練
- 5 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 6 水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な津波防災訓練
- 7 その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

第3 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第4 住民等の震災予防対策

市は、大規模な地震が発生した場合、住民自ら生命身体及び財産の保護に努めるため、およそ次に掲げるような対策と心構えを養うよう指導広報を行うものとする。

1 平常時の対策

- (1) 家や塀の安全化を図る。
- (2) 家の中での家具等の置き方に注意する。
- (3) 火を使う器具及び設備の点検及び整備をする。
- (4) 可燃性危険物の置き方及び火気管理に注意する。
- (5) 消火器及び消火水を用意しておく。
- (6) 救急医薬品の準備をしておく。
- (7) 非常用品を準備しておく。
- (8) 避難場所及び避難路を確認しておく。
- (9) 家族で防災について話し合う。
- (10) 普段から隣近所で協力体制を作っておく。
- (11) その他地震災害に備えた必要な対策を行う。

2 警戒宣言が発せられた場合の対策

- (1) 正しい情報をつかむ。
- (2) 火はできるだけ使わないようにする。
- (3) 自動車の運転及び電話の使用を自粛する。
- (4) 危険な作業等を自粛する。

- (5)飲料水及び初期消火用水として緊急貯水をする。また、消火のために必要なその他の準備をする。
- (6) 身軽で安全な服装に着替える。
- (7) 灯油等危険物やL Pガスの安全措置をとる。
- (8)地震が起きたとき、家の中で家具等の下敷きにならないよう身の安全を確保できる場所を確かめる。
- (9) 非常持出品を確かめる。
- (10) その他地震が起きたときに備えて必要な措置を行う。

第5 防災訓練の指導協力

市は、防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て適宜、防災訓練を実施するものとし、この防災訓練実施に当たって計画遂行上の必要な指導助言の協力を県に要請することができるものとする。

第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 市職員等に対する教育

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策の迅速かつ円滑な実施を図ることが大切になる。そのため、警戒本部を構成する職員等を中心に、次の事項について必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各機関、各部、各課ごとに主体的に行うものとし、その内容としては、おおよそ次の事項について教育を行うものとする。

- 1 地震に関する基礎知識
- 2 東海地震の予知に関する知識
- 3 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 4 予想される地震及び津波に関する知識
- 5 職員等が果たすべき役割
- 6 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識
- 8 家庭の地震防災対策及び自主防災組織の育成強化対策
- 9 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育及び広報

警戒宣言が発せられた場合、市民の一人一人が、警戒宣言、対応措置等についての正しい知識と判断をもって行動することが、パニックなどを未然に防止する上で最も重要なことである。

そのため、市は、県との相互協力により、市民等に対する広報及び教育を実施する。その場合は、広報紙、パンフレット等の配布、地震体験車の使用、映画会及び講演会の開催等における教育などにより行うものとし、分かりやすく発信するよう努める。

教育及び広報の内容は、およそ次のような事項について行うものとする。

- 1 地震に関する基礎知識
 - 2 東海地震の予知に関する知識
 - 3 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
 - 4 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
 - 5 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - 6 正確な情報入手の方法
 - 7 市、県、防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策等の内容
 - 8 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
 - 9 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - 10 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容
 - 11 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示（緊急）等の発令時にとるべき行動
 - 12 避難生活に関する知識
 - 13 平素から住民が実施しうる応急手当、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
 - 14 住居の耐震診断及び必要な耐震改修の内容
- 第3 児童・生徒等に対する教育

1 教育関係職員に対する教育

市は、児童・生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対して行われる研修の機会を通じて、地震防災教育を実施するものとする。

この場合の実施内容については、市職員等に対する教育内容に準じて行うものとする。

2 児童・生徒等に対する教育

市は、学校等が行う児童・生徒等に対する地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。

地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の置かれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的かつ継続的に実施するものとする。第

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

警戒宣言が発せられた場合に、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設管理者は、適正な行動がとれるよう、事前に防火管理講習会等を通じて、防災教育を図るものとする。

第5 自動車運転者に対する教育

交通関係団体等を通じて警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容及び運転者のとるべき措置等の教育について、講習会を媒体とした教育を実施するとともに、広報紙による広報及び啓発を計画的かつ継続的に実施する。

第6 地震相談窓口の設置

市及び県は、市民からの地震に対処する方法、住宅の耐震相談などの地震に対する相談を受けるため、適宜、およそ次のような窓口を設置して、広く地震対策の普及を図るものとする。

- 1 市の防災担当部局
- 2 警察本部及び警察署
- 3 常滑市消防本部
- 4 県及び常滑市の建築指導担当部課（建築相談窓口）

(参考)：東海地震等による常滑市への被害予測

1 主な被害予測結果総括表

		想定地震	東海地震	東南海地震	東海・東南海地震連動
項 目 人的被害 (人口データ約50,000人)	冬早朝 5時発生	死 者 数 (人)	約10	約60	約110
		負傷者数 (人)	約280	約1,100	約1,600
	春秋昼 12時発生	死 者 数 (人)	若干	約20	約40
		負傷者数 (人)	約190	約730	約1,100
	冬夕刻 18時発生	死 者 数 (人)	約10	約40	約100
		負傷者数 (人)	約200	約770	約1,300
	帰宅困難者 (突発時) (人)		約4,400	約4,400	約4,400
避難所生活者数 (一日後) (人)	自宅建物被害による		約470	約2,100	約9,500
	ライフライン支障による		約3,400	約7,800	約6,800
建物被害 (建物データ約24,000棟)	全壊棟数 (棟)		約350	約2,000	約3,300
	半壊棟数 (棟)		約1,600	約4,400	約5,200
火災 (18時)	出火件数 (件)		約10	約20	約40
	焼失棟数 (棟)		約10	約30	約4,800
ライフライン 機能支障	上 水 道 (戸)		約9,000	約15,000	約16,000
	都市ガス (戸)		約560	約4,800	約5,800
	L P ガス (戸)		約940	約3,100	約4,200
	電 力 (口)		約3,400	約6,200	約6,200
	電 話 (件)		約370	約2,100	約2,100
	下 水 道 (人)		約40	約110	約110
計測震度 面積率 (%)	6 強			7	32
	6 弱		4	90	68
	5 強		79	3	
	5 弱以下		17		
液化化危険度 面積率 (%)	極めて高い		3	14	16
	高い		7	6	5
	低い		5	2	1
	極めて低い		85	78	78

※人的被害は人口データ約50,000人、建物被害は建物データ約24,000棟で試算。東海地震は突発的に発生した場合の数値。

2 津波による被害

- (1) 東海地震
 - ・最高水位 T. P. +2.3m (常滑港内で朔望平均満潮位を含む値)
 - ・浸水発生箇所 鬼崎漁港榎戸地区周辺、小鈴谷漁港小鈴谷地区周辺
- (2) 東南海地震
 - ・最高水位 T. P. +2.1m (常滑港内で朔望平均満潮位を含む値)
 - ・浸水発生箇所 鬼崎漁港榎戸地区周辺、小鈴谷漁港小鈴谷地区周辺
- (3) 東海・東南海地震連動
 - ・最高水位 T. P. +2.9m (常滑港内で朔望平均満潮位を含む値)
 - ・浸水発生箇所 鬼崎漁港榎戸地区周辺、小鈴谷漁港小鈴谷地区周辺
- (4) その他の地震
 - ・伊勢湾断層主部と白子－野間断層による津波は小さく、浸水は発生しない。最高水位は常滑港内で朔望平均満潮位を含み T. P. +1.8m である。

(出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書／H15年3月 愛知県防災会議地震部会)

別冊地震防災強化計画
(東海地震関係)

(令和 7 年 2 月修正)

編集発行 常滑市防災会議

(常滑市防災危機管理課)

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5

電話 (0569) 47-6107
